障害者福祉のしおり

豊島区　令和７年度版

セーフコミュニティ 国際認証都市・豊島区

SDGs未来都市としま
TOSHIMA International City of Arts & Culture
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和７年度版「障害者福祉のしおり」

◎この「障害者福祉のしおり」は、豊島区にお住まいの障害者の方に利用していただく障害者福祉施策の概要や、窓口を紹介したものです。

◎**INDEX及び目次**（1～6ページ）・**障害程度別《早見表》**（7～19ページ）・索引（139～142ページ）をご覧になり、必要な内容を探していただき、該当のページを開きますと、事業の内容や窓口等をお調べいただくことができます。

◎このしおりに掲載している各事業等の詳細は、**各担当の窓口にお問い合せください。**豊島区役所以外が窓口の事業につきましては、各窓口へ直接お問い合せください。

◎このしおりの内容は、**令和７年７月現在**で編集しています。次の発行は令和８年度を予定しています。その間の制度変更等は、「広報としま」等でお知らせします。

◎**池袋保健所・長崎健康相談所**につきましては、お住まいの所在地により受け持ち区域が異なります。**43ページの「受持区域」**をご覧になり、担当の窓口をご確認ください。

◎**JAVISコード**について
各ページの角の位置に印刷された四角い模様は、JAVISコードといいます。JAVISコードは、主に視覚障害者の方がスマートフォンや専用の読み取り装置を使って、音声で内容を聞くことができるものです。JAVISコードの印刷された位置をわかりやすくするため、コードの隣に**切りかき**をいれてあります。

☆絵画は、第18回豊島区障害者美術展の受賞作品です。

表表紙

「シャクヤク」
伊藤　賢士（最優秀賞）

裏表紙

右上：「ビルから見た高速道路」
久保　貴寛（優秀賞）

左：「AMBIENT I」
坪田　茂裕（優秀賞）

右下：「お正月」
宇佐見　俊太（優秀賞）

障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

障害者のための国際シンボルマーク
障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。
【窓口】公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
電話　03-5273-0601　　FAX　03-5273-1523

盲人のための国際シンボルマーク
世界盲人連合で1984 年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。
信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。
【窓口】社会福祉法人日本盲人福祉委員会
電話　03-5291-7885　　FAX　03-5291-7886

身体障害者標識（身体障害者マーク）
肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。
やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
【窓口】警察庁　　電話　03-3581-0141

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）
政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。
やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
【窓口】警察庁　　電話　03-3581-0141

耳マーク（聴覚障害者マーク）
聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。
また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。
【窓口】一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会　　FAX　03-3354-0046

ほじょ犬マーク
身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。
不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。
【窓口】厚生労働省　　電話　03-5253-1111　　FAX　03-3503-1237

オストメイト用設備／オストメイト
オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。
オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。
【窓口】公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
電話　03-3221-6673　　FAX　03-3221-6674

ハート・プラスマーク
内臓に障害のある方を表しています。
心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。
そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。
【窓口】特定非営利活動法人ハート・プラスの会　　電話　080-4824-9928

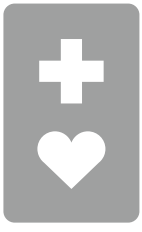

ヘルプマーク
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。
そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。
【配布方法】
・対象者からの申し出により、豊島区の各窓口（障害福祉課、障害支援センター、保健所、区民事務所等）又は、都営地下鉄各駅の駅務室等でヘルプマークを配布しています。
【窓口】豊島区福祉部 障害福祉課 管理･政策推進グループ　　電話　03-3981-1766

INDEX

	目次	2〜6
	障害程度別《早見表》	7〜19
	案内図	20〜26
	障害福祉サービスのあらまし	27〜39
	障害者差別解消法	40〜41
1	相談窓口	42〜49
2	手帳の交付	50〜53
3	手当･年金	54〜62
4	医療	63〜73
5	日常生活の援助	74〜81
6	介護･派遣など	82〜86
7	生活圏をひろげる	87〜89
8	点字･テープなど	90〜94
9	保育･教育･障害児通所支援	95〜99
10	職業･資金の貸付	100〜104
11	講習会･レクリエーション･社会参加など	105〜110
12	人材の養成･ボランティアなど	111〜112
13	住宅	113〜115
14	税の軽減	116〜119
15	交通機関の割引など	120〜123
16	各種料金等の軽減	124〜128
17	施設など	129〜137
18	福祉のまちづくり	138
19	索引	139〜142

目次

障害程度別《早見表》…… 7
案内図……20
障害福祉サービスのあらまし……27
障害者差別解消法……40

1.相談窓口

障害福祉課(区)……42
池袋保健所・長崎健康相談所(区)……43
高齢者医療年金課(区)……44
子育て支援課(区)……44
子ども家庭支援センター(区)……44
児童発達支援センター(区)……44
豊島区児童相談所(区)……44
介護保険課(区)……44
東京都心身障害者福祉センター……45
高次脳機能障害専用電話相談……45
東京都障害者福祉会館福祉相談(ピアカウンセリング)…45
東京都手をつなぐあんしん相談(青年期相談)……45
東京聴覚障害者支援事業所……46
東京都難聴児相談支援センター……46
聴力障害者情報文化センター……46
視覚障害者生活サポート……46
東京都立小児総合医療センター　こころの電話相談室…46
東京都難病相談・支援センター……47
東京都医療的ケア児支援センター……47
東京都立精神保健福祉センター……47
東京都発達障害者支援センター(TOSCA) ……47
身体障害者相談員(区)……48
知的障害者相談員(区)……48
民生委員・児童委員……48
豊島区民社会福祉協議会……48
成年後見制度の利用支援……49

2.手帳の交付

身体障害者手帳……50
愛の手帳(東京都療育手帳)……50
精神障害者保健福祉手帳……51
身体障害者障害程度等級表……52

3.手当・年金

障害等級別で申請可能な手当の早見表……54

各種手当

特別障害者手当(国の制度)……56
障害児福祉手当(国の制度)……57
重度心身障害者手当(都の制度)……57
心身障害者福祉手当(区の制度)……58
難病患者福祉手当(区の制度)……58
特別児童扶養手当(国の制度)……59
児童扶養手当(国の制度)……59
児童育成手当(障害手当)(区の制度)……59
児童育成手当(育成手当)(区の制度)……60

年金

心身障害者扶養年金(都の制度)……60
心身障害者扶養共済制度(都の制度)……60
障害基礎年金(国民年金)……61
特別障害給付金(国の制度)……61
障害厚生年金・障害手当金(一時金)(厚生年金)……62
傷病(補償)年金・障害(補償)給付(労働者災害補償保険) …62

見舞金

原爆被爆者見舞金……62

4.医療

医療助成

東京都心身障害者医療費助成「㊦受給者証」……63
自立支援医療（育成医療）……63
自立支援医療（更生医療）……64
小児精神病医療費助成（入院医療費助成）……64
難病の医療費助成……65
小児慢性特定疾病の医療費助成……68
自立支援医療（精神通院医療）……69
ひとり親家庭等の医療費助成（「㊧医療証」）……69
B型・C型ウイルス肝炎治療費助成 ……70
被爆者援護事業に関する申請……70
子どもの医療費助成（「㊨医療証」「㊨医療証」「㊨医療証」）…70
スモン患者に対するはり等施術費助成……71
特定疾病の負担軽減……71
後期高齢者医療制度……71

医療機関・医療情報

心身障害者（児）医療機関……72
心身障害者（児）歯科診療機関……72
休日診療・平日準夜診療……73
医療機関案内……73

5.日常生活の援助

補装具・生活用具

補装具費の支給……74
日常生活用具・住宅改修費の給付……74
屋内移動設備の給付……77
小児慢性特定疾病児　日常生活用具給付事業……77
中等度難聴児発達支援事業（補聴器購入費の助成）…77

快適な在宅生活のために

心身障害者理美容サービス……77
障害者入浴サービス……78
寝具類洗濯乾燥サービス……78
紙おむつの支給・おむつ購入費の助成……78
機能回復助成（はり・きゅう・マッサージ）……78
点字図書の給付……78
重度身体障害者等緊急通報システム……79
福祉電話の貸与……79
東京消防庁緊急ネット通報……79
110番アプリシステム・FAX110番による緊急通報 …80
119番ファクシミリ通報 ……80
電話リレーサービスを介した119番通報 ……80
災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業……81

6.介護・派遣など

日常生活の介護など

障害者総合支援法による介護給付……82
困りごと援助サービス～ちょこっとお助け活動～…82
移動支援……83
日中一時支援……83
重度脳性麻痺者介護……83
重度障害者の大学等修学支援……83
重度障害者の就労支援……83
在宅重症心身障害児（者）等訪問……83
リボンサービス（住民参加型在宅福祉サービス）……84

通訳・介助者派遣など

東京都ガイドセンター……84
豊島区手話通訳者派遣センター……84
要約筆記者の派遣……84
盲ろう者通訳・介助者派遣……84
失語症の人のコミュニケーション支援者の派遣……85
東京都盲ろう者支援センター……85
福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」…85

一時的な介護が必要なとき

心身障害者（児）緊急一時保護（区の制度）……86
短期入所（ショートステイ）……86
在宅難病患者一時入院……86
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援…86

7.生活圏をひろげる

福祉タクシー券の交付……87
自動車燃料費助成……87
自動車運転教習費の助成……87
重度身体障害者用自動車改造費の助成……88
車いすの貸出……88
補助犬の給付……88
福祉有償運送(車いす利用者等への運送サービス)…89
視覚障害者外出支援事業(音声道案内)……89
その他……89

8.点字・テープなど

視覚障害者

点字版区議会だより・声の区議会だより(テープ版) …90
点字広報・声の広報(テープ版・デイジーＣＤ版)…90
障害者福祉のしおり(デイジー版)……90
広報東京都・都議会だより(点字版・テープ版・デイジー版)…90
図書館の視覚障害者等サービス……91
その他の点字図書館……91
点字即時情報ネットワーク……91
視覚障害者用図書・雑誌の製作と貸出・配信……92
視覚障害者用図書レファレンスサービス……92
点字録音刊行物作成配布……92
視覚障害者日常生活情報点訳等サービス……92
視覚障害に関するＤＶＤ貸出……92
その他……92

聴覚障害者

聴覚・言語障害者のためのレファレンスサービス…93
聴覚障害者向け映像ライブラリー……93
字幕付16ミリ映画フィルムの貸出……93
コミュニケーション機器等の貸出……93
聴覚障害に関する図書・資料等の貸出・閲覧……94
その他……94

9.保育・教育・障害児通所支援

保育・教育

障害児保育・医療的ケア保育事業(保育園)……95
障害児保育事業(学童クラブ)……95
児童発達支援事業(豊島区立児童発達支援センター)…95
就学相談……95
特別支援学級設置校・特別支援教室……96
特別支援学級(固定学級)まとめ展……96
特別支援教育就学奨励費……96
特別支援学校……97

障害児通所支援

児童発達支援……98
放課後等デイサービス……98
保育所等訪問支援……99
居宅訪問型児童発達支援……99

10.職業・資金の貸付

職業相談・訓練など

障害者総合支援法による訓練等給付 ……100
豊島区障害者就労支援センター(障害者就労支援)…100
ハローワーク池袋(池袋公共職業安定所)…… 101
失業給付(雇用保険)…… 101
日本視覚障害者職能開発センター…… 101
東京障害者職業センター…… 101
公益財団法人 東京しごと財団……102
東京障害者職業能力開発校…… 102
国立職業リハビリテーションセンター…… 103
たばこの小売販売業の許可…… 103
IT技術者在宅養成講座(重度身体障害者在宅パソコン講習)…103

資金の貸付

生活福祉資金の一覧…… 104
自動車事故被害者に対する支援…… 104

11.講習会･レクリエーション･社会参加など

視覚障害者のための講習会

中途失明者緊急生活訓練…… 105
家庭生活訓練…… 105
盲青年等社会生活教室…… 105
スマホ・パソコン教室…… 105
中途視覚障害者点字教室…… 105
IT教室…… 105
教養講座…… 105
音楽教室…… 105

聴覚障害者のための講習会

中途失聴者・難聴者手話講習会…… 105
読話講習会…… 105
文化教養講座…… 105
社会教養講座…… 105
手話で学ぶ文章教室…… 105
コミュニケーション教室…… 105

音声・言語障害者のための講習会

吃音と上手に付き合うための吃音者講習・ピアカウンセリング…106
喉頭摘出者発声訓練…… 106

その他の講習会など

人工肛門・人工膀胱造設者への講習会…… 106

レクリエーション・社会参加など

土曜余暇教室…… 107
豊島区日曜教室(つばさCLUB)……107
親子ふれあい助成…… 107
東京都障害者休養ホーム…… 107
宿泊施設利用料…… 107
区立体育館・プールの使用料…… 108
東京都障害者スポーツセンター…… 108

区の行事など

盆踊り大会…… 109
スポーツのつどい…… 109
ふくし健康まつり…… 109
もちつき大会…… 109
ときめき想造展…… 109
こころまつり…… 109

選挙

代理投票制度…… 109
点字投票制度…… 109
郵便等による不在者投票制度…… 109
「選挙のお知らせ」に点字シール …… 110
音声版・点字版による「選挙公報」…… 110
投票支援パンフレット…… 110
コミュニケーションボード…… 110

12.人材の養成・ボランティアなど

豊島ボランティアセンター…… 111
リボンサービス協力会員…… 111
リボンサービス賛助会員…… 111
ハンディキャブの運行(リフト付乗用自動車)運転協力者… 111
ボランティア活動団体への支援協力等…… 111
手話講習会…… 112
手話通訳者の養成…… 112
要約筆記者の養成…… 112
点訳･朗読(音訳)奉仕員指導者､専門点訳奉仕員の養成… 112
国立障害者リハビリテーションセンター…… 112
豊島区障害福祉サービス事業研修費用助成…… 112
失語症意思疎通支援者の養成…… 112

13.住宅

都営住宅…… 113
都営住宅使用料…… 113
UR都市機構の優遇区分及び近居割制度 …… 114
住み替え家賃助成…… 114
区営・区立福祉住宅…… 114
安心住まい提供事業…… 115
家賃等債務保証制度…… 115
木造住宅への耐震シェルター等設置助成…… 115

14.税の軽減

障害者控除(所得税・住民税)…… 116
住民税…… 116
自動車税(環境性能割・種別割)・
　軽自動車税(環境性能割・種別割)…… 117
相続税…… 118
贈与税…… 118
関税…… 118
個人事業税…… 118
利子等…… 119
都税納税通知書の点字サービス…… 119
都税納税通知書の音声コード対応…… 119
その他…… 119

15.交通機関の割引など

JR運賃・私鉄運賃 …… 120
都営交通(無料乗車券)…… 121
民営バス…… 121
タクシー運賃…… 122
航空旅客運賃(国内線に限る)…… 122
有料道路通行料…… 122
フェリー旅客運賃…… 122
駐車禁止規制の対象除外…… 123
高齢運転者等専用駐車区間制度…… 123
身体障害者標識(身体障害者マーク)…… 123

16.各種料金等の軽減

水道・下水道料金…… 124
NHK受信料…… 124
郵便料金…… 125
郵便はがきの無料配付(青い鳥郵便葉書)…… 125
都立公園等入場料…… 125
都立公園駐車場料金…… 125
都立美術館等の観覧料…… 125
携帯電話割引サービス…… 125
区立自転車駐車場…… 126
粗大ごみ等の処理手数料…… 126
ごみの出前収集…… 127
証明書発行機・コンビニ交付…… 127
NTT無料番号案内(ふれあい案内) …… 128

17.施設など

豊島区立心身障害者福祉センター…… 129
基幹相談支援センター…… 129
障害者虐待防止センター…… 130
福祉ホームさくらんぼ…… 130
共同生活援助(グループホーム)…… 130
総合施設(国立障害者リハビリテーションセンター)… 130
盲人ホーム…… 131
障害児入所施設…… 131
障害児通所支援事業所…… 131
通所施設(区内)…… 133
入所施設(区内)…… 136
グループホーム(区内)…… 136
心身障害者等福祉団体…… 137

18.福祉のまちづくり

「福祉のまちづくり」事業 …… 138

19.索引

あ～さ…… 139
し～す…… 140
せ～に…… 141
は～れ…… 142

障害程度別《早見表》

区分			手帳	手当・年金								
本文ページ			50	56	57	57	58		58	59		
事項			身体障害者手帳取得に係る診断書等経費助成	特別障害者手当（国の制度）	障害児福祉手当（国の制度）	重度心身障害者手当（都の制度）	心身障害者福祉手当（区の制度）		難病患者福祉手当（区の制度）	特別児童扶養手当（国の制度）注4		
摘要			本文参照	月額29,590円	月額16,100円	月額60,000円	月額15,500円	月額8,500円	月額15,500円	月額56,800円	月額37,830円	
区の窓口			障害福祉課	障害福祉課						子育て支援課		
愛の手帳		1度		△	○	△	○	○		○		
		2		△	△	△	○	○		△	△	
		3					○	○			△	
		4						○			△	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	△	△	○	△	○	○		○		
		2	△	△	△	△	○	○		○		
		3	△					○			○	
		4	△									
		5	△									
		6	△									
	聴覚障害	2	△	△	△		○	○		○		
		3	△					○			○	
		4	△									
		6	△									
	平衡障害	3	△					○			○	
		5	△									
	音声言語	3	△					○			○	
		4	△									
	肢体不自由	1	△	△	○	△	○	○		○		
		2	△	△	△	△	○	○		○		
		3	△					○			○	
		4	△								△	
		5	△									
		6	△									
	内部障害	1	△	△	○	△	○	○		△		
		2	△				○	○		△		
		3	△					○			△	
		4	△									
脳性麻痺				△	△	△	○	○		△	△	
進行性筋萎縮症				△	△	△	○	○		△	△	
難病				△	△				○	△	△	
精神障害				△	△					△	△	
精神障害者保健福祉手帳		1級		△	△					△	△	
		2・3級										
原爆被爆者												
戦傷病者												
年齢制限				20歳以上	20歳未満	65歳未満	20歳以上65歳未満	65歳未満	65歳未満	20歳未満		
所得制限			有	有	有	有	有	有	有	有	有	
併給制限					注3		注1	注1	注2	注3	注3	

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。

注1：有（難病患者福祉手当、障害手当）　注2：有（心身障害者福祉手当、障害手当）

注3：有（公的年金）（児童）

注4：特別児童扶養手当は、診断書をもとに受給要件の判定をします。上記一覧表は目安となりますのでご了承ください。

区分		手当・年金								
本文ページ		59	59	60	60	61	61	62	62	62
事項		児童扶養手当（国の制度）注2	児童育成手当 障害手当（区の制度）	児童育成手当 育成手当（区の制度）注2	心身障害者扶養共済制度（都の制度）	障害基礎年金（国民年金）	特別障害給付金（国の制度）	障害厚生年金・障害手当金（一時金）（厚生年金）	傷病（補償）年金・障害（補償）給付（労働者災害補償保険）	原爆被爆者見舞金
摘要		月額 本文参照	月額 15,500円	月額 13,500円	本文参照					年1回
区の窓口		子育て支援課			本文参照	高齢者医療年金課	高齢者医療年金課	本文参照		障害福祉課
愛の手帳	1度		○		○					
	2		○		○					
	3		○		○					
	4				○					
身体障害者手帳	視覚障害 1級	○	○	○	△					
	視覚障害 2	△	○	○	△					
	視覚障害 3				△					
	視覚障害 4									
	視覚障害 5									
	視覚障害 6									
	聴覚障害 2	○	○	○	△					
	聴覚障害 3				△					
	聴覚障害 4									
	聴覚障害 6									
	平衡障害 3				△					
	平衡障害 5									
	音声言語 3									
	音声言語 4									
	肢体不自由 1	○	○	○	△					
	肢体不自由 2	△	○	△	△					
	肢体不自由 3	△		△	△					
	肢体不自由 4									
	肢体不自由 5									
	肢体不自由 6									
	内部障害 1	○	○	○	△					
	内部障害 2	○	○	○	△					
	内部障害 3				△					
	内部障害 4									
脳性麻痺			○		△					
進行性筋萎縮症			○		△					
難病										
精神障害					△					
精神障害者保健福祉手帳	1級				△					
	2・3級									
原爆被爆者										○
戦傷病者										
年齢制限		18歳の年度末まで（一部20歳まで）	20歳未満	18歳の年度末まで	65歳未満	条件有り	条件有り	条件有り	条件有り	
所得制限		有	有	有						
併給制限		注3有	注1有							

※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

注1：有（心身障害者福祉手当）

注2：児童扶養手当等は、診断書をもとに受給要件の判定をします。
上記一覧表は目安となりますのでご了承ください。

注3：有（公的年金）

区分		医療									
本文ページ		63	63	64	64	65	68	69	69	70	70
事項		心身障害者医療費助成（都の制度）	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療（更生医療）	小児精神病医療費助成制度（入院医療費助成）	難病の医療費助成	小児慢性特定疾病の医療費助成	自立支援医療（精神通院医療）	ひとり親家庭等医療費助成	B型・C型ウイルス肝炎医療費助成	被爆者援護事業に関する申請
摘要		保険診療等の自己負担分助成	本文参照	治療による障害の軽減等	保険診療等の自己負担分助成		本文参照	保険診療等の自己負担分助成			
区の窓口		障害福祉課	保健所・健康相談所	障害福祉課	保健所・健康相談所				子育て支援課	保健所健康相談所	
愛の手帳	1度	○									
	2	○									
	3										
	4										
身体障害者手帳	視覚障害 1級	○		○					○		
	視覚障害 2	○		○					△		
	視覚障害 3			○							
	視覚障害 4			○							
	視覚障害 5			○							
	視覚障害 6			○							
	聴覚障害 2	○		○					○		
	聴覚障害 3			○							
	聴覚障害 4			○							
	聴覚障害 6			○							
	平衡障害 3			○							
	平衡障害 5			○							
	音声言語 3			○							
	音声言語 4			○							
	肢体不自由 1	○		○					○		
	肢体不自由 2	○		○					△		
	肢体不自由 3			○					△		
	肢体不自由 4			○							
	肢体不自由 5			○							
	肢体不自由 6			○							
	内部障害 1	○		○					○		
	内部障害 2	○		○					○		
	内部障害 3	○		○							
	内部障害 4			○							
脳性麻痺											
進行性筋萎縮症											
難病						○					
精神障害					○			○			
精神障害者保健福祉手帳	1級	△			○			○			
	2・3級										
原爆被爆者											○
戦傷病者											
年齢制限		65歳未満			18歳未満		18歳未満（一部20歳まで）		18歳の年度末まで（一部20歳まで）		
所得制限		有							有		
併給制限		有							有		

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

区分		医療			日常生活の援助									
本文ページ		70	71	71	74	74	77	77	77	77	78		78	78
事項		子どもの医療費助成	特定疾病の負担軽減	後期高齢者医療制度（国の制度）	補装具費の支給	日常生活用具・住宅改修費の給付	屋内移動設備の給付	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	中等度難聴児発達支援事業	心身障害者理美容サービス	障害者入浴サービス		寝具類洗濯乾燥サービス	紙おむつの支給・おむつ購入費の助成
摘要		保険診療等の自己負担分助成	本文参照								施設入浴	訪問入浴	寝たきりの方	おむつ配送・購入費助成
区の窓口		子育て支援課	国民健康保険課	高齢者医療年金課	障害福祉課			保健所・健康相談所	障害福祉課		心身障害者福祉センター		障害福祉課	
愛の手帳	1度			○		△				△		△	△	△
	2			○		△				△		△	△	△
	3											△		
	4											△		
身体障害者手帳	視覚障害 1級			○	△	△				△	△	△	△	△
	視覚障害 2			○	△	△				△	△	△	△	△
	視覚障害 3			○	△	△					△	△		
	視覚障害 4				△	△					△	△		
	視覚障害 5				△	△					△	△		
	視覚障害 6				△	△					△	△		
	聴覚障害 2			○	△	△				△	△	△	△	△
	聴覚障害 3			○	△	△					△	△		
	聴覚障害 4				△	△					△	△		
	聴覚障害 6				△	△					△	△		
	平衡障害 3			○	△	△					△	△		
	平衡障害 5				△	△					△	△		
	音声言語 3			○	△	△					△	△		
	音声言語 4			○	△	△					△	△		
	肢体不自由 1			○	△	△	△			△	△	△	△	△
	肢体不自由 2			○	△	△				△	△	△	△	△
	肢体不自由 3			○	△	△					△	△		
	肢体不自由 4			△	△	△					△	△		
	肢体不自由 5				△	△					△	△		
	肢体不自由 6				△	△					△	△		
	内部障害 1			○	△	△	△				△	△	△	△
	内部障害 2			○	△	△	△				△	△	△	△
	内部障害 3			○	△	△	△				△	△		
	内部障害 4				△	△	△				△	△		
脳性麻痺										△	△	△	△	△
進行性筋萎縮症										△	△	△	△	△
難病			△		△	△							△	
精神障害														
精神障害者保健福祉手帳	1級			△	△	△								
	2・3級													
原爆被爆者														
戦傷病者														
年齢制限		18歳の年度末まで		有			学齢児以上	18歳未満（一部20歳まで）	18歳未満	65歳未満	65歳未満		65歳未満	3歳以上65歳未満
所得制限					有	有	有	有						
併給制限		有											有	有

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

区分		日常生活の援助				介護・派遣など							
本文ページ		78	78	79	79	82	82	83	83	83	83	83	83
事項		機能回復助成（はり・きゅう・マッサージ）	点字図書の給付	重度身体障害者等緊急通報システム	福祉電話の貸与	介護給付（居宅介護等）	困りごと援助サービス	移動支援	日中一時支援事業	重度脳性麻痺者介護事業	重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者等就労支援事業	在宅重症心身障害児（者）等訪問事業
摘要		受術券交付	本文参照				30分500円	本文参照		1日単位月12回	本文参照		原則週１回
区の窓口		障害福祉課				障害福祉課	社会福祉協議会	障害福祉課					保健所・健康相談所
愛の手帳	1度				△	△	△	△	○				△
	2				△	△	△	△	○				△
	3					△	△	△	○				
	4					△	△	△	○				
身体障害者手帳	視覚障害 1級		○	△	△	△	△	△	○				
	2		○	△	△	△	△	△	○				
	3		○			△	△	△	○				
	4		○			△	△	△	○				
	5		○			△	△	△	○				
	6		○			△	△	△	○				
	聴覚障害 2			△	△	△	△		○				
	3					△	△		○				
	4					△	△		○				
	6					△	△		○				
	平衡障害 3					△	△		○				
	5					△	△		○				
	音声言語 3					△	△		○				
	4					△	△		○				
	肢体不自由 1	○		△	△	△	△	△	○				△
	2	○		△	△	△	△	△	○				△
	3	○				△	△		○				
	4	○				△	△		○				
	5					△	△		○				
	6					△	△		○				
	内部障害 1			△	△	△	△		○				
	2			△	△	△	△		○				
	3					△	△		○				
	4					△	△		○				
脳性麻痺					△		△	△		△			
進行性筋萎縮症					△		△	△					
難病		△		△		△	△	△	○				
精神障害						△	△	△					
精神障害者保健福祉手帳	1級					△	△	△	○				
	2・3級												
原爆被爆者							△						
戦傷病者		△					△						
年齢制限				18歳以上65歳未満	18歳以上65歳未満	65歳未満				20歳以上			一部18歳未満
所得制限					有								
併給制限						有							

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

区分		介護・派遣など							生活圏をひろげる	
本文ページ		84	84	85	86	86	86	86	87	87
事項		リボンサービス（住民参加型在宅福祉サービス）	手話通訳者派遣	福祉サービス権利擁護支援室	心身障害者(児)緊急一時保護（区の制度）	短期入所（ショートステイ）	在宅難病患者一時入院	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援	福祉タクシー券	自動車燃料費助成
摘要		1時間700円～	本文参照		7日間他	本文参照	最長1ヶ月	本文参照	本文参照	3ヶ月ごとにガソリン代の一部助成
区の窓口		社会福祉協議会	本文参照	社会福祉協議会	障害福祉課	障害福祉課	保健所・健康相談所	障害福祉課		
愛の手帳	1度	△		△	○	○			○	○
	2	△		△	○	○			○	○
	3	△		△	○	○				
	4	△		△	○	○				
身体障害者手帳	視覚障害 1級	△		△	△	△			○	○
	2	△		△	△	△			○	○
	3	△		△	△	△				
	4	△		△	△	△				
	5	△		△	△	△				
	6	△		△	△	△				
	聴覚障害 2	△	○	△	△	△				
	3	△	○	△	△	△				
	4	△	○	△	△	△				
	6	△	○	△	△	△				
	平衡障害 3	△		△	△	△				
	5	△		△	△	△				
	音声言語 3	△		△	△	△				
	4	△		△	△	△				
	肢体不自由 1	△		△	△	△			△	△
	2	△		△	△	△			△	△
	3	△		△	△	△			△	△
	4	△		△	△	△			△	△
	5	△		△	△	△				
	6	△		△	△	△				
	内部障害 1	△		△	△	△			○	○
	2	△		△	△	△			○	○
	3	△		△	△	△			○	○
	4	△		△	△	△				
脳性麻痺		△		△						
進行性筋萎縮症		△		△						
難病		△		△		△	○			
精神障害		△		△		△				
精神障害者保健福祉手帳	1級	△		△		△				
	2・3級									
原爆被爆者		△		△						
戦傷病者		△		△						
年齢制限					一部15歳以上65歳未満	65歳未満				
所得制限										
併給制限									注5	注6

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。
注5：有（自動車燃料費の助成） 注6：有（タクシー券）

区分			生活圏をひろげる						点字・テープなど			
本文ページ			87	88	88	88	89	89	90	90	90	91
事項			自動車運転教習費の助成	重度身体障害者用自動車改造費助成	車いすの貸出	補助犬の給付	福祉有償運送	視覚障害者外出支援事業（音声道案内）	点字版区議会だより・声の区議会だより（テープ版）	点字広報・声の広報	障害者福祉のしおり（デイジー版）	図書館の視覚障害者等サービス
摘要			164,800円まで助成	133,900円まで助成	本文参照	宿泊訓練と飼育	本文参照		年４回	月２回	毎年	本文参照
区の窓口			障害福祉課						区議会事務局	広報課	障害福祉課	中央図書館
愛の手帳		1度			○		△		○			
		2			○		△		○			
		3			○		△		○			
		4	○		○		△		○			
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○		○			○	○	○	○	○
		2	○		○			○	○	○	○	○
		3	○		○			○	○	○	○	○
		4			○			○	○	○	○	○
		5			○			○	○	○	○	○
		6			○			○	○	○	○	○
	聴覚障害	2	○		○				○			
		3	○		○				○			
		4			○				○			
		6			○				○			
	平衡障害	3	○		○		△		○			
		5			○		△		○			
	音声言語	3	○		○				○			
		4			○				○			
	肢体不自由	1	○	△	○		△		○			
		2	○	△	○		△		○			
		3	○	△	○		△		○			
		4	△		○		△		○			
		5	△		○		△		○			
		6			○		△		○			
	内部障害	1	△		○		△		○			
		2	△		○		△		○			
		3	△		○		△		○			
		4	△		○		△		○			
脳性麻痺							△		○			
進行性筋萎縮症							△		○			
難病					○		△	△	○			
精神障害					○		△		○			
精神障害者保健福祉手帳		1級			○		△		○			
		2・3級										
原爆被爆者					○		△		○			
戦傷病者					○		△		○			
年齢制限			18歳以上			18歳以上						
所得制限			有	有								
併給制限												

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

区分		障害児	職業・資金の貸付など		講演会・レクリエーション・社会参加など			
本文ページ		98	103	104	107	107	107	107
事項		障害児通所支援	国立職業リハビリテーションセンター	生活福祉資金貸付制度	土曜余暇教室	豊島区日曜教室（つばさCLUB）	親子ふれあい助成事業	宿泊施設利用料（注1）
摘要		本文参照						本人・付添い1名または本人のみ利用料の減額・割引
区の窓口		障害福祉課	障害福祉課	社会福祉協議会	心身障害者福祉センター	生涯学習・スポーツ課	社会福祉協議会	本文参照
愛の手帳	1度		△	○	○		○	○
	2		△	○	○		○	○
	3		△	○		○	○	○
	4		△	○		○	○	○
身体障害者手帳 視覚障害	1級		△	○			○	○
	2		△	○			○	○
	3		△	○			○	○
	4		△	○			○	○
	5		△	○			○	○
	6		△	○			○	○
聴覚障害	2		△	○			○	○
	3		△	○			○	○
	4		△	○			○	○
	6		△	○			○	○
平衡障害	3		△	○			○	○
	5		△	○			○	○
音声言語	3		△	○			○	○
	4		△	○			○	○
肢体不自由	1		△	○	○		○	○
	2		△	○	○		○	○
	3		△	○			○	○
	4		△	○			○	○
	5		△	○			○	○
	6		△	○			○	○
内部障害	1		△	○			○	○
	2		△	○			○	○
	3		△	○			○	○
	4		△	○			○	○
脳性麻痺				○				
進行性筋萎縮症				○				
難病			△	○				
精神障害			△	○				
精神障害者保健福祉手帳	1級		△	○			○	○
	2・3級							
原爆被爆者								
戦傷病者								
年齢制限		有	15歳以上		18歳以上65歳未満	18歳以上	18歳未満	
所得制限								
併給制限								

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。
注1：令和３年４月より完全民営化。協定により利用料減額あり。

区分		講習会・レクリエーション・社会参加など							人材の養成・ボランティアなど		
本文ページ		108	109	109	110	110	110	110	111	111	112
事項		区立体育館・プールの使用料	代理・点字投票	郵便等による不在者投票制度	「選挙のお知らせ」に点字シール	音声版・点字版による「選挙公報」	投票支援パンフレット	コミュニケーションボード	リボンサービス協力会員・賛助会員	ハンディキャブの運転協力者	手話講習会
摘要		本文参照	本文参照								
区の窓口		各体育施設・障害福祉課	選挙管理委員会						社会福祉協議会		障害福祉課
愛の手帳	1度	○					○	○			
	2	○					○	○			
	3	○					○	○			
	4	○					○	○			
身体障害者手帳 視覚障害	1級	○			○	○	○				
	2	○			○	○	○				
	3	○			○	○	○				
	4	○			○	○	○				
	5	○			○	○	○				
	6	○			○	○	○				
聴覚障害	2	○					○	○			
	3	○					○	○			
	4	○					○	○			
	6	○					○	○			
平衡障害	3	○					○				
	5	○					○				
音声言語	3	○					○	○			
	4	○					○	○			
肢体不自由	1	○		△			○	○			
	2	○		△			○	○			
	3	○					○	○			
	4	○					○	○			
	5	○					○	○			
	6	○					○	○			
内部障害	1	○		△			○				
	2	○		△			○				
	3	○		△			○				
	4	○									
脳性麻痺											
進行性筋萎縮症											
難病											
精神障害											
精神障害者保健福祉手帳	1級	○									
	2・3級										
原爆被爆者											
戦傷病者				△							
年齢制限									協力会員18歳以上	協力会員21歳以上75歳未満	15歳以上
所得制限											
併給制限											

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

区分		住宅								
本文ページ		113	113	113	113	113	113	114	114	114
事項		都営住宅 一般世帯向（抽せん方式）	都営住宅 心身障害者世帯向（ポイント方式）	都営住宅 車いす使用者世帯向（ポイント方式）	都営住宅 単身者用車いす使用者向（抽せん方式）	都営住宅 単身者向（抽せん）	都営住宅使用料	UR都市機構の優遇区分及び近居割制度	住み替え家賃助成	区営・区立福祉住宅
摘要		当せん率の優遇	住宅困窮度に応じて入居		抽せん	本文参照	特別減額	本文参照	家賃の差額助成	本文参照 住戸により異なる
区の窓口		本文参照							自立支援担当課	
愛の手帳	1度	○	○			○	○	○	○	○
	2	○	○			○	○	○	○	○
	3	○	○			○	○	△	○	○
	4	○				○			○	○
身体障害者手帳	視覚障害 1級	○	○	△	△	○	○	○	○	○
	視覚障害 2	○	○	△	△	○	○	○	○	○
	視覚障害 3	○	○			○		○	○	○
	視覚障害 4	○	○			○		○	○	○
	視覚障害 5	○								○
	視覚障害 6	○								○
	聴覚障害 2	○	○	△	△	○	○	○	○	○
	聴覚障害 3	○	○			○		○	○	○
	聴覚障害 4	○	○			○		○	○	○
	聴覚障害 6	○								○
	平衡障害 3	○	○			○		○	○	○
	平衡障害 5	○								○
	音声言語 3	○	○			○		○	○	○
	音声言語 4	○	○			○		○	○	○
	肢体不自由 1	○	○	△	△	○	○	○	○	○
	肢体不自由 2	○	○	△	△	○	○	○	○	○
	肢体不自由 3	○	○			○		○	○	○
	肢体不自由 4	○	○			○		○	○	○
	肢体不自由 5	○								○
	肢体不自由 6	○								○
	内部障害 1	○	○	△	△	○	○	○	○	○
	内部障害 2	○	○	△	△	○	○	○	○	○
	内部障害 3	○	○			○		○	○	○
	内部障害 4	○	○			○		○	○	○
脳性麻痺										
進行性筋萎縮症										
難病		○					△			
精神障害								△		○
精神障害者保健福祉手帳	1級	○	△			○	△	△	○	
	2・3級									
原爆被爆者		△								
戦傷病者		△	△	△	△					
年齢制限				障害者が6歳以上						
所得制限		有	有	有	有	有	有	有	有	有
併給制限										

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

区分		住宅	税の軽減								
本文ページ		115	116			116	116	117	117	118	118
事項		安心住まい提供事業（バリアフリー非対応）	住民税の障害者控除			所得税の障害者控除	住民税	自動車税	軽自動車税	相続税	贈与税
摘要		本文参照 住戸により異なる	本文参照 （同居等）	控除（特別） 30万円	控除（一般） 26万円	本文参照	所得の合計が 135万円以下	本文参照			
区の窓口		自立支援担当課	税務課			本文参照	税務課	本文参照	税務課	本文参照	
愛の手帳	1度		○	○		○	○	○	○	○	○
	2		○	○		○	○	○	○	○	○
	3				○	○	○	○	○	○	△
	4				○	○	○			○	△
身体障害者手帳 視覚障害	1級		○	○		○	○	○	○	○	○
	2		○	○		○	○	○	○	○	○
	3				○	○	○	○	○	○	
	4				○	○	○	△	△	○	
	5				○	○	○			○	
	6				○	○	○			○	
聴覚障害	2		○	○		○	○	○	○	○	○
	3				○	○	○	○	○	○	
	4				○	○	○			○	
	6				○	○	○			○	
平衡障害	3				○	○	○	○	○	○	
	5				○	○	○	○	○	○	
音声言語	3				○	○	○	△	△	○	
	4				○	○	○			○	
肢体不自由	1		○	○		○	○	○	○	○	○
	2		○	○		○	○	○	○	○	○
	3				○	○	○	△	△	○	
	4				○	○	○	△	△	○	
	5				○	○	○	△	△	○	
	6				○	○	○	△	△	○	
内部障害	1		○	○		○	○	○	○	○	○
	2		○	○		○	○	○	○	○	○
	3				○	○	○	○	○	○	
	4				○	○	○	△	△	○	
脳性麻痺			△	△	△	△	△				
進行性筋萎縮症			△	△	△	△	△				
難病			△	△	△	△	△				
精神障害			△	△	△	△	△				△
精神障害者保健福祉手帳	1級		○	○		○	○	△	△	△	△
	2・3級				○	○	○				
原爆被爆者			○	○		○	○			○	○
戦傷病者			△	△	△	△	△	△	△	△	△
年齢制限											
所得制限							有				
併給制限											

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

区分		税の軽減			交通機関の割引など						
本文ページ		118	118	119	120	121	121	122	122	122	122
事項		関税	個人事業税	利子等	JR運賃・私鉄運賃	都営交通	民営バス	タクシー運賃	航空	有料道路通行料	フェリー
摘要			本文参照		本人・介護者割引	本人無料・介護者割引	本人・介護者割引	10%割引	割引率は各航空会社が設定	50%割引	本人・介護者割引
区の窓口			本文参照		障害福祉課						本文参照
愛の手帳	1度			○	○	○	○	○	○	○	○
	2			○	○	○	○	○	○	○	○
	3			○	○	○	○	○	○		○
	4			○	○	○	○	○	○		○
身体障害者手帳	視覚障害 1級			○	○	○	○	○	○	○	○
	視覚障害 2			○	○	○	○	○	○	○	○
	視覚障害 3			○	○	○	○	○	○	○	○
	視覚障害 4			○	○	○	○	○	○	△	○
	視覚障害 5			○	○	○	○	○	○	△	○
	視覚障害 6			○	○	○	○	○	○	△	○
	聴覚障害 2			○	○	○	○	○	○	○	○
	聴覚障害 3			○	○	○	○	○	○	○	○
	聴覚障害 4			○	○	○	○	○	○	△	○
	聴覚障害 6			○	○	○	○	○	○	△	○
	平衡障害 3			○	○	○	○	○	○	△	○
	平衡障害 5			○	○	○	○	○	○	△	○
	音声言語 3			○	○	○	○	○	○	△	○
	音声言語 4			○	○	○	○	○	○	△	○
	肢体不自由 1			○	○	○	○	○	○	○	○
	肢体不自由 2			○	○	○	○	○	△	△	○
	肢体不自由 3			○	○	○	○	○	△	△	○
	肢体不自由 4			○	○	○	○	○	△	△	○
	肢体不自由 5			○	○	○	○	○	△	△	○
	肢体不自由 6			○	○	○	○	○	△	△	○
	内部障害 1			○	○	○	○	○	○	○	○
	内部障害 2			○	○	○	○	○	○	○	○
	内部障害 3			○	○	○	○	○	○	○	○
	内部障害 4			○	○	○	○	○	○	△	○
脳性麻痺				△							
進行性筋萎縮症				△							
難病				△							
精神障害				△							
精神障害者保健福祉手帳	1級			○	○	○	△	○	△		△
	2・3級										
原爆被爆者				△		○					
戦傷病者				○	○	△			△		
年齢制限									12歳以上		
所得制限			有								
併給制限											

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

区分		各種料金等の軽減										手当・年金	
本文ページ		124	124	125	125	125	125	125	126	126	127	127	128
事項		水道・下水道料金	NHK受信料	郵便料金	郵便はがきの無料配布（青い鳥郵便葉書）	都立公園入場料 都立公園駐車場	都立美術館等の観覧料	携帯電話の割引サービス	区立自転車駐車場	粗大ごみ等の処理手数料	ごみの出前収集	証明書発行機・コンビニ交付	NTT無料番号案内
摘要		本文参照	全額・半額免除	無料・半額免除等	年1回20枚無料配布	無料	無料	本文参照					無料
区の窓口		本文参照	本文参照	本文参照					各自転車駐車場	豊島清掃事務所		総合窓口課 各区民事務所	本文参照
愛の手帳	1度		△		○	○	○		○				○
	2		△		○	○	○		○				○
	3		△			○	○		○				○
	4		△			○	○		○				○
身体障害者手帳	視覚障害 1級		△		○	○	○		○		△		○
	2		△		○	○	○		○		△		○
	3		△			○	○		○				○
	4		△			○	○		○				○
	5		△			○	○		○				○
	6		△			○	○		○				○
	聴覚障害 2		△		○	○	○		○		△		○
	3		△			○	○		○				○
	4		△			○	○		○				○
	6		△			○	○		○				○
	平衡障害 3		△			○	○		○				
	5		△			○	○		○				
	音声言語 3		△			○	○		○				○
	4		△			○	○		○				○
	肢体不自由 1		△		○	○	○		○		△		△
	2		△		○	○	○		○		△		△
	3		△			○	○		○				
	4		△			○	○		○				
	5		△			○	○		○				
	6		△			○	○		○				
	内部障害 1		△		○	○	○		○		△		
	2		△		○	○	○		○		△		
	3		△			○	○		○				
	4		△			○	○		○				
脳性麻痺													
進行性筋萎縮症													
難病													
精神障害													
精神障害者保健福祉手帳	1級		△			○	○		○		△		○
	2・3級												
原爆被爆者							○						
戦傷病者			△										△
年齢制限													
所得制限			有										
併給制限													

※この表は、本文に掲載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文とあわせて利用してください。
※○印はおおむね全部が対象となり、△印は、一部のみが対象となっています。

案内図

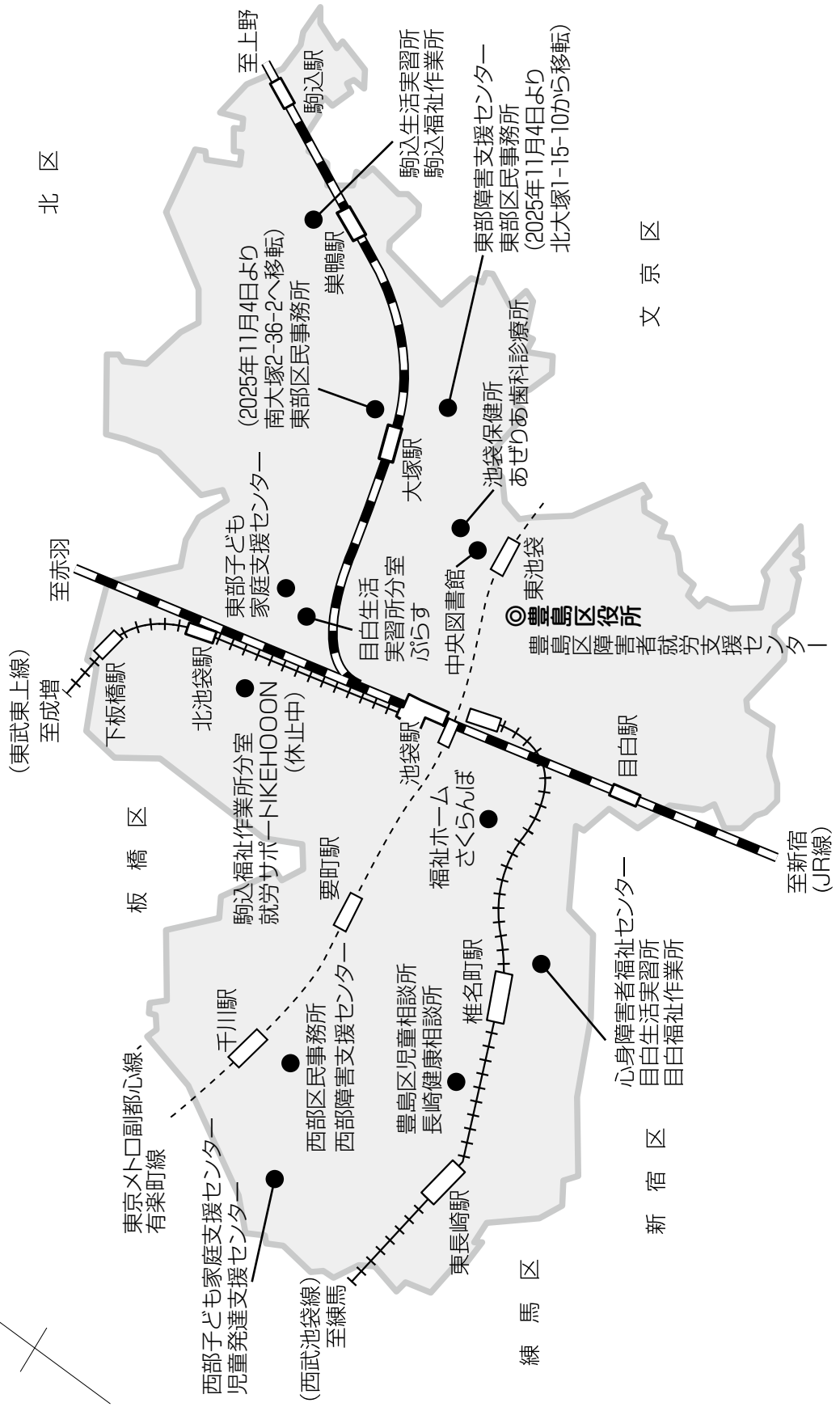
北　区
至上野
駒込駅
駒込生活実習所
駒込福祉作業所
巣鴨駅
東部障害支援センター
東部区民事務所
(2025年11月4日より
北大塚1-15-10から移転)
(2025年11月4日より
南大塚2-36-2へ移転)
東部区民事務所
大塚駅
池袋保健所
あぜりあ歯科診療所
文　京　区
東部子ども
家庭支援センター
目白生活
実習所分室
ぷらす
中央図書館
東池袋
◎豊島区役所
豊島区障害者就労支援センター
至赤羽
(東武東上線)
至成増
下板橋駅
北池袋駅
駒込福祉作業所分室
就労サポートIKEHOOON
(休止中)
池袋駅
目白駅
板　橋　区
要町駅
福祉ホーム
さくらんぼ
至新宿
(JR線)
東京メトロ副都心線、
有楽町線
千川駅
西部区民事務所
西部障害支援センター
豊島区児童相談所
長崎健康相談所
椎名町駅
心身障害者福祉センター
目白生活実習所
目白福祉作業所
西部子ども家庭支援センター
児童発達支援センター
(西武池袋線)
至練馬
東長崎駅
新　宿　区
練　馬　区
N

案内図

障害福祉課

・サービス調整グループ　☎03(4566)2442
・身体障害者支援グループ　☎03(3981)2141
・知的障害者支援グループ　☎03(3981)1853
・児童・障害児支援グループ　☎03(4566)2451
・精神障害者福祉グループ　☎03(3981)1988
・発達障害者相談グループ　☎03(4566)2445
・施設･事業者支援グループ　☎03(3981)1786
・認定審査グループ　☎03(3981)1406
・給付グループ　☎03(3981)1963
・管理・政策推進グループ　☎03(3981)1766
・事業者指導検査グループ　☎03(4566)2450
・就労支援グループ（豊島区障害者就労支援センター）　☎03(3985)8330
FAX03(3981)4303(共通)

所在地／南池袋２－45－１　本庁舎４階
交通機関／●池袋駅東口下車　徒歩約15分
●地下鉄有楽町線　東池袋駅下車
地下通路直結　徒歩約５分
●都電荒川線
「都電雑司ヶ谷駅」
「東池袋四丁目駅」下車
徒歩約５分

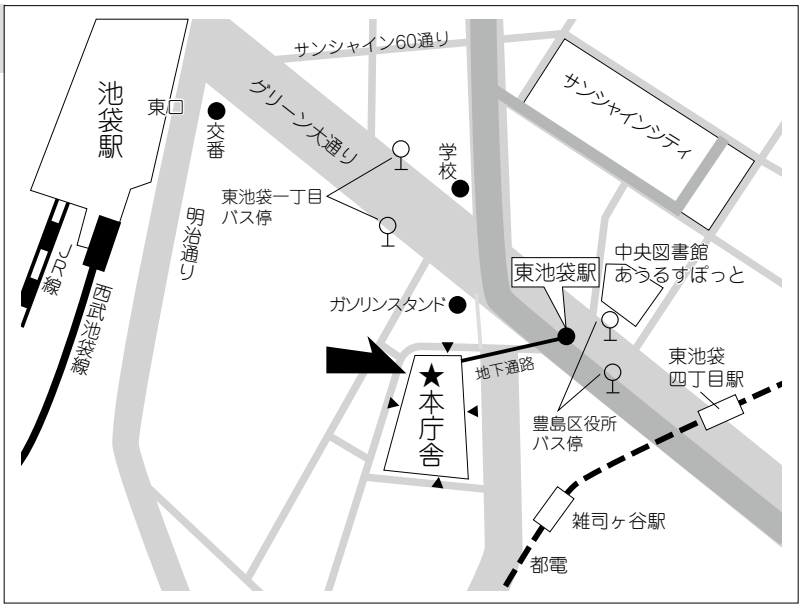

東部障害支援センター

☎03(3946)2511

所在地／南大塚２－36－２

交通機関／●JR大塚駅南口
都電大塚駅下車　徒歩約５分
●地下鉄丸ノ内線
新大塚駅下車　徒歩約７分

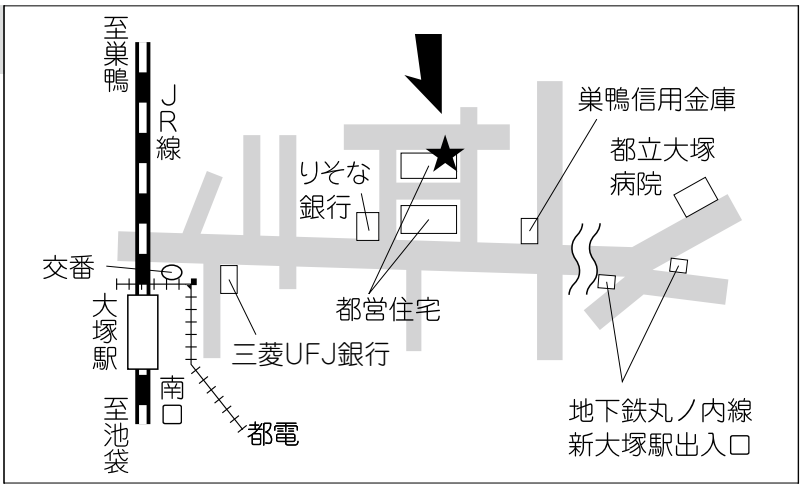

西部障害支援センター

☎03(3974)5531

所在地／千早２－39－16　西部区民事務所内

交通機関／●地下鉄有楽町線千川駅下車
３番出口を出て徒歩６分

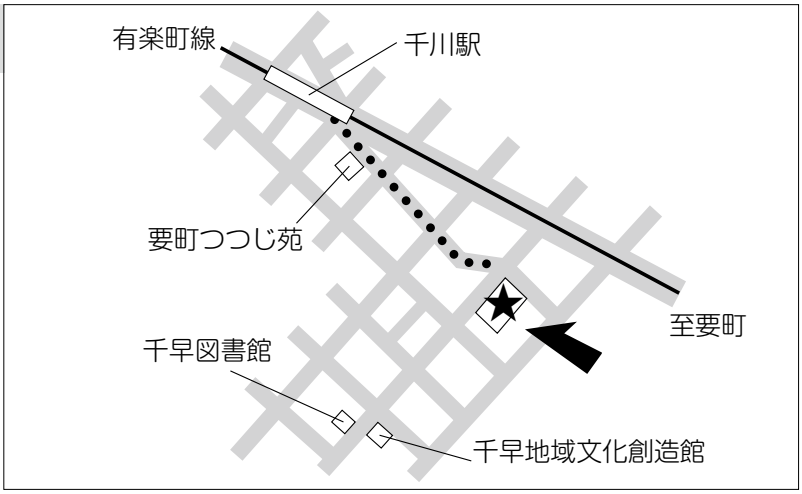

豊島区立心身障害者福祉センター
基幹相談支援センター
障害者虐待防止センター
目白生活実習所
目白福祉作業所

豊島区立心身障害者福祉センター　☎03(3953)2811
FAX03(3953)9441

基幹相談支援センター　☎03(3953)2811
FAX03(3953)9441

障害者虐待防止センター　☎03(3953)2870
FAX03(3953)9441

目白生活実習所　☎03(3953)4194
FAX03(5983)2502

目白福祉作業所　☎03(3953)4195
FAX03(5983)2502

所在地／目白５－18－８
交通機関／●椎名町駅下車
南口より徒歩約５分
●目白駅より都バス（池65、白61）
西武バス（宿20）
聖母病院入口下車　徒歩約５分
●池袋駅より国際興業バス（池11）
椎名町駅南口下車　徒歩約５分

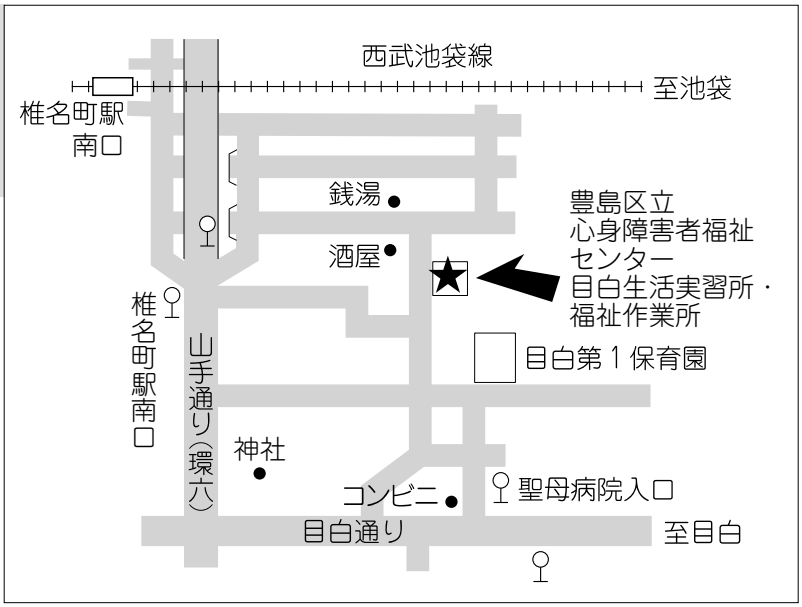

目白生活実習所分室
ぷらす

☎03(6890)4194　FAX03(6772)2502
所在地／上池袋２－５－１
健康プラザとしま２階
交通機関／●池袋駅より徒歩８分

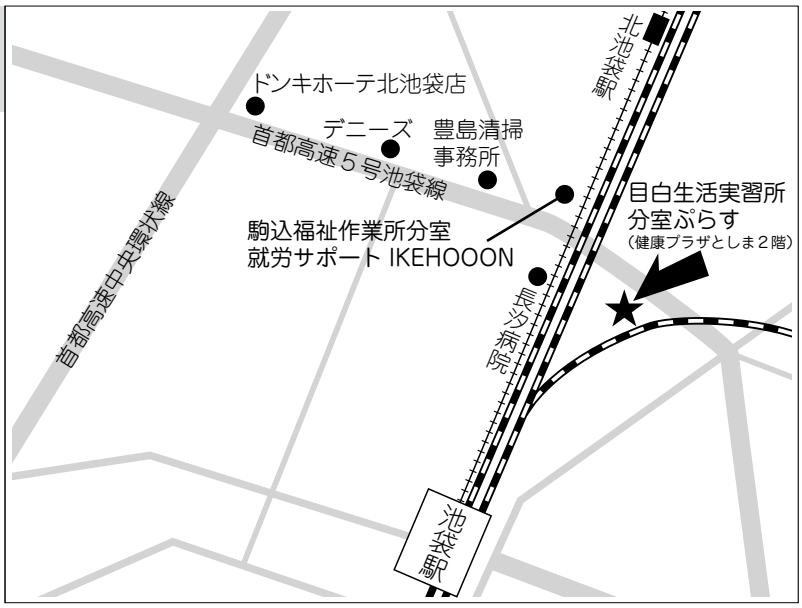

駒込生活実習所
駒込福祉作業所

☎03(3910)2301　FAX03(3910)2770
所在地／駒込４－７－１
交通機関／●巣鴨駅下車　徒歩約５分
●池袋駅より都バス（草63）
巣鴨駅前下車　徒歩約５分

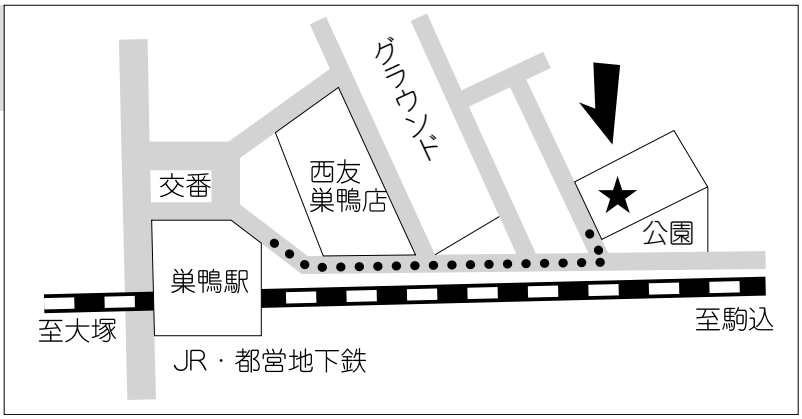

駒込福祉作業所分室
就労サポートIKEHOOON

☎03(3910)2301　FAX03(3910)2770
所在地／池袋本町１－６－12
交通機関／●東武東上線北池袋駅より徒歩６分
※休止中

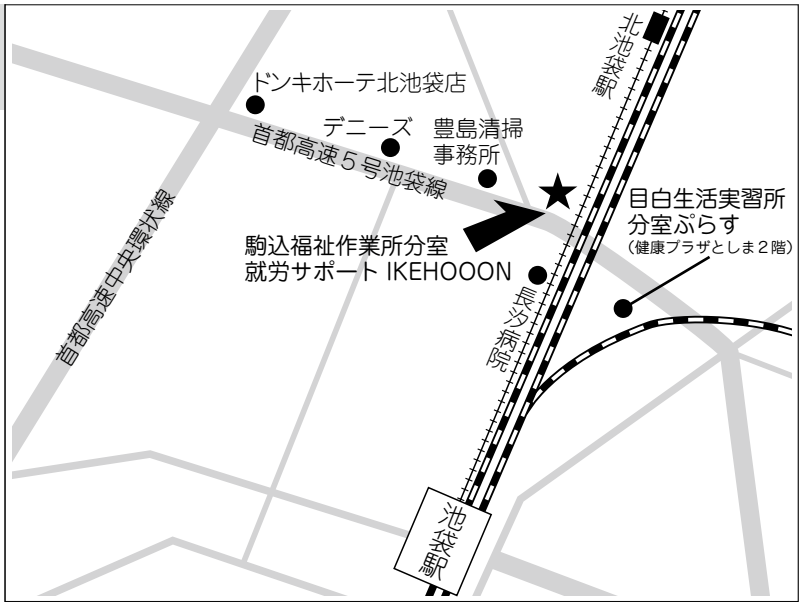

福祉ホームさくらんぼ

☎03(5396)9581
所在地／西池袋３－８－20
交通機関／池袋駅西口下車　徒歩約10分
※大規模改修に伴い、令和７年10月から旧朝日中学校（西巣鴨４－９－１）に移転

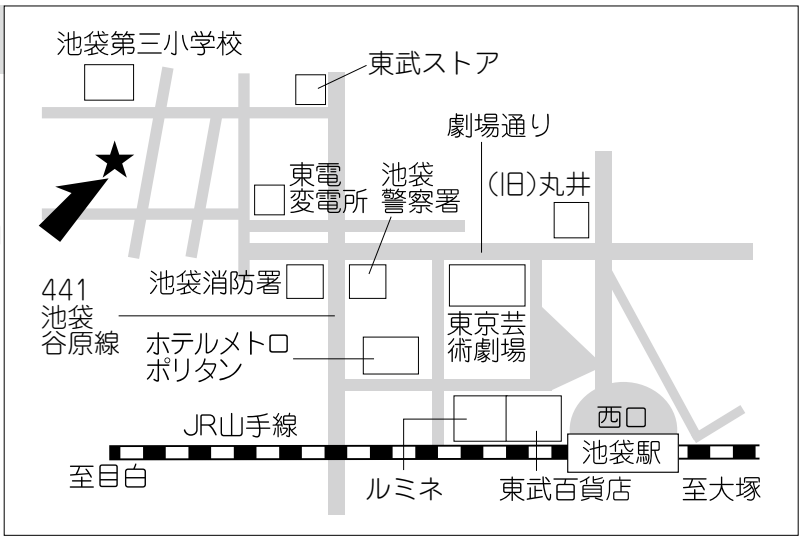

池袋保健所（仮庁舎）

☎03(3987)4172　FAX03(3987)4178
所在地／東池袋４－42－16
交通機関／●東京メトロ有楽町線東池袋駅下車
　　徒歩約５分
※令和８年春移転予定

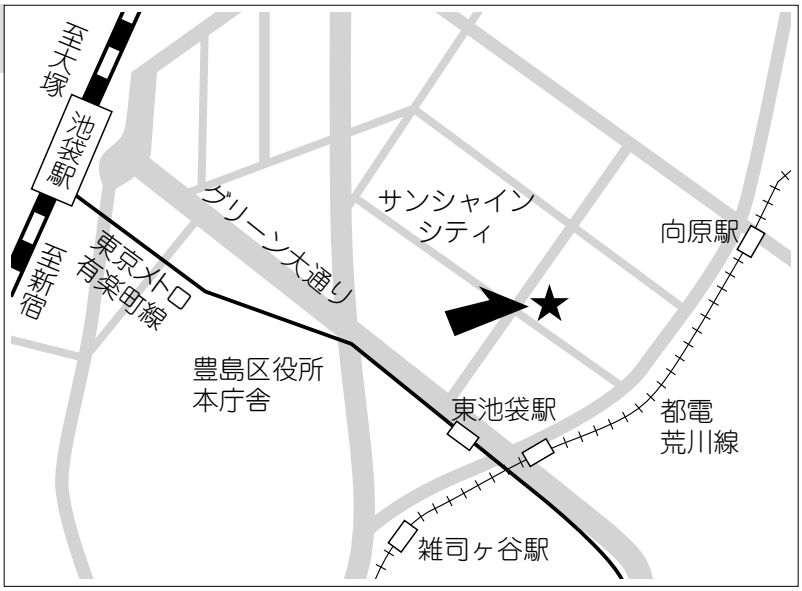

豊島区児童相談所・長崎健康相談所

豊島区児童相談所
☎03(6758)7910　FAX03(6758)7919
長崎健康相談所
☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188
所在地／長崎３－６－24
交通機関／●椎名町駅北口下車　徒歩約10分
　　東長崎駅北口下車　徒歩約10分

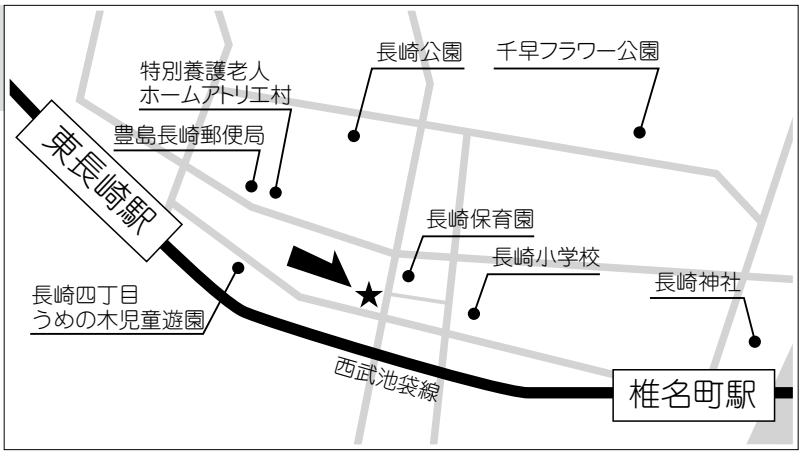

児童発達支援センター

☎03(6777)0370
所在地／千早４－６－14
交通機関／●地下鉄有楽町線千川駅下車
　　１番出口を出て徒歩約10分

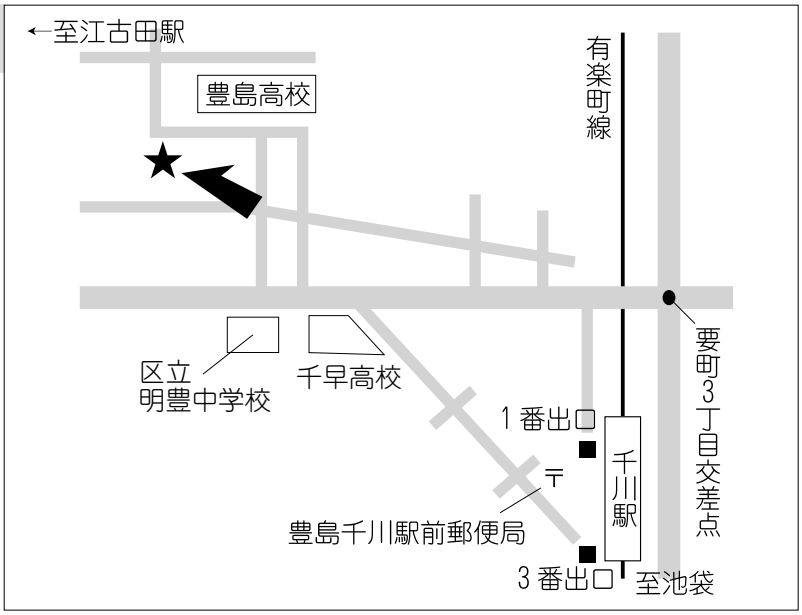

東部子ども家庭支援センター

☎03(5980)5275
所在地／上池袋２－35－22
交通機関／●池袋駅東口下車　徒歩約15分
　　北池袋駅下車　徒歩約10分

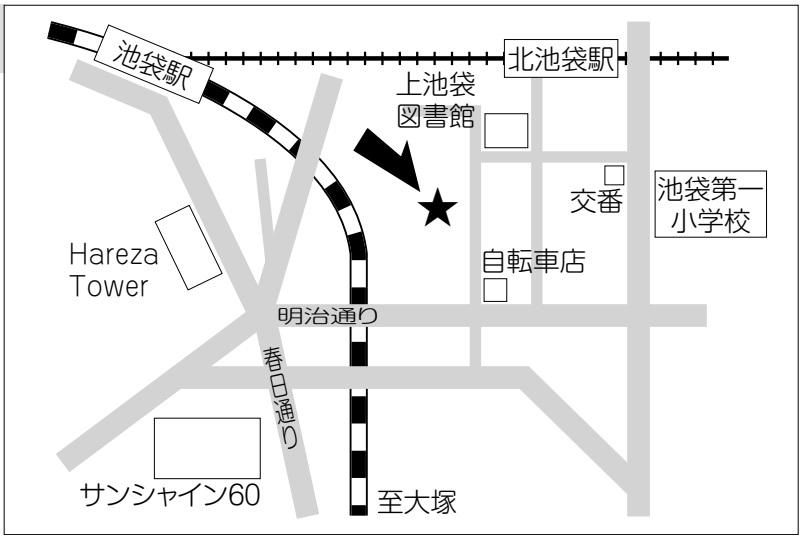

西部子ども家庭支援センター

☎03(5966)3131
所在地／千早４－６－14
交通機関／●地下鉄有楽町線千川駅下車
　　１番出口を出て徒歩約10分

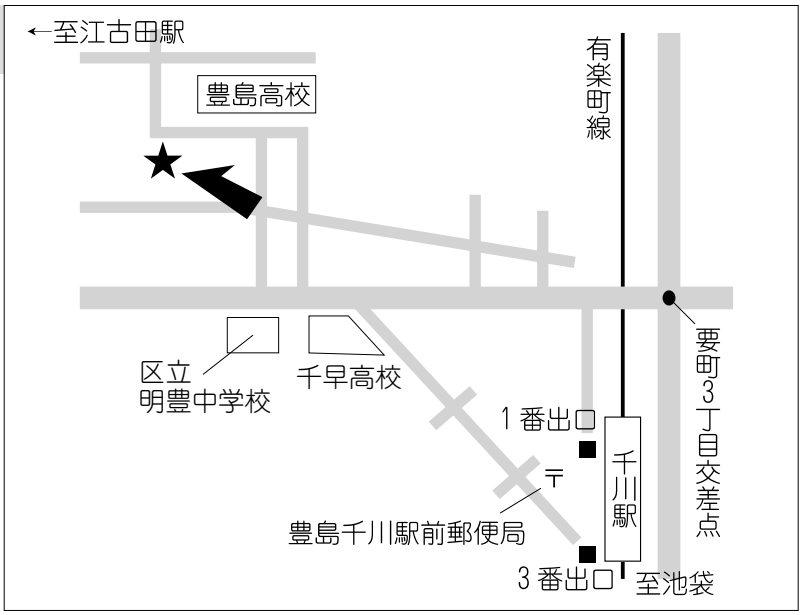

東部区民事務所

☎03(3915)9961
所在地／北大塚１－15－10
交通機関／●JR大塚駅北口下車　徒歩約５分
※2025年11月４日より
　南大塚２－36－２へ移転

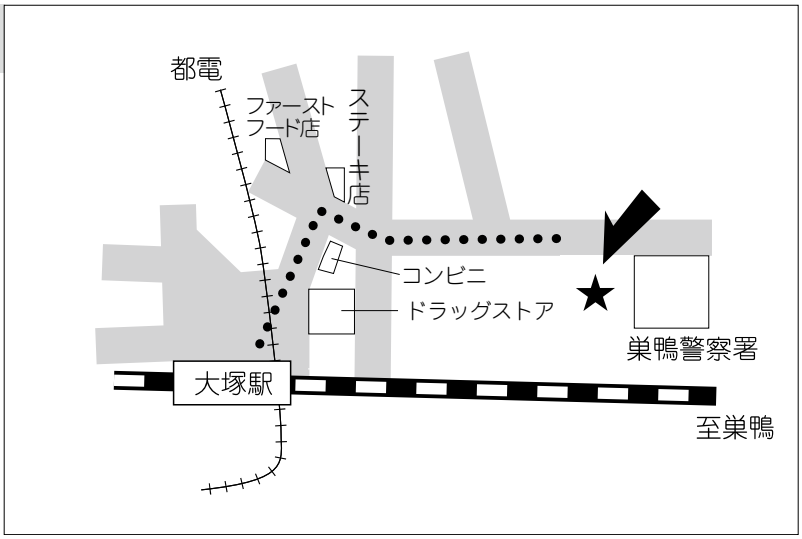

西部区民事務所

☎03(4566)4021
所在地／千早２－39－16
交通機関／●地下鉄有楽町線千川駅下車
　　３番出口を出て徒歩６分

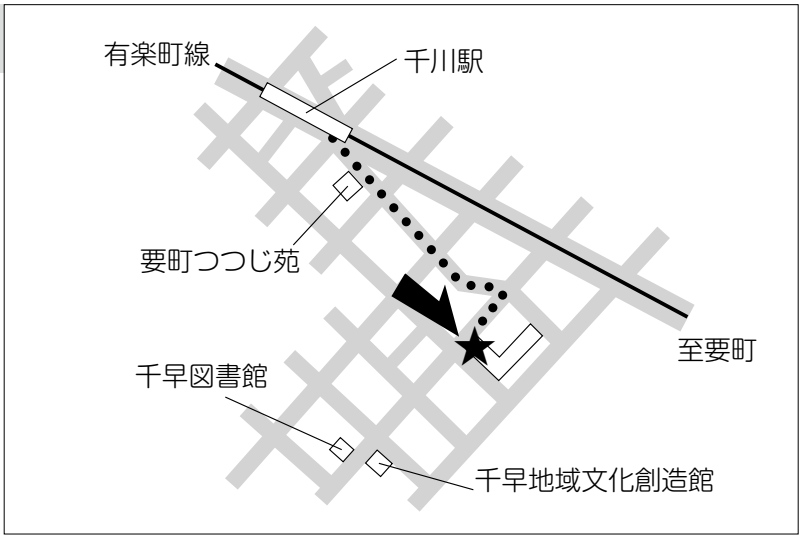

障害者福祉サービスのあらまし

１．障害福祉サービス

障害者総合支援法

平成25年4月から、障害者自立支援法を改正する形で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が施行されました。

①法律の目的

地域社会での共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や日常生活や社会生活を総合的に支援するために制定されました。

この法律に基づき、社会参加の機会の確保や社会的障壁の除去、日常生活や社会生活の支援を、総合的、計画的に行います。

②障害福祉サービスを受けられる方

障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害、難病等）に関わらず、障害のある方が対象となります。

（※法律の改正等により、各種制度や内容について変更することがあります。）

③障害福祉サービスの構成

障害者総合支援法によるサービスは、次の頁の図に示すように「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

障害者総合支援法によるサービスは、全国共通に実施する「自立支援給付」と地域特性に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」で構成されています。

また、障害児に対しては「児童福祉法」に基づくサービス（P31）があります。

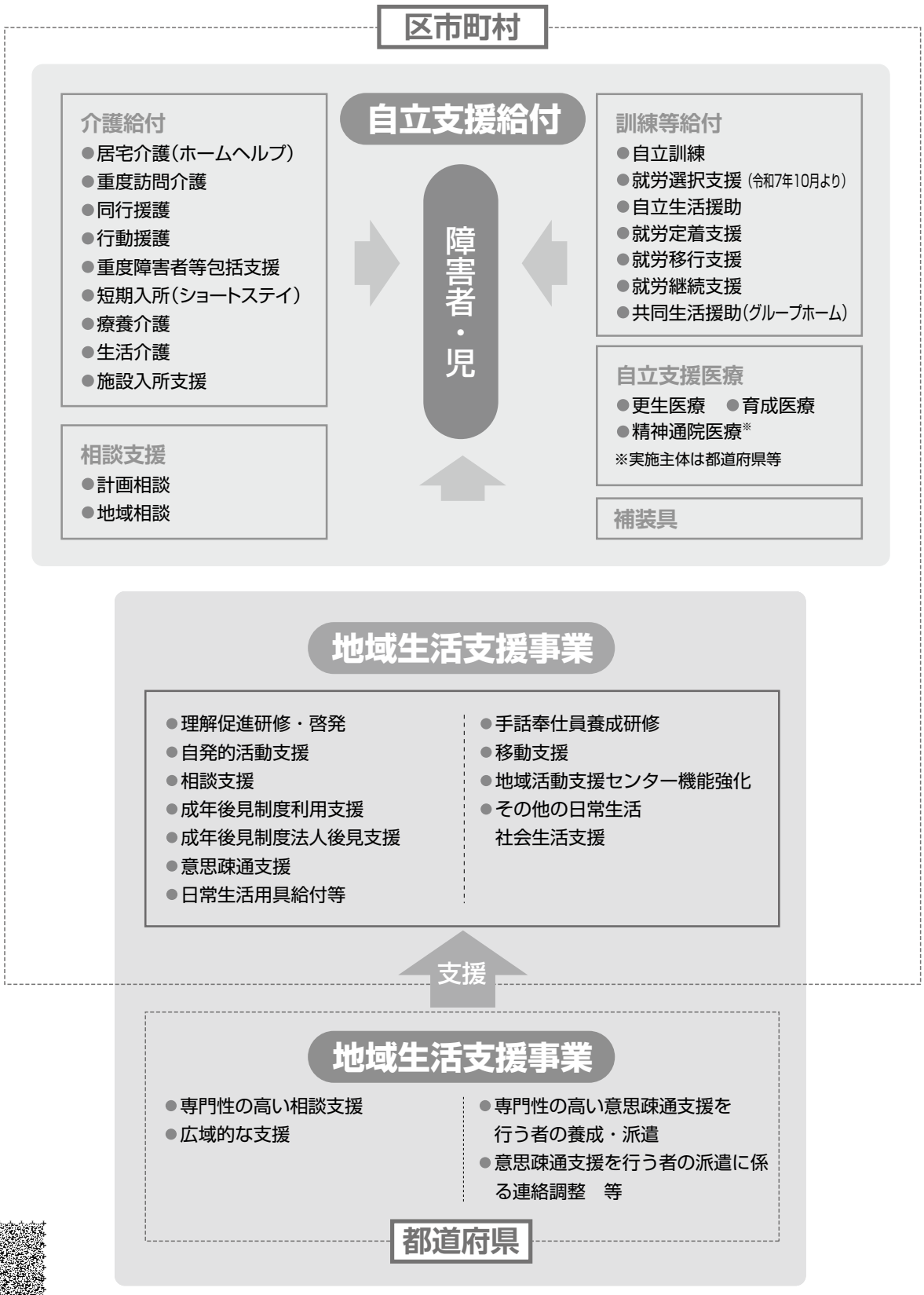

■福祉サービスに係る自立支援給付などの体系

※表中の「㊒」は「障害者」、「㊓」は「障害児」で、それぞれが利用できるサービスです。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」に、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられます。

1 介護給付 P82～

① 居宅介護（ホームヘルプ）㊒㊓	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 ㊒	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018年（平成30）年４月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
③ 同行援護 ㊒㊓	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護 ㊒㊓	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 ㊒㊓	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥ 短期入所（ショートステイ）㊒㊓	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護 ㊒	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護 ㊒	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 施設入所支援 ㊒	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 訓練等給付 P100

① 自立訓練 ㊶	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労選択支援 ㊶ **（令和7年10月から新たに創設される障害福祉サービスです）**	障害のある方が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた支援を行います。令和7年10月以降、原則として就労継続支援B型の利用申請前に本サービスを利用することになります。
③ 就労移行支援 ㊶	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）㊶	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
⑤ 就労定着支援 ㊶	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑥ 自立生活援助 ㊶	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
⑦ 共同生活援助（グループホーム）㊶	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退去し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。
※サービスには期限のあるものと、期限のないものがあります。
※サービスの内容によって利用要件が異なるものもあります。

2．障害児を対象としたサービス

■児童福祉法によるサービスの概要　P.98～

障害児を対象とするサービスは、区市町村における「障害児通所支援」、都道府県（児童相談所設置自治体）における「障害児入所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画（案）を経て支給決定を受けた後、利用する事業所と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に申請します。

区　市　町　村

障害児通所支援	**児童発達支援**	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の２類型に大別されます。 様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①**児童発達支援センター** 通所支援のほか、障害特性に関わらず身近な地域の障害児支援の拠点として、「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」、「地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」、「地域のインクルージョンの中核機能」、「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」を実施するなどの地域の中核機関として支援を実施します。 ②**児童発達支援事業** 通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を実施します。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

障害児入所支援	**福祉型障害児入所施設**	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

■医療的ケア児のサービス利用

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」も、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスを利用することができます。

NICU等での集中治療を経て退院した直後であっても、医師による医療的ケアの必要性等に係る判断によりサービスを利用できます。

■東京都医療的ケア児支援ポータルサイト

東京都は、医療的ケア児のご家族等がお子さんの成長に応じて必要な情報を得られるよう、「東京都医療的ケア児支援ポータルサイト」を開設し、ライフステージに応じた支援に関する情報や相談窓口等を、分かりやすくまとめて発信しています。
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/Medical-Care_Children_Support/

3．相談支援事業

障害福祉サービスを利用する方がサービスを上手に活用し、安定して生活をするために計画を作成したり定期的に計画の見直しをする「計画相談支援」「障害児相談支援」と、施設や病院から地域で生活を始める方が利用できる「地域相談支援」があります。

事業名	内　　容
計画相談支援	●**サービス利用支援** 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●**継続サービス利用支援** 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	●**地域移行支援** 障害者支援施設、精神科病院、更生保護施設、刑事施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ●**地域定着支援** 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援（児童福祉法）	●**障害児支援利用援助** 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ●**継続障害児支援利用援助** 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

■区内の指定特定相談支援事業所一覧

（令和７年４月１日現在）

事業所名	所在地	電話番号	主たる対象者
相談支援センターこかげ	南大塚3-32-9 西島ビル4階	03(5958)1997	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病
生活サポートセンター・こっとん	長崎2-15-16 1階	03(3959)5941	知的障害者・障害児
あおぞら相談支援センター	南長崎5-29-10 コーポ島忠1階	03(5983)0021	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児
豊島区立心身障害者福祉センター	目白5-18-8	03(3953)2811	身体障害者
いけぶくろ茜の里相談支援室	池袋4-15-10	03(5960)5231	知的障害者
相談支援事業 ゆきわりそう	南長崎6-19-5 ゆきわりそう1階	03(6908)3455	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児
相談支援事業所 ガーデニング	南長崎5-26-13 2階	03(6908)0285	精神障害者
豊島区立目白生活実習所 相談支援事業所 にじ	目白5-18-8	03(3953)4194	知的障害者
豊島区立目白福祉作業所 相談支援事業所 ひだまり	目白5-18-8	03(3953)4195	知的障害者
豊島区立駒込生活実習所 相談支援事業所 ぎゃらりー	駒込4-7-1	03(3910)2301	知的障害者
豊島区立駒込福祉作業所 相談支援事業所 あとりえ	駒込4-7-1	03(3910)2301	知的障害者
豊島区立児童発達支援センター	千早4-6-14	03(6777)0370	障害児
Link福祉相談局	東池袋1-25-17 ウエストビル7階	03(5957)1179	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病・障害児
さくらんぼ特定相談支援事業所	西池袋3-8-20	03(5396)9581	知的障害者
相談支援事業所・アニマートとしま	東池袋2-22-4 市川ビル101	03(5927)1939	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病・障害児
イルカ相談支援事業所	池袋4-1-7 アポロ池袋ビル2階	03(3988)2688	知的障害者・障害児
豊島区西部障害支援センター特定相談支援事業所	千早2-39-16	03(3974)5531	身体障害者・知的障害者・障害児
豊島区東部障害支援センター特定相談支援事業所	南大塚2-36-2	03(3946)2511	身体障害者・知的障害者・障害児
相談支援事業所ゆうかり	千早2-29-6	03(3554)8284	精神障害者
相談支援事業所 モア	池袋2-24-17	03(6384)4766	身体障害者・知的障害者・障害児
らっく相談支援事業所	南大塚3-44-13-602	03(5953)5310	身体障害者・知的障害者・精神障害者
サポート・ハブすがも	北大塚1-11-5 2階	03(5980)7014	精神障害者
相談支援事業所 さらぽれ	南池袋2-30-7 サトービル2階	03(5944)9171	精神障害者

■他区の事業所情報

東京都障害者サービス情報

障害者総合支援法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた

事業所を検索することができます。

https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp

４．利用の手続き

■相談・申請窓口

サービスの利用を希望する方は、窓口（P43）に申請します。

■サービス利用までの流れ

障害支援区分※が必要なサービスを利用する場合は障害支援区分の認定を受けます。
利用者は、「指定特定相談支援事業所」の相談員と相談をして、サービス等利用計画案を作成してもらい、区に提出します。（なお、サービス等利用計画については、事業所に代わり、利用者等が作成するセルフプランもあります）

区は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。その後サービス利用が開始されます。

■支給決定プロセス

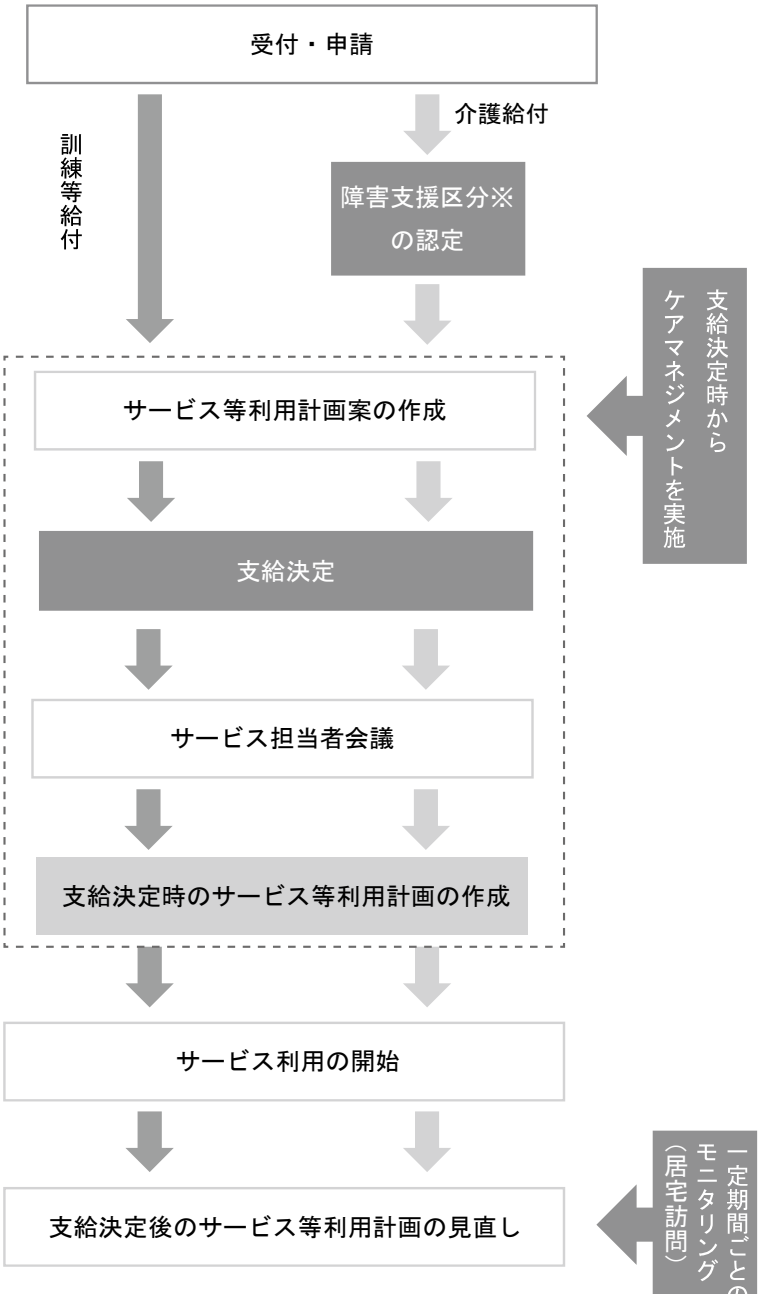

※障害支援区分とは
障害の特性や心身の状態などに応じて、必要とされる支援、介助の度合いを　示すものです。非該当又は区分１から区分６までの区分が認定されます。

■利用者負担上限月額について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得（負担能力）に応じて負担上限月額が設定され、ひと月ごとのサービスの利用量に関わらず、上限月額以上の負担は生じません。

【障害者】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	区民税非課税	0円
一般１	区民税所得割額16万円未満	９,３００円
一般２	上記以外	３７,２００円

【障害児】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税	0円
一般１	所得割額28万円未満(20歳未満の入所施設利用者を含みます。)	４,６００円　通所・ホームヘルプ
		９,３００円　入所施設
一般２	上記以外	３７,２００円

入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

【所得を判断する世帯の範囲】

- 18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）：障害者本人とその配偶者
- 障害児（施設に入所する18、19歳を含む）：保護者の属する住民基本台帳での世帯

■利用者負担の軽減について

高額障害福祉サービス費

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合、負担上限月額は変わらず、これを超えた分が還付されます（償還払い方式により後で返還となります）。また、H24年4月から、新たに補装具費も合算対象になりました。

高額障害児通所給付費（サービス利用料の返金）

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額について、当該世帯の1か月あたりの利用者負担額の合計が基準額以上になった場合には、利用者負担額が基準額まで軽減されます。

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額（同一人が障害福祉サービスを併用している場合）
（例）訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など
○障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
（例）居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など
○補装具費の利用者負担額（同一人が障害福祉サービスを併用している場合）
○児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービスの利用者負担額
（例）障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、障害児入所支援など

基準額を超えて負担額を支払った場合には、超えた分と同額の高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児通所給付費が申請により後から支給されます。（償還払い方式によります。）対象や申請方法など、詳しくは、給付グループにお問い合わせください。

補足給付

- 20歳以上で入所施設を利用する場合、負担上限月額の区分が「生活保護」「低所得」の方は、一定額が手元に残るように、食費、光熱水費等の負担の軽減があります。
- 20歳未満で入所施設を利用する場合、負担上限月額に応じて一定額が手元に残るように、食費、光熱水費等の負担の軽減があります。
- グループホームの利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

食事提供体制加算

通所施設を利用する場合、月額負担上限額の区分が生活保護、低所得、一般1の方は、食費の負担の軽減があります。

医療型個別減免

・20歳以上で医療型施設や療養介護の利用者（低所得世帯の方）は、一定額が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。
・20歳未満で医療型施設や療養介護の利用者の方は、一定額が手元に残るように負担限度額を設定し、限度額を上回る額については減免されます。

生活保護移行防止

利用者負担を負うことによって生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで福祉サービス費の利用者負担や食費等の実費負担を引き下げます。

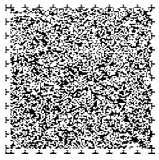

■障害児通所支援の利用者負担について

豊島区の独自助成

満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に次のサービスをご利用になる場合は、豊島区の独自助成として、利用者負担額を免除します。

○児童発達支援
○保育所等訪問支援
○居宅訪問型児童発達支援

（注釈）利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）については、無償化対象外となりますので、お支払いいただくことになります。

利用者負担の無償化（国の制度）

次のサービスは国の無償化の対象です。それに伴い、利用者負担額は免除されます。

○児童発達支援
○保育所等訪問支援
○居宅訪問型児童発達支援

（注釈）利用者負担以外の費用（医療費や食費等の現在実費で負担しているもの）については、無償化対象外となりますので、お支払いいただくことになります。

<u>無償化の期間</u>

無償化の対象となる期間は、満3歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校入学までの期間です。

＊就学義務の猶予となったお子さんについては、猶予期間の最終日または猶予取り消し日の属する月末までは無償化の対象となります。

保育所・幼稚園等の無償化対象期間とは異なりますのでご注意ください。

この無償化については、全国一律で実施されるため、無償化のための手続きは必要ありません。

多子軽減措置

就学前の障害児通所支援利用児童が、第2子・第3子等に該当する場合、サービスの自己負担額を従来の1割負担から、0.5割・0割に軽減する措置のことです。

５．豊島区の地域生活支援事業

事　業　名	事　業　内　容	対　象　者
障害者に対する理解を深める啓発事業	障害当事者や障害者支援の専門家による「障害者サポート講座」開催により、障害者理解の促進及び障害者支援の方法を周知します。	区内在住の方　等
相談支援事業	障害者等の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のための必要な援助を行います。（→32ページ）	身体障害の方 知的障害の方 精神障害の方 難病等の方 障害者の方の家族・関係者 障害児
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談に対応します。（→129ページ）	身体障害の方 知的障害の方 精神障害の方 難病等の方 障害児
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の区長申立てに要する経費及び後見人等の費用を助成します。（→49ページ）	知的障害の方 精神障害の方
意思疎通支援者派遣事業	①聴覚障害者の社会参加を援助し、コミュニケーション確保のために手話通訳者を派遣します。（→84ページ） ②聴覚障害者への手話通訳派遣のコーディネート及び登録手話通訳者研修会の開催等を実施します。（→112ページ）	聴覚障害の方
意思疎通支援事業（手話講習会）	• 豊島区の登録手話通訳者の育成と普及のための教室です。入門・応用・専門・養成コースの４コースがあります。（→112ページ） • 点字図書の給付（→78ページ ）	区内在住、在勤、在学の方等
意思疎通支援者派遣事業（失語症の人のコミュニケーション支援事業）	失語症の方の社会参加を促すことを目的に、失語症の方及び失語症の方が参加する団体にコミュニケーション支援者を派遣します。（→85ページ）	失語症の方 失語症の方が参加する団体
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者等に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。（→74ページ）	身体障害の方 知的障害の方 難病等の方 障害児
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援を行います。（→83ページ）	身体障害の方（視覚･全身性･下肢･体幹1･2級） 知的障害の方 精神障害の方 難病等の方 障害児

事　業　名	事　業　内　容	対　象　者
地域活動支援センター事業Ⅰ型　（相談支援事業型）	地域活動支援センターⅠ型（相談支援事業型）では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者の方に対して、相談支援、創作的活動、社会適応訓練、余暇的事業を行います。（→135ページ）	身体障害者の方 知的障害者の方 精神障害者の方 難病等の方 高次脳機能障害の方
地域活動支援センター事業Ⅱ型	地域活動支援センターⅡ型では、地域において雇用・就労が困難な身体障害者の方に対して、機能訓練、余暇活動、入浴などを提供し、充実した生活が送れるよう支援します。（→135ページ）	18歳以上65歳未満の身体障害者の方
地域活動支援センター事業Ⅲ型	地域活動支援センターⅢ型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者の方に対して、創作的活動、生産活動、社会適応訓練、余暇的事業などを事業所ごとに行います。（→135ページ）	身体障害者の方 知的障害者の方 精神障害者の方
障害者訪問入浴サービス	自宅以外で入浴することが困難な障害者の方に、浴槽を自宅に持ち込み入浴サービスを行います。（→78ページ）	身体障害の方 知的障害の方
精神保健福祉講演会	精神障害者、その家族、ボランティアを対象とした講演会等を実施します。	精神障害の方及びその家族、ボランティア
日中一時支援事業	日中、障害者福祉サービス事業所等において、障害児等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他区が認めた支援を行います。（→83ページ）	身体障害の方 知的障害の方 障害児の方
芸術・文化講座開催等事業	作品展などの芸術・文化活動を設けるとともに障害者の方の創作意欲を助長するための環境整備や支援を行います。（→109ページ）	身体障害の方 知的障害の方 精神障害の方 難病等の方
・自動車運転教習費の助成 ・重度身体障害者用自動車改造費の助成	障害者が自動車運転免許取得、または自動車の一部を改造する際、その費用の一部を助成します。（→87・88ページ）	身体障害の方 知的障害の方（運転免許助成のみ）

利用者負担があるものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

窓口一覧

対象者	窓口	電話番号	ファックス
身体障害の方	障害福祉課　サービス調整グループ	03(4566)2442	03(3981)4303
	身体障害者支援グループ	03(3981)2141	03(3981)4303
	東部障害支援センター	03(3946)2511	03(3943)9763
	西部障害支援センター	03(3974)5531	03(3959)8260
知的障害の方	障害福祉課　知的障害者支援グループ	03(3981)1853	03(3981)4303
発達障害の方	障害福祉課　発達障害者相談グループ	03(4566)2445	03(3981)4303
精神障害の方 難病等の方	障害福祉課　精神障害者福祉グループ	03(3981)1988	03(3981)4303
	池袋保健所　健康推進課	03(3987)4172	03(3987)4178
	長崎健康相談所	03(3957)1191	03(3958)2188
高次脳機能障害の方	障害福祉課　心身障害者福祉センター	03(3953)2811	03(3953)9441
障害のあるお子さん	障害福祉課　児童・障害児支援グループ	03(4566)2451	03(3981)4303
	児童発達支援センター	03(6777)0370	

※サービスにより担当課が異なる場合があります。

障害者差別解消法

平成28年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます）が施行されました。

この法律は、障害のあるなしに関わらず、全ての人が互いに認め合い、共に生きる社会を目指しています。

法律の目的

この法律は、国や都道府県、区市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

障害者の範囲

この法律では、手帳を持っている人だけでなく、心身の障害がある人で、社会的障壁によって、日常生活や社会生活に制限を受けている人すべてが対象です。

不当な差別的取扱いの禁止

障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人には付けない条件を付けたりするなどにより、障害者の権利や利益を侵害することを禁止しています。

（例）盲導犬を連れた人が「動物は店に入れることができない」という理由でレストランの入店を拒否された。

合理的配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応することを「合理的配慮」と言います。重すぎる負担があるときもその理由を説明し、別のやり方を提案・検討することが求められています。

（例）知的障害がある人に対して、資料にふりがなをふったり、分かりやすい言葉に変えたものを提供する。

	行政機関	民間事業者など
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	法的義務	法的義務※

※令和3年5月の法改正により、令和6年4月1日から「法的義務」。

豊島区の取り組み

豊島区では、職員が適切に対応できるよう、「職員対応要領」や「職員対応マニュアル」を作成しました。また、区民の方へ向けて講演会の開催やリーフレットの配付等に取り組んでいます。

他にも、関係機関等による「豊島区障害者権利擁護協議会」を設置し、情報共有や差別解消に向けた取り組みに関する協議を行い、地域の相談・紛争解決のためのネットワーク構築を行っています。

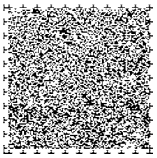

窓口

障害福祉課　管理・政策推進グループ

電話03(3981)1766　FAX03(3981)4303

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

平成30年10月1日東京都にて、共生社会・ダイバーシティの実現に向け、
「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されました。
「障害者差別解消法」との相違点等、ポイントは下記の２つです。

①　紛争解決の仕組みの整備

都条例では、広域相談支援員に相談しても、なお紛争事案が解決されない場合の紛争解決の仕組みとして、あっせん、勧告及び公表の手続きを設けています。
手続きに当たっては、公正中立な東京都障害を理由とする差別解消のための調整委員会が関わり、解決を目指します。

②　広域支援相談員の設置

広域支援相談員は障害者差別に関する相談を障害者や関係者からだけでなく、**民間事業者から**も受け付けます。

行政機関や民間事業者などの義務等

	障害者差別解消法・都条例	
	行政機関	民間事業者など
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	法的義務	法的義務※

※法においてはこれまで民間事業者は努力義務でしたが、令和6年4月の障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例

平成31年4月1日豊島区にて、**「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」**が施行されました。

この条例は、手話が言語であることの理解を広め、障害のある人もない人もお互いに理解し合うための多様な意思疎通手段を使えるよう、進めていくことを定めています。

基本理念

①手話は長い間大切に使われてきたことばです。そのことを大事に、手話に対する理解を広めていきます。
②障害のある人もない人も、お互いに理解し合うために、色々な意思疎通手段を使えるよう進めていきます。

窓口

障害福祉課　管理・政策推進グループ
電話03(3981)1766　FAX03(3981)4303

相談窓口

障害福祉課

事業内容

〈管理・政策推進グループ〉
障害者福祉･関係行政機関等との連絡･調整を行っています。
①心身障害者等福祉団体への助成(→137ページ)
②身体障害者相談員、知的障害者相談員に関すること(→48ページ)
③スポーツのつどい、ふくし健康まつりの開催(→109ページ)
障害者差別解消法に関する相談や障害福祉施策に関することなどを行っています。

〈給付グループ〉
給付に関する相談を行っています。
①心身障害者福祉手当など、各種手当の受付、支給(→54～58ページ)
②心身障害者扶養共済の受付(→60ページ)
③原爆被爆者見舞金の受付(→62ページ)
④心身障害者医療費等の助成(→63ページ)

〈施設・事業者支援グループ〉
障害者等の援護に関することを行っています。
障害者や障害児の障害福祉サービス事業所等への支援に関することなどを行っています。

〈就労支援グループ〉
障害者施設の工賃向上に関することを行っています。
就労に関する相談・支援や、地域開拓促進に係る支援を行っています。

〈知的障害者支援グループ〉
知的障害者の方々の障害福祉サービス利用等の相談、支援を行っています。

〈児童・障害児支援グループ〉
障害児の障害福祉サービス等および障害児通所支援の利用の相談、支援を行っています。
医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児支援に関する相談に応じます。

〈精神障害者福祉グループ〉
精神障害者・難病等の方の障害福祉サービス利用の相談、支援を行っています。

〈発達障害者相談グループ〉
発達障害について、あらゆる年齢層の当事者、家族等からの相談に応じます。
相談内容により、適切な機関のご紹介をします。
啓発事業の一環として、リーフレットの発行や区民講演会を開催しています。また、成長、生活の記録をまとめるための「発達サポートファイル」を作製し配布しています。
心理相談補助事業として、区内大学と連携し、豊島区民が発達障害に起因した社会生活上の問題について相談した場合のカウンセリング費用の一部を補助しています。

〈サービス調整グループ〉

〈身体障害者支援グループ〉

〈東部障害支援センター・西部障害支援センター※〉
身体障害者の方々や心身障害者(児)等に対する障害福祉サービス利用等の相談、支援を行っています。
①身体障害者手帳の申請と交付(→50ページ)
②自立支援医療(更生医療)の給付(→64ページ)
③補装具費の支給(→74ページ)
④日常生活用具の給付(→74～76ページ)
⑤住宅改修費の給付(→76ページ)
⑥出張理美容サービス(→77ページ)
⑦寝具類洗濯乾燥サービス(→78ページ)
⑧紙おむつの支給・おむつ購入費の助成(→78ページ)
⑨機能回復受術券の交付(→78ページ)
⑩点字図書の給付(→78ページ)
⑪緊急通報システム(→79ページ)
⑫ホームヘルプサービス(→82ページ)
⑬短期入所(ショートステイ)(→86ページ)
⑭身体障害者の施設入所(→136ページ)
⑮福祉タクシー券の交付(→87ページ)
⑯自動車燃料費の助成(→87ページ)
⑰自動車運転教習費の助成(→87ページ)
⑱自動車改造費の助成(→88ページ)
⑲車いすの貸出(→88ページ)
⑳補助犬の給付(→88ページ)
㉑都営交通無料乗車券・有料道路通行料等の交通割引の受付(→121･122ページ)
㉒NHK受信料の減免(→124ページ)
東部・西部障害支援センターでは、申請受付及び特定相談支援事業・障害児相談支援事業(→33ページ)を行っています。

〈豊島区障害者就労支援センター〉
障害者の就労に関する相談・支援を行っています。

＜豊島区立心身障害者福祉センター＞
身体障害の方（18歳～64歳）の相談、支援を行っています。
①機能訓練に関する相談
②リハビリテーション医・OT・PT・STによる専門相談
③公認心理士による中途障害に関する相談
④高次脳機能障害・失語症の方
(全年齢)の相談、支援を行っています。
（→129ページ）

＜基幹相談支援センター＞（→129ページ）
障害者の方の総合的な相談支援と地域の相談支援のネットワークづくり

＜障害者虐待防止センター＞（→130ページ）
障害者虐待に関する相談や通報・届出

所在地　**＜障害福祉課＞**
〒171-8422　南池袋2-45-1（区役所4階）
・管理･政策推進グループ　☎03(3981)1766
・給付グループ　☎03(3981)1963
・施設･事業者支援グループ　☎03(3981)1786
・就労支援グループ　☎03(3985)8330
・サービス調整グループ　☎03(4566)2442
・身体障害者支援グループ　☎03(3981)2141
・知的障害者支援グループ　☎03(3981)1853
・児童･障害児支援グループ　☎03(4566)2451
・精神障害者福祉グループ　☎03(3981)1988
・発達障害者相談グループ　☎03(4566)2445
FAX03(3981)4303（各グループ共通）

＜東部障害支援センター＞
〒170-0005　南大塚2-36-2
☎03(3946)2511　FAX03(3943)9763

＜西部障害支援センター＞
〒171-0044　千早2-39-16
(西部区民事務所内)
☎03(3974)5531　FAX03(3959)8260

＜豊島区立心身障害者福祉センター＞
〒171-0031　目白5-18-8
☎03(3953)2811　FAX03(3953)9441

＜基幹相談支援センター＞
(豊島区立心身障害者福祉センター内)
☎03(3953)2811　FAX03(3953)9441

＜障害者虐待防止センター＞
(豊島区立心身障害者福祉センター内)
☎03(3953)2870　FAX03(3953)9441

＜豊島区障害者就労支援センター＞
(障害福祉課内)
☎03(3985)8330　FAX03(3981)4303

池袋保健所・長崎健康相談所

事業内容　精神障害者保健福祉手帳(→51ページ)、自立支援医療(精神通院医療)(→69ページ)、難病の医療費助成(→65ページ)、自立支援医療(育成医療)(→63ページ)、小児精神病医療費助成制度（入院医療費助成)(→64ページ)、小児慢性特定疾病の医療費助成(→68ページ)、未熟児養育医療等の受付もしています。

池袋保健所健康推進課受持区域

駒込１～７丁目、巣鴨１～５丁目、西巣鴨１～４丁目、北大塚１～３丁目、南大塚１～３丁目、上池袋１～４丁目、東池袋１～５丁目、南池袋１～４丁目、西池袋１～３丁目・４丁目(１～４・７～11・13～18番)・５丁目(１～24番)、池袋１・２丁目・３丁目(１・２・４～10・13・14・19～71番)・４丁目、池袋本町１～４丁目、雑司が谷１～３丁目、高田１～３丁目、目白１～３丁目・４丁目(１～４・17～23・35・36番)

長崎健康相談所受持区域

西池袋４丁目(５・６・12・19～40番)・５丁目(25～28番)、池袋３丁目(３・11・12・15～18番)、目白４丁目(５～16・24～34番)・５丁目、南長崎１～６丁目、長崎１～６丁目、千早１～４丁目、要町１～３丁目、高松１～３丁目、千川１・２丁目

所在地　◎池袋保健所
〒170-0013　東池袋４-42-16　☎03(3987)4172　FAX03(3987)4178
◎長崎健康相談所
〒171-0051　長崎３-６-24　☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188

高齢者医療年金課

事業内容　**〈国民年金グループ〉**　☎03(3981)1952
障害基礎年金の裁定請求に関する相談に応じています。(→61ページ)

所在地　〒171-8422　南池袋2-45-1(区役所3階)
FAX03(3980)5015

子育て支援課

事業内容　**〈児童給付グループ〉**　☎03(3981)1417
①特別児童扶養手当等について(→59ページ)
②「㊊医療証」について(→69ページ)
③「㊐医療証」「㊖医療証」「㊒医療証」について(→70ページ)

所在地　〒171-8422　南池袋2-45-1（区役所4階）

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じています。また、心身の発達に遅れや、その疑いのあるお子さんに対し、日常生活の具体的な養育、介護の仕方について指導、援助を行っています。(→95ページ)

所在地　◎東部子ども家庭支援センター
〒170-0012　上池袋２-35-22
☎03(5980)5275　FAX03(3576)6240
◎西部子ども家庭支援センター
☎03(5966)3131　FAX03(5966)3137

児童発達支援センター

心身に障害のあるお子さん、または発達に心配や偏りのあるお子さんに対し、相談および通所、個別指導による援助を行っています。専門スタッフによる相談および通所、個別指導による支援を行います。(対象は０歳～未就学児のお子さんとそのご家族です)

所在地　〒171-0044　千早４-６-14
☎03(6777)0370　FAX03(5966)3137

豊島区児童相談所

児童(０～18歳未満)のさまざまな問題について相談に応じ、専門スタッフが支援、判定、心理教育・心理ケア等を行います。障害児入所施設への入所(→131ページ)、愛の手帳の相談、判定(→50ページ)も行っています。

電話番号　☎03(6758)7910　FAX03(6758)7919
所在地　〒171-0051　長崎３-６-24
相談時間　月～金　午前９時～午後５時
※夜間休日の緊急の虐待通告は☎189へ

介護保険課

事業内容　**〈認定審査グループ〉**　☎03(3981)1368
介護保険サービスを利用するには、介護や支援がどの程度必要かについて要介護(要支援)認定を受けることが必要です。
※申請は、介護保険課及び高齢者総合相談センターで受け付けています。

〈相談グループ〉　☎03(3981)1318
介護保険制度や介護保険サービス等に関する相談に応じています。

所在地　〒171-8422　南池袋2-45-1（区役所4階）
FAX03(3981)6208

特定疾病

（1） がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	（9） 脊柱管狭窄症
（2） 関節リウマチ	（10） 早老症
（3） 筋萎縮性側索硬化症	（11） 多系統萎縮症
（4） 後縦靭帯骨化症	（12） 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
（5） 骨折を伴う骨粗鬆症	（13） 脳血管疾患
（6） 初老期における認知症	（14） 閉塞性動脈硬化症
（7） 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	（15） 慢性閉塞性肺疾患
（8） 脊髄小脳変性症	（16） 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

東京都心身障害者福祉センター

補装具の判定、愛の手帳の判定(18歳以上)、援護の実施者である区市町村への専門的支援等を行っています。また、高次脳機能障害に関する相談・支援等を実施しています。これらに加えて、身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。

利用方法 区の身体障害者支援グループを通して申し込んでください。ただし、愛の手帳(18歳以上）の判定のみ直接電話で来所する日時を予約してください。

窓口時間 月～金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
午前９時～正午、 午後１時～５時

所在地 〒162-0823 新宿区神楽河岸１－１
東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12階～15階
☎03(3235)2946(代表) FAX03(3235)2968
・愛の手帳判定予約 ☎03(3235)2961

高次脳機能障害専用電話相談

高次脳機能障害により日常生活に支障のある方やそのご家族に対して生活や就労などの様々な相談に応じています。

利用方法 専用電話 ☎03(3235)2955
※電話での相談が難しい場合は
FAX03(3235)2957まで

相談日時 月～金（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
午前９時～正午、午後１時～４時

窓口 東京都心身障害者福祉センター
地域支援課高次脳機能障害者支援担当
東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）13階

東京都障害者福祉会館福祉相談(ピアカウンセリング)

障害別に同じ障害のある相談員が相談を受けます。種別は肢体不自由、視覚、聴覚、吃音、咽頭摘出、知的障害、てんかん、精神障害、自閉症、肝臓障害。弁護士による法律相談も行っています（一部予約制、無料)。

都内在住・在勤の障害者とその家族・関係者が対象です。

所在地 〒108-0014 港区芝５-18-２
☎03(3455)6321 FAX03(3453)6550

手をつなぐあんしん相談（青年期相談）

内容 知的障害のある人の日常生活、地域でのくらし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

相談日時 月～木曜日 午前10時～午後５時（来所相談の場合は電話で予約）

所在地 〒160-0023 新宿区西新宿７－８－10
オークラヤビル２階
(福)東京都手をつなぐ育成会
☎03(5389)2614 FAX03(5389)4090

東京聴覚障害者支援事業所

内　容　①特定相談支援事業･障害児相談支援事業
聴覚障害者(児)からの日常生活に関する相談、サービス利用計画等の作成及び評価を行います。
②就労移行支援事業
一般就労を目指す聴覚障害者を対象に支援を行います。リワーク支援としても利用可能です。
※詳細は直接お問い合わせください。

対　象　都内および関東近郊の聴覚障害者(児)や聴覚障害を併せ持った重複障害者(児)

相談日　平日午前９時～午後５時（土日、祝日、年末年始を除く）
※利用希望の方は、事前にご予約ください。

窓　口　東京聴覚障害者支援事業所
〒150-0011　渋谷区東1-23-3
☎03(5464)6058　FAX03(5464)6059
E-mail　soudan@ap.wakwak.com

東京都難聴児相談支援センター

内　容　都は、難聴児及びその家族等からの相談に応じ、助言や情報提供等を行う東京都難聴児相談支援センターを開設しました。新生児期からの難聴児の「きこえ」と「ことば」に関する相談を受け付けています。

相談日　週５日（土曜日または日曜日を含む。水曜日閉庁。）
午前９時～午後５時

窓　口　東京都難聴児相談支援センター
〒170-0005　南大塚３-43-11
福祉財団ビル６階
☎03(5917)7500　FAX03(5917)7501
ホームページ
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/nantyou_children_support/center/

聴力障害者情報文化センター

内　容　聴覚障害者及びご家族・関係者に対して生活や職業、聞こえや補聴器などの全般についての相談や、福祉機器、手話学習等に関する情報提供など行います。

相談日　火・水・木・土曜日　午前10時～午後５時
金曜日　午前10時～午後７時
来所、FAX、Eメール、電話、オンラインで行っています。来所･オンライン相談は、原則予約制です。秘密は厳守します。

窓　口　(福)聴力障害者情報文化センター
〒153-0053　目黒区五本木１－８－３
☎03(6833)5004　FAX03(6833)5005
E-mail
soudan@jyoubun-center.or.jp

視覚障害者生活サポート

内　容　見えない・見にくいことで生活に不便を感じている方、およびその家族に対し、相談・情報提供や各種訓練（歩行・日常生活動作・調理等）を行います。

費　用　無料（ただし、訪問訓練の場合は有料）

窓　口　東京ヘレン・ケラー協会点字図書館
〒169-0072
新宿区大久保３-14-20
☎03(3200)0987
FAX03(3200)0982

東京都立小児総合医療センター　こころの電話相談室

内　容　３歳から18歳までの子どもの精神的な問題や、行動や情緒面の問題に関する相談を受けています。ご本人・ご家族だけでなく、学校の先生など、関係者の方からのご相談にも応じています。

電話番号　☎042(312)8119（相談室直通）

相談日時　月～金曜日　午前９時～12時
（土・日・祝日・年末年始を除く）
※直接ご来院されての相談には対応しておりません。

費　用　無料(通話料金のみ相談者負担)

所在地　〒183-8561　府中市武蔵台２－８-29
☎042(300)5111（代表）
ホームページ
http://www.byouin.metro.tokyo.jp/shouni/info/kokorotel.html

東京都難病相談・支援センター

内　容
① 電話及び面接による療養・就労相談
月曜日～金曜日の平日
受付時間午前10時～午後５時
（相談の対応終了時刻は午後５時30分まで）
難病相談支援員（看護師・ソーシャルワーカー）や難病患者就労コーディネーターが電話又は面談による相談を行っています。
② 難病医療相談会（要予約）
専門医による相談会を開催。
③ 難病医療講演会（要予約）
専門医等による講演会を開催。
④ 難病患者就職サポーターによる出張相談（要予約）
毎月第３金曜日にハローワーク飯田橋の難病患者就職サポーターがセンターにて相談を実施。

費　用　無料

窓　口　☎03(5802)1892
〒113-0033　文京区本郷１－１－19
元町ウェルネスパーク西館１階

東京都医療的ケア児支援センター（区部）

内　容　医療的ケアが必要な子どもやその家族が、子どもの心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう相談に応じます。自治体・関係機関などへの情報提供や連絡調整も行います。

相談受付日　月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

相談受付時間　午前９時～午後５時

窓　口　〒170-8476　豊島区南大塚２－８－１
（都立大塚病院内）
☎03(3941)3221
ホームページ
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/ikeajiCenter.html

東京都立精神保健福祉センター

内　容　こころの健康に関して先ずは電話でお話を伺い、適切な医療機関や相談機関をご案内したり、必要に応じて面接相談（予約制）をお受けしています。

対　象　東部13区（千代田・中央・文京・台東・墨田・江東・豊島・荒川・北・板橋・足立・葛飾・江戸川）および島しょ地域の方

所在地　〒110-0004　台東区下谷１－１－３
☎03(3844)2210(事務)

こころの電話相談　☎03(3844)2212
月～金曜日　午前９時～午後５時
（祝日・年末年始を除く）

東京都発達障害者支援センター（TOSCA）

内　容　都内在住・在勤の発達障害（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わるさまざまな相談をお受けしています。必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修、講師派遣なども行います。

受付相談日
◎おとなTOSCA（18歳以上の方）
電話相談（予約不要）
（受付・相談）
第１・３週　月～土曜日　午前９時～午後５時
第２・４・５週　月・火・木・金曜日
午前９時～午後５時
（祝日・年末年始を除く）

◎こどもTOSCA（18歳未満の方）
（受付）月～金曜日　午前９時～午後５時（祝日・年末年始を除く）
（相談）月・火・木・金曜日　午前９時30分～午後５時　（祝日・年末年始を除く）
※相談は予約制です。

窓　口
◎おとなTOSCA
〒162-0851　新宿区弁天町91番地
☎03(5579)8207
HPアドレス
https://www.otona-tosca.org
◎こどもTOSCA
〒156-0055　世田谷区船橋１-30-９
☎03(6413)0231　FAX03(3706)7242
E-mail
tosca@kisenfukushi.com

身体障害者相談員

区長により委嘱された民間の協力者です。同じ障害者の立場から身体障害者の更生、援護に関する相談に応じています。

窓　口　障害福祉課　管理・政策推進グループ
☎03(3981)1766
FAX03(3981)4303

氏名	住所	電話・FAX	区分
永由　優子	〒171-0051　長崎	☎03(3958)0173	視覚
佐藤　　修	〒170-0003　駒込	FAX03(5974)5846	聴覚
秋次　法子	〒170-0001　西巣鴨	FAX03(3910)8730	聴覚
武井　悦子	〒170-0004　北大塚	☎080(6521)8001	視覚
高橋　義則	〒171-0052　南長崎	☎03(3950)8964 ☎080(9103)2425	肢体

（令和７年４月現在）

知的障害者相談員

区長により委嘱された民間の協力者です。知的障害者の生活、療育の相談に応じています。

窓　口　障害福祉課　管理・政策推進グループ
☎03(3981)1766
FAX03(3981)4303

氏名	住所	電話
早川　光代	〒170-0002　巣鴨	☎03(3915)6238
礒﨑たか子	〒170-0012　上池袋	夜間☎03(3916)4769 日中(麦の家)☎03(3576)6332
吉田　康二	〒171-0031　目白	☎03(3951)8971
遠藤とし子	〒170-0012　上池袋	☎03(3916)4830

（令和７年４月現在）

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱されて、担当地域の障害者、高齢者、生活に困っている方等の相談に応じ、区の担当部局への橋渡しや支援を行っています。

住所によって担当が決まっていますので、お問い合わせください。

窓　口　福祉総務課　民生・児童委員グループ
☎03(3981)1722　FAX03(3981)4303

豊島区民社会福祉協議会

地域の福祉の推進を目指して様々な活動を行っている、民間の福祉団体です。

事業内容
・子どもから高齢者まで全世代を対象に暮らしの相談支援を行っています。電話や来所相談、訪問での相談をお受けしています。
・様々な関係機関・団体と協力して地域を元気にしていく活動を実施しています。

①コミュニティソーシャルワーカー(CSW)
②福祉サービス利用援助事業（福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」）(→85ページ)、成年後見制度の利用支援（→49ページ）
③くらし・しごと相談支援センター
・生活困窮者自立支援事業
④リボンサービス(→84ページ)と協力会員(→111ページ)
⑤困りごと援助サービス(→82ページ)
⑥ハンディキャブの運行と運転協力(→111ページ)

⑦豊島ボランティアセンター（→111ページ）
⑧車いすの貸出（→88ページ）
⑨歳末たすけあい運動・共同募金
⑩障害者施設・団体等への事業助成
⑪親子ふれあい助成事業（→107ページ）
⑫生活福祉資金の貸付（→104ページ）
⑬受験生チャレンジ支援貸付事業

所 在 地　〒170-0013　東池袋１-39-２
豊島区役所東池袋分庁舎３・４階
☎03(3981)2930　FAX03(5954)7105

成年後見制度の利用支援

成年後見制度とは、本人の判断能力が精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害、発達障害等）により不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。大きく次の２種類に分類されます。

〈法定後見〉

申立てにより家庭裁判所が本人の後見等開始の審判等をするとともに成年後見人等を選任するもので、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の３種類があります。

○法定後見の開始の審判の申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族などのほか、『本人の福祉を図るため特に必要があると認めるとき』は、区市町村長もできます。

○申立てに際しては、申立手数料、登記手数料（収入印紙）、送達･送付費用（郵便切手）、必要に応じて鑑定費用等が必要です。また、成年後見人等が選任されて事務を遂行した場合には、その費用や報酬などを本人の財産の中から支払うことになります。

〈任意後見〉

本人の判断能力が十分なうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見受任者）と、判断能力が低下した時の自己の財産管理、療養看護・身上保護等に関する事務（法律行為に限る）の全部又は一部について代理権を付与する任意後見契約を結び、判断能力が不十分な状況になった時に備えるものです。

○任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によることが必要です。

○任意後見契約の効力は、本人の判断能力が不十分となり、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が家庭裁判所に申立てをして、任意後見監督人が選任された時から発生します。

制度利用についての窓口

豊島区民社会福祉協議会
「サポートとしま」　☎03(3981)2940
FAX03(3981)2946

区以外の相談機関等の窓口

〈成年後見制度について〉

・法務省民事局
☎03(3580)4111(代)
制度の問い合わせ　民事局参事官室
登記制度の問い合わせ　民事局民事第一課
・厚生労働省成年後見制度ポータルサイト
https://guardianship.mhlw.go.jp

〈成年後見登記制度について〉

登記事項証明書の申請方法等
・東京法務局民事行政部後見登録課
☎03(5213)1234(代)
☎03(5213)1360(ダイヤルイン)
HPアドレス
https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/category_00006.html

〈申立てについて〉

・東京家庭裁判所　後見センター
☎03(3502)5359(直通)
・東京家庭裁判所ウェブサイト
https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html
※「東京家庭裁判所 後見サイト」で検索できます。

〈任意後見制度について〉

最寄りの公証役場（住所･電話番号は「日本公証人連合会」ホームページ等に掲載）
・日本公証人連合会（役場案内）
☎03(3502)8050
・池袋公証役場
☎03(3971)6411
・大塚公証役場
☎03(6913)6208

手帳の交付

身体障害者手帳

ー身体障害者(児)が各種のサービスを受けるために必要な手帳ですー

身体に障害のある方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。障害の程度により１～７級にわかれています。（ただし、７級の障害が一つのみでは手帳の対象にはなりません。）（→52ページ）。

①視覚障害	１～６級
②聴覚障害	２～４級・６級
③平衡機能障害	３・５級
④音声・言語・そしゃく機能	３・４級
⑤肢体不自由	１～７級
（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	
⑥肢体不自由(体幹)	１～３級・５級
⑦内部障害	１・３・４級
（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸）	
⑧内部障害	１～４級
（ヒト免疫不全ウィルスによる免疫・肝臓機能障害）	１～４級

手帳交付の手続き

1.サービス調整グループ･各障害支援センターで「身体障害者診断書･意見書」を受け取るもしくは東京都福祉局のホームページから印刷し、指定医の診断を受けます。

2.サービス調整グループ･各障害支援センターへ申請後約２ケ月で交付されます。

申請に必要なもの

①指定医が記載した「身体障害者診断書・意見書」

②顔写真１枚(タテ４cm×ヨコ３cm、脱帽、１年以内に撮影したもの、白黒可)

③本人等のマイナンバーがわかるもの

手帳再交付、更新、内容変更の手続き

住所、氏名を変更したときは、必ず届け出てください。

障害の程度に変更のあったときは更新が可能です。

手帳を紛失したときは、再交付できます。

身体障害者手帳取得に係る診断書等経費助成

新規で手帳が交付された住民税非課税世帯の方（生活保護受給者は除く）を対象として、診断書・意見書料を助成（上限3,000円）します。

※手続きの際には、病院等の領収書と本人の口座番号のわかるもの、印鑑が必要となります。

※身体障害者手帳を受け取った日から６か月以内に申請してください。

窓　口

（→43ページ）

サービス調整グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

愛の手帳(東京都療育手帳)

ー知的障害者(児)が各種のサービスを受けるために必要な手帳ですー

知的障害者(児)の保護と自立更生の援助をはかるとともに、知的障害者(児)に対する社会の理解と協力を深めるために設けた制度です。(国の制度としては、療育手帳制度があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。)

障害の程度により１～４度に区分されます。

手帳交付の手続き

豊島区児童相談所（18歳未満）または東京都心身障害者福祉センター（18歳以上）へ電話で判定の予約をします。

申請に必要なもの

①写真１枚(タテ４cm×ヨコ３cm、無帽、上半身)

②個人番号（マイナンバー）確認書類

※その他、手続きに必要なものは、予約時に必ず確認してください。

手帳再交付、再判定、内容変更の手続き

本人及び保護者の住所、氏名に変更のあったときなどは必ず届け出てください。

障害の程度に大きな変更のあった時、３歳・６歳・12歳・18歳に達した時は、再判定を受けて更新することとされています（18歳以上は東京都心身障害者福祉センター☎03(3235)2961）。また、手帳を紛失したときは、再交付できます。

※電話にて予約のうえ、判定を受けてください。

窓　口

〈18歳未満の方の判定予約は〉
豊島区児童相談所
☎03(6758)7917　FAX03(6758)7919

〈18歳以上の方の判定予約は〉
東京都心身障害者福祉センター
☎03(3235)2961

〈18歳未満の手帳再交付などの方は〉
児童・障害児支援グループ
☎03(4566)2451　FAX03(3981)4303

〈18歳以上の手帳再交付などの方は〉
知的障害者支援グループ
☎03(3981)1853　FAX03(3981)4303

〈他の道府県からの転入の方は〉
・18歳未満
豊島区児童相談所
☎03(6758)7917　FAX03(6758)7919
・18歳以上
東京都心身障害者福祉センター
☎03(3235)2966

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより、交付されます。入院、在宅による区別や、年齢制限はありません。

手帳交付の手続き

①申請は、本人が行うことが原則ですが、家族等の代理の方も行うことができます。

②申請書、診断書(指定のもの)は、下記窓口にあります。

※診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から６ヶ月経過している必要があります。

※精神障害者のため、障害年金を受給されている方は、診断書の代わりに、年金証書の写しと同意書等で申請できます。

※申請の際は、本人の写真(縦４×横３cm、脱帽、上半身、１年以内に撮影したもの)とマイナンバーに係る確認書類とはがき（１枚）をお持ちください。

③障害の等級は１～３級です。非該当の場合は通知します。

④有効期限は、原則として２年間です。

⑤更新手続は、有効期限の３ヶ月前からできますので、必ず期限が切れる前に手続をしてください。(手帳の受取りまで３ヶ月程かかります。)

⑥住所、氏名、障害程度に変更があったときは、必ず届け出てください。手帳を紛失したときは、再交付できます。

⑦都内で住所が変わったときや、都外へ転出したときは、新たな住所で申請してください。

手帳をお持ちの方へのサービス

※各窓口へお問い合わせください。

①東京都障害者休養ホーム(→107ページ)
②都立公園等の入場料(→125ページ)
③都立公園駐車場料金(→125ページ)
④生活保護の障害者加算(１・２級)
⑤都営住宅の優遇(→113ページ)
⑥都営住宅使用料(→113ページ)
⑦NTT無料番号案内(→128ページ)
⑧生活福祉資金の貸付(→104ページ)
⑨親子ふれあい助成事業(→107ページ)
⑩宿泊施設利用料(→107ページ)
⑪区立体育館･プールの使用料(→108ページ)
⑫東京都障害者スポーツセンター(→108ページ)
⑬税の軽減(→116ページ)
⑭区立自転車駐車場の使用料(→126ページ)
⑮JR運賃、私鉄運賃の割引(→120ページ)
⑯都営交通無料乗車券の発行(→121ページ)
⑰NHK受信料の減免(→124ページ)

窓　口

※あなたの住所の受持ちは(→43ページ)
池袋保健所　健康推進課
☎03(3987)4172　FAX03(3987)4178
長崎健康相談所
☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188
池袋保健所出張窓口
(区役所４階)

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表）

障害機能参考	級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
			聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
重度	1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（Ⅰ/4視標による、以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ/2指標による、以下同じ。）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
中度	3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの
	4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
軽度	5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発生された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
	7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5. 一上肢の中指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

備考
1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。但し2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当級等とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合、6級とする。
3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とする。
4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。

肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
体幹	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上る事が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの							
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5.「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
8. 点線内は、身体障害者旅客運賃割引規則による第一種身体障害者の範囲を示す。

手当・年金

障害等級別で申請可能な手当の早見表

<table>
<tr><th colspan="2">障害者本人の年齢
支給対象の目安となる等級など</th><th>年齢を問わず18歳までの子を養育している人</th><th>0～20歳未満</th></tr>
<tr><td colspan="2">身体障害者手帳
1・2級</td><td>児童育成手当
（育成手当）
［区の制度］
（60ページ）
・2級上肢の一部を除く
・3級下肢の一部を含む

児童扶養手当
［国の制度］
（59ページ）
※1</td><td>児童育成手当
（障害手当）
［区の制度］
（59ページ）

特別児童扶養手当
［国の制度］
（59ページ）
・一部、身体障害者手帳4級程度も対象になります。
※1</td></tr>
<tr><td rowspan="3">愛の手帳</td><td>1度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">身体障害者手帳3級</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">愛の手帳4度</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">重度の精神障害</td><td>児童育成手当
（育成手当）
［区の制度］
（60ページ）
※1

児童扶養手当
［国の制度］
（59ページ）
※1</td><td>特別児童扶養手当
［国の制度］
（59ページ）
※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">難病</td><td></td><td></td></tr>
</table>

障害者手帳の取得にかかわらず申請可能な手当

障害状況	年齢制限	申請可能な手当の名称
脳性麻痺、進行性筋萎縮症の人	65歳未満	心身障害者福祉手当
脳性麻痺、進行性筋萎縮症の人、特別児童扶養手当の受給が決定している人	20歳未満	児童育成手当（障害手当）
内部疾患またはてんかん・精神疾患などにより日常生活に著しい制限を受ける人	20歳未満	特別児童扶養手当
重度の障害（肢体不自由・知的障害・著しい精神症状など）を重複している人	65歳未満	重度心身障害者手当
国や都が指定する難病医療費助成を受給している人	65歳未満	難病患者福祉手当
重度の障害により、常時介護を必要とする人	20歳未満	障害児福祉手当
著しい重度の障害により、常時特別の介護を必要とする人	20歳以上	特別障害者手当

※各手当は、所得制限や入院、施設入所等の状況により申請できない場合があります。
詳細は参照ページにてご確認ください。
※1　申請には原則診断書が必要です。手帳等の内容により、診断書が省略できる場合があります。

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">0～65歳未満</td><td>20歳以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">障害児福祉手当
［国の制度］
（57ページ）
※1</td><td rowspan="4">重度心身障害者手当
［都の制度］
（57ページ）</td><td rowspan="6">心身障害者福祉手当
［区の制度］
（58ページ）</td><td rowspan="4">特別障害者手当
［国の制度］
（56ページ）
※1</td></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="2">障害児福祉手当
［国の制度］
（57ページ）
※1</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">特別障害者手当
［国の制度］
（56ページ）
※1</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">難病患者福祉手当
［区の手当］
（58ページ）</td><td></td></tr>
</table>

各種手当

特別障害者手当（国の制度）

対　　象　20歳以上で常時特別の介護を必要とし、次のいずれかに該当するとき（医師の診断書に基づいて判定します。）

①概ね、身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度程度の方
②①と同程度の疾病のある方
③日常生活がほとんどできない精神障害のある方
④表Aの障害が２つ以上ある方又は、表Aの障害が１つと表Bの障害（表Aとは異なる障害）が２つ以上ある方
⑤表Aの３～５の障害１つを有し、かつ日常生活動作において常時の介護を必要とする方
⑥表Aの６に該当し、絶対安静状態の方

表A

1. 両眼の視力が0.03以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は、両上肢のすべての指を欠くもの若しくは、両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節等以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表B

1. 両眼の視力が0.07以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4. そしゃく機能を失ったもの
5. 音声又は言語機能を失ったもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8. 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を太腿の1/2以上で欠くもの
9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

支給制限　次のいずれかに該当するときは受けられません。

①施設に入所しているとき
②病院・診療所に３ヶ月を超えて入院しているとき
③所得が限度額を超えているときは支給が停止されます。

支給開始月　申請月の翌月から（新規）

手 当 額　月額29,590円（令和７年４月～）

支払い方法　２、５、８、11月の年４回。前月までの３ヶ月分をまとめて、障害者本人の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの

①所定の診断書（窓口にあります）
②身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方）
③本人名義の金融機関の口座がわかるもの
④印鑑
⑤申請者本人及びその配偶者または扶養義務者のマイナンバーがわかるもの
※その他必要な書類の提出をお願いする場合があります。

窓　　口　障害福祉課　給付グループ
☎03（3981）1963　FAX03（3981）4303

障害児福祉手当(国の制度)

対　　象　20歳未満で常時介護を必要とし、次のいずれかに該当するとき（医師の診断書に基づいて判定します。）
①身体障害者手帳１級(２級の一部)程度の児童
②愛の手帳１度(２度の一部)程度の児童
③上記と同程度の疾病、精神障害のある方

1．両眼の視力が0.02以下のもの
2．両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度のもの
3．両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4．両上肢のすべての指を欠くもの
5．両下肢の用を全く廃したもの
6．両太腿を２分の１以上失ったもの
7．体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8．前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9．精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10．身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

支給制限　次のいずれかに該当するときは受けられません。
①施設に入所しているとき
②障害を事由とする公的年金を受給しているとき
③所得が限度額を超えているときは支給が停止されます。

支給開始月　申請月の翌月から(新規)

手 当 額　月額　16,100円(令和７年４月～)

支払い方法　２、５、８、11月の年４回、前月までの３ヶ月分をまとめて、障害児本人の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの
①所定の診断書(窓口にあります)
②身体障害者手帳、愛の手帳(お持ちの方)
③本人名義の金融機関の口座がわかるもの
④印鑑
⑤申請者本人及びその配偶者または扶養義務者のマイナンバーがわかるもの
※その他必要な書類がありますのでお問い合わせください。

窓　　口　障害福祉課　給付グループ
☎03(3981)1963　FAX03(3981)4303

重度心身障害者手当(都の制度)

対　　象　いずれかに該当する方
①重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの
②重度の知的障害であって、重度の身体障害を重複して有するもの
③重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの

支給制限　次のいずれかに該当するときは受けられません。
①施設に入所しているとき
②病院・診療所に３ヶ月を超えて入院しているとき
③本人の所得(20歳未満の方は扶養義務者の所得)が限度額を超えている方
④新規申請で65歳以上の方

支給開始月　申請月から(新規)支給

手 当 額　月額　60,000円

支払い方法　毎月、障害者本人又は代行者の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの
①申請書・調査票(窓口にあります)
②身体障害者手帳、愛の手帳(お持ちの方)
③印鑑
④申請者本人のマイナンバー(申請者が20歳未満の場合、本人及びその配偶者または扶養義務者のマイナンバー)がわかるもの
※障害の程度の判定は、手帳の所持とは別に東京都心身障害者福祉センターで行います。
※その他必要な書類がありますのでお問い合わせください。

窓　　口　障害福祉課　給付グループ
☎03(3981)1963　FAX03(3981)4303

心身障害者福祉手当(区の制度)

対　　象　豊島区に住所がある方で次のいずれかに該当する方は、障害の程度に応じて、手当が受けられます。
(1)20歳以上の方
・身体障害者手帳1・2級の方
・愛の手帳1～3度の方
・脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方
(2)20歳以上の方
・身体障害者手帳3級の方
・愛の手帳4度の方
(3)20歳未満の方
・身体障害者手帳1～3級の方
・愛の手帳1～4度の方
・脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方

支給制限　次のいずれかに該当するときは受けられません。
①新規申請で65歳以上の方
②難病患者福祉手当を受給しているとき
③施設に入所しているとき
④児童育成手当(障害手当)(区の制度)を受給しているとき(→59ページ)
⑤本人の所得(20歳未満の方は、扶養義務者の所得)が限度額を超えているとき

支給開始月　申請月から支給

手 当 額　(1)の方　月額　15,500円
(2)(3)の方　月額　8,500円

支払い方法　4、8、12月に障害者本人の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの　①身体障害者手帳、愛の手帳
②本人名義の金融機関の口座がわかるもの
③印鑑
④本人のマイナンバー(20歳未満の場合は本人及び扶養義務者のマイナンバー)がわかるもの

窓　　口　障害福祉課　給付グループ
☎03(3981)1963　FAX03(3981)4303
東部障害支援センター
西部障害支援センター

難病患者福祉手当(区の制度)

対　　象　難病医療費助成制度(→65ページ)に該当する疾病で国疾病の受給者証または㊎医療券をお持ちの方(生活保護を受給されている方は、別途ご相談ください。)

支給制限　次のいずれかに該当するときは受けられません。
①新規申請で65歳以上の方
②心身障害者福祉手当を受給しているとき
③施設に入所しているとき
④児童育成手当(障害手当)(区の制度)を受けているとき(→59ページ)
⑤本人の所得(20歳未満の方は、扶養義務者の所得)が限度額を超えているとき

支給開始月　申請月から支給

手 当 額　月額15,500円

支払い方法　4、8、12月に受給者本人の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの　①国疾病の受給者証または㊎医療券(→65ページ)
②本人名義の金融機関の口座がわかるもの
③印鑑
④本人のマイナンバー(20歳未満の場合は本人及び扶養義務者のマイナンバー)がわかるもの

窓　　口　障害福祉課　給付グループ
☎03(3981)1963　FAX03(3981)4303
東部障害支援センター
西部障害支援センター

特別児童扶養手当（国の制度）

－児童に障害があるとき－

対　　象　次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方
①愛の手帳１～３度程度の児童
②身体障害者手帳１～３級（下肢障害４級の一部）程度の児童
③長時間安静を要する症状、または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

支給制限　次のいずれかに該当するときは資格喪失または、手当が支給停止となります。
①児童が日本国内に住所を有しないとき
②児童が障害を支給理由とする公的年金を受けることができるとき
③児童が施設等に入所しているとき
④本人または配偶者、扶養義務者（本人と同住所の直系親族および兄弟姉妹）の所得が限度額をこえているとき

手 当 額　特児等級１級月額56,800円
特児等級２級月額37,830円

支払い方法　申請のあった月の翌月分から、毎年４月、８月、11月に、指定の口座に振り込みます。

窓　　口　子育て支援課　児童給付グループ
☎03(3981)1417　FAX03(3980)5042

※申請に必要なものについてはお問い合わせください。

児童扶養手当（国の制度）

－父または母に障害があるとき－

対　　象　児童を扶養している父または母が重度の障害を有している方。（この場合の児童とは18歳に達した最初の３月31日までの者。ただし、中程度以上の障害を有する児童は20歳未満）
※障害の内容によっては、診断書の提出や就労可否の確認が必要です。

支給制限　次のいずれかに該当するときは、資格喪失または、手当が支給停止となります。
①本人または配偶者、扶養義務者（本人と同住所の直系親族および兄弟姉妹）の所得が限度額をこえているとき
②児童が施設等に入所しているとき
③児童が日本国内に住所を有しないとき
④本人または児童等が公的年金を受給中の場合、年金額が児童扶養手当額よりも低い方は、その差額分を受給できる場合があります。

手 当 額　所得により変わります。
児童１人目　　月額11,010円～46,690円
児童２人目以降の加算額
月額5,520円～11,030円

支払い方法　申請のあった月の翌月分から、毎年１月、３月、５月、７月、９月、11月に、その前月までの分を指定された口座に振り込みます。

窓　　口　子育て支援課　児童給付グループ
☎03(3981)1417　FAX03(3980)5042

※申請に必要なものについてはお問い合わせください。

児童育成手当（障害手当）（区の制度）

－児童に障害があるとき－

対　　象　心身の障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方
①愛の手帳１～３度程度の児童
②身体障害者手帳１・２級程度の児童
③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

支給制限　次のいずれかに該当するときは受けられません。
①本人または配偶者の所得が限度額をこえているとき
②児童が施設等に入所しているとき

手 当 額　月額　15,500円

支払い方法　申請のあった月の翌月分から、毎年２月、６月、10月に、その前月までの分を指定された口座に振り込みます。

窓　　口　子育て支援課　児童給付グループ
☎03(3981)1417　FAX03(3980)5042

※申請に必要なものについてはお問い合わせください。

児童育成手当（育成手当）（区の制度）

－父または母に障害があるとき－

対　　象　18歳に達した日以降の最初の３月31日までの児童を養育している父または母で、重度の障害を有している方

支給制限　次のいずれかに該当するときは受けられません。
①本人または配偶者の所得が限度額を超えているとき
②児童が施設等に入所しているとき

手 当 額　月額　13,500円

支払い方法　申請のあった月の翌月分から、毎年２月、６月、10月に、その前月までの分を指定された口座に振り込みます。

窓　　口　子育て支援課　児童給付グループ
☎03(3981)1417　FAX03(3980)5042

※申請に必要なものについてはお問い合わせください。

年金

心身障害者扶養年金（都の制度）

平成19年３月１日に制度は廃止されましたが、廃止当時に年金を受給されていた方には、終身年金が支給されます。また、廃止当時に年金を受給されていなかった方には、清算金が一括又は分割で支給されます。

窓　　口　東京都福祉局　障害者施策推進部
企画課　扶養共済担当
☎03(5320)4148　FAX03(5388)1408
障害福祉課　給付グループ
☎03(3981)1963　FAX03(3981)4303

心身障害者扶養共済制度（都の制度）

内　　容　扶養年金制度廃止後平成20年４月から新たに始まった制度。障害者を扶養している保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたとき、障害者に終身一定額の年金を支給する制度。転入・転出した場合でも加入が継続できる全国共通の制度

対　　象　次の全ての要件を満たす方
①障害者の保護者であること
②東京都内に住所があること
③特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
④年度初日（４月１日）の年齢が65歳未満であること
※障害者１人に対して１人の保護者のみ加入可（２口まで）

障害者の範囲　①知的障害者
②身体障害者（１～３級）
③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①又は②と同程度の方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

掛金の納付期間　加入期間20年以上かつ加入者の年度初日の年齢が65歳になるまで

掛　　金（月額）　１口9,300円から23,300円。加入者（保護者）の年齢によって異なります。
※平成29年４月現在（改定される場合があります。）
※生活保護世帯、住民税非課税世帯等は掛金の減額制度があります。

支 給 額（月額）　１口当たり20,000円

窓　　口　東京都福祉局　障害者施策推進部
企画課　扶養共済担当
☎03(5320)4148　FAX03(5388)1408
障害福祉課　給付グループ
☎03(3981)1963　FAX03(3981)4303

障害基礎年金(国民年金)

支給要件　**〈20歳以降65歳未満の間に初診日のある病気やケガで障害者になった方〉**

1.次の(1)～(3)の条件すべてにあてはまる方が対象となります。

(1)初診日に国民年金の被保険者であること。また、被保険者であった方は、初診日に60歳以上65歳未満で日本国内にお住まいであることただし、老齢基礎年金を繰上受給している人を除く

(2)障害認定日に国民年金法に定める1級または2級の障害の状態にあること。(障害認定日とは初診日から1年6ヶ月を経過した日または症状が固定した日)

(3)初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

①初診日のある月の前々月までに保険料納付済期間または免除期間(学生納付特例・納付猶予を含む)が3分の2以上あること

②初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと

2.障害認定日に該当していなくても、その後65歳になるまでの間に症状が悪化した場合は、事後重症の請求ができます。

3.所得による支給制限はありません。

〈20歳前(国民年金に加入する前)の病気やケガで障害者になった方〉

1.障害認定日に国民年金法に定める1級または2級の障害の状態であること(障害認定日とは20歳の誕生日前日または初診日から1年6ヶ月を経過したした日のいずれか遅い日)

2.本人に一定額を超える所得があるときは、年金支給額が半額あるいは全額停止されることがあります。

3.障害認定日に該当していなくても、その後65歳になるまでの間に症状が悪化した場合は、事後重症の請求ができます。

年金額　1級　昭和31年4月2日以後生まれ
年額1,039,625円
昭和31年4月1日以前生まれ
年額1,036,625円

2級　昭和31年4月2日以後生まれ
年額831,700円
昭和31年4月1日以前生まれ
年額829,300円

※なお、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳到達年度の末月までにある子または20歳未満で障害等級1級・2級の子がいるときは、次の額の加算があります。加算額の月額が児童扶養手当の月額より低い場合には差額分を児童扶養手当として受給できます。

1人目、2人目　年額各239,300円
3人目以降の子　年額各 79,800円

支払い方法　2・4・6・8・10・12月(年6回。その月の前の2ヶ月分)

窓口　高齢者医療年金課　国民年金グループ
☎03(3981)1952　FAX03(3980)5015

特別障害給付金(国の制度)

対象　①平成3年3月以前に、国民年金任意加入対象だった学生の方

②昭和61年3月以前に、国民年金任意加入対象の厚生年金・共済組合加入者の配偶者だった方　※①または②の方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、その病気やけがで現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方(65歳になる前までに障害の状態に該当した方に限ります。)

支給制限　本人の所得や他から受けられる公的年金が一定額を超えるときは支給が停止されます。

給付金額　1級　月額56,850円
2級　月額45,480円

窓口　高齢者医療年金課　国民年金グループ
☎03(3981)1952　FAX03(3980)5015

障害厚生年金・障害手当金(一時金)(厚生年金)

〈障害厚生年金〉

支給要件　①厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病による障害が国民年金の障害基礎年金(1級または2級)に該当する状態であるとき
②障害の状態が障害基礎年金には該当しないが、厚生年金の障害等級表(3級)に該当する状態であるとき
※障害厚生年金は、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしているときに支給します。

〈障害手当金〉

支給要件　厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病が、初診日から5年を経過するまでの間に治り、その治った日において3級よりやや軽い障害の状態にあり、国民年金の障害基礎年金の保険料納付要件を満たしているとき

窓　口　お近くの年金事務所、年金相談センターへ
豊島区は池袋年金事務所
〒171-8567　南池袋1-10-13
荒井ビル3・4階
☎03(3988)6011(代表)　FAX03(3988)1149
◎全般的な照会などは日本年金機構『年金ダイヤル』へ
ナビダイヤル0570-05-1165

傷病(補償)年金・障害(補償)給付(労働者災害補償保険)

仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合、次の制度があります。

〈傷病(補償)年金〉

療養を始めてから1年6か月を過ぎても治らず引き続き療養中で、障害の程度が傷病等級に該当する方に支給されます。

〈障害(補償)給付〉

ケガや病気が治った(症状が固定した)ときに、身体に一定の障害が残った場合、障害の程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

窓　口　◎勤務地を管轄する労働基準監督署
◎豊島区は、池袋労働基準監督署
〒171-8502　池袋4-30-20
豊島地方合同庁舎　労災課
☎03(3971)1259　FAX03(3590)6532

見舞金

原爆被爆者見舞金

対　象　被爆者健康手帳をお持ちの方(基準日7月1日現在区内に居住している方)
詳細は広報としま7月1日号に掲載します。

支払い方法　8月下旬に本人名義の預金口座に振り込みます。

申請に必要なもの　①被爆者健康手帳
②本人名義の預金通帳、または口座番号がわかるもの
③印鑑

窓　口　障害福祉課　給付グループ
☎03(3981)1963　FAX03(3981)4303

医療

医療助成

東京都心身障害者医療費助成 ―「障受給者証」―

助成内容
①課税されている方「障受給者証㊀食」
健康保険の自己負担分から心身障害者の医療費の助成に関する条例による一部負担金を除いた額(自己負担１割)
②非課税の方「障受給者証食」
健康保険の自己負担分(入院時食事療養費の標準負担額を除く)(自己負担なし)

対　　象
①身体障害者手帳１・２級（内部障害は３級まで）の方
②愛の手帳１・２度の方
③精神障害者保健福祉手帳１級の方

助成制限
次のいずれかに該当するときは助成が受けられません。
①健康保険に未加入の方
②生活保護を受けているとき
③健康保険の自己負担のない施設に入所しているとき
④本人(20歳未満は、被保険者または世帯主)の所得が限度額を超えているとき
⑤重度障害者になった年齢が65歳以上である方
⑥重度障害者になった年齢が65歳未満であっても65歳に達する日の前日までに「障受給者証」の交付申請を行わなかった方
⑦後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方

助成方法
①指定病院等で診療を受けるときは、健康保険証と「障受給者証」を窓口で提出します。
②指定病院等以外で診療を受けたときは、健康保険の自己負担を支払い領収書を受け取り、障害福祉課へ払い戻し申請をします。

資格申請に必要なもの
①身体障害者手帳または愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳
②健康保険の資格情報が確認できるもの・健康保険資格確認書・マイナポータルの「資格確認書」画面・資格情報のお知らせ・有効期限内の健康保険証等
③マイナンバーのわかるもの（申請者本人が20歳未満の場合は、扶養義務者のものも必要）
※所得の申告状況等によっては、住民税課税（非課税）証明書が必要な場合があります。

窓　　口
(→43ページ)給付グループ
☎03(3981)1963　FAX03(3981)4303
東部障害支援センター
西部障害支援センター
※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、障害福祉課のみの受付です。

自立支援医療(育成医療)

－18歳未満－

内　　容
身体に障害のある児童に対し、指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療を給付する制度です。

対　　象
①肢体不自由　②視覚障害　③聴覚・平衡機能障害　④音声・言語・そしゃく機能障害　⑤心臓機能障害　⑥じん臓機能障害　⑦小腸機能障害　⑧肝臓機能障害　⑨その他の内臓障害　⑩免疫機能障害

給付内容
①診療、手術及びその他の治療ならびに施術
②薬剤または治療材料(治療用装具含む)の支給
③看護・移送
※医療保険の自己負担分を公費で負担

費　　用
原則１割負担。世帯の所得・症状等に応じて、負担上限額が設けられています。
※所得制限あり

窓　　口
※あなたの住所の受持ちは…(→43ページ)
池袋保健所　健康推進課
☎03(3987)4172　FAX03(3987)4178
長崎健康相談所
☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188
池袋保健所出張窓口
(区役所４階)

自立支援医療（更生医療）

－18歳以上－

内　　容　身体障害者が、手術などによって、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりすることにより、日常生活能力や、職業能力を回復したり獲得したりすることを目的として定められた医療機関で行う医療に給付します。

対　　象　身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、東京都心身障害者福祉センターの判定等で必要と認められた方

給付内容　医療保険の自己負担分を公費で負担します。

費　　用　原則１割負担。世帯の所得水準等に応じて、負担上限額が設けられています。
※所得制限があります。

窓　　口　（→43ページ）
身体障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

小児精神病医療費助成（入院医療費助成）

内　　容　各種保険適用後の医療費が助成されます。ただし、入院時の食事療養費の標準負担額は自己負担となります。

対　　象　18歳未満で精神障害のため入院医療を必要とする方（引き続き治療を受ける場合は20歳に達する誕生月の末日まで）

窓　　口　※あなたの住所の受持ちは…（→43ページ）
池袋保健所　健康推進課
☎03（3987）4172　FAX03（3987）4178
長崎健康相談所
☎03（3957）1191　FAX03（3958）2188
池袋保健所出張窓口（区役所４階）

難病の医療費助成

助成内容　指定難病又は都単独疾病にかかっている方で、一定の要件を満たす方に対し、当該疾病に対する医療等に係る費用について、医療保険適用後の自己負担分の一部または全額を助成します。

詳細は、東京都保健医療局のHPをご覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。

＜東京都保健医療局URL＞

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido

＜東京都保健医療局難病患者様向けコールセンター＞

☎03(5320)4004

対　　象　豊島区に住民登録がある方で、国及び東京都の指定する病気(対象疾病)にかかっており、医療費助成の認定基準を満たしている方

対象疾病　国指定難病一覧(令和７年４月１日現在)

指定難病あいうえお表（341疾病）

	告示番号	新制度の指定難病
あ	135	アイカルディ症候群
	119	アイザックス症候群
	066	IgA腎症
	300	IgG4関連疾患
	024	亜急性硬化性全脳炎
	046	悪性関節リウマチ
	083	アジソン病
	303	アッシャー症候群
	116	アトピー性脊髄炎
	182	アペール症候群
	297	アラジール症候群
	231	α１-アンチトリプシン欠乏症
	218	アルポート症候群
	131	アレキサンダー病
	201	アンジェルマン症候群
	184	アントレー・ビクスラー症候群
い	247	イソ吉草酸血症
	222	一次性ネフローゼ症候群
	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
	197	1p36欠失症候群
	325	遺伝性自己炎症疾患
	120	遺伝性ジストニア
	115	遺伝性周期性四肢麻痺
	298	遺伝性膵炎
	286	遺伝性鉄芽球性貧血
う	175	ウィーバー症候群
	179	ウィリアムズ症候群
	171	ウィルソン病
	145	ウエスト症候群
	191	ウェルナー症候群
	233	ウォルフラム症候群
	029	ウルリッヒ病
え	026	HTLV-１関連脊髄症
	180	ATR-X症候群
	168	エーラス・ダンロス症候群
	287	エプスタイン症候群
	217	エプスタイン病
	204	エマヌエル症候群
	339	MECP２重複症候群
	342	LMNB１関連大脳白質脳症
	030	遠位型ミオパチー
お	068	黄色靭帯骨化症
	301	黄斑ジストロフィー
	146	大田原症候群
	170	オクシピタル・ホーン症候群
	227	オスラー病
か	232	カーニー複合
	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
	097	潰瘍性大腸炎
	072	下垂体性ADH分泌異常症
	076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
	077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
	073	下垂体性TSH分泌亢進症
	074	下垂体性PRL分泌亢進症
	078	下垂体前葉機能低下症
	079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
	266	家族性地中海熱
	336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
	161	家族性良性慢性天疱瘡
	307	カナバン病
	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
	187	歌舞伎症候群
	258	ガラクトース-１-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
	316	カルニチン回路異常症
	257	肝型糖原病
	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
	150	環状20番染色体症候群
	209	完全大血管転位症
	164	眼皮膚白皮症
き	236	偽性副甲状腺機能低下症
	219	ギャロウェイ・モワト症候群
	001	球脊髄性筋萎縮症
	220	急速進行性糸球体腎炎
	271	強直性脊椎炎
	041	巨細胞性動脈炎
	279	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)
	280	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)
	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
	278	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)
	002	筋萎縮性側索硬化症
	256	筋型糖原病
	113	筋ジストロフィー
く	075	クッシング病
	106	クリオピリン関連周期熱症候群
	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群

	告示番号	新制度の指定難病
	181	クルーゾン症候群
	248	グルコーストランスポーター１欠損症
	249	グルタル酸血症１型
	250	グルタル酸血症２型
	016	クロウ・深瀬症候群
	096	クローン病
	289	クロンカイト・カナダ症候群
け	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
	158	結節性硬化症
	042	結節性多発動脈炎
	064	血栓性血小板減少性紫斑病
	137	限局性皮質異形成
	346	原発性肝外門脈閉塞症
	262	原発性高カイロミクロン血症
	094	原発性硬化性胆管炎
	048	原発性抗リン脂質抗体症候群
	004	原発性側索硬化症
	93	原発性胆汁性胆管炎（旧病名：原発性胆汁性肝硬変）
	065	原発性免疫不全症候群
	043	顕微鏡的多発血管炎
こ	267	高IgD症候群
	098	好酸球性消化管疾患
	045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
	306	好酸球性副鼻腔炎
	221	抗糸球体基底膜腎炎
	069	後縦靭帯骨化症
	080	甲状腺ホルモン不応症
	059	拘束型心筋症
	241	高チロシン血症１型
	242	高チロシン血症２型
	243	高チロシン血症３型
	283	後天性赤芽球癆
	070	広範脊柱管狭窄症
	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
	344	極長鎖アシルーCoA脱水素酵素欠損症
	192	コケイン症候群
	104	コステロ症候群
	274	骨形成不全症
	199	5p欠失症候群
	185	コフィン・シリス症候群
	176	コフィン・ローリー症候群
	052	混合性結合組織病
さ	190	鰓耳腎症候群
	060	再生不良性貧血
	055	再発性多発軟骨炎
	211	左心低形成症候群
	084	サルコイドーシス
	212	三尖弁閉鎖症
	317	三頭酵素欠損症
し	103	CFC症候群
	053	シェーグレン症候群
	159	色素性乾皮症
	032	自己貪食空胞性ミオパチー
	095	自己免疫性肝炎
	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
	061	自己免疫性溶血性貧血
	260	シトステロール血症
	318	シトリン欠損症

	告示番号	新制度の指定難病
	224	紫斑病性腎炎
	265	脂肪萎縮症
	107	若年性特発性関節炎
	304	若年発症型両側性感音難聴
	010	シャルコー・マリー・トゥース病
	011	重症筋無力症
	208	修正大血管転位症
	347	出血性線溶異常症
	177	ジュベール症候群関連疾患
	033	シュワルツ・ヤンペル症候群
	138	神経細胞移動異常症
	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
	034	神経線維腫症
	009	神経有棘赤血球症
	005	進行性核上性麻痺
	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
	272	進行性骨化性線維異形成症
	025	進行性多巣性白質脳症
	308	進行性白質脳症
	309	進行性ミオクローヌスてんかん
	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
す	154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
	157	スタージ・ウェーバー症候群
	038	スティーヴンス・ジョンソン症候群
	202	スミス・マギニス症候群
せ	206	脆弱X症候群
	205	脆弱X症候群関連疾患
	054	成人発症スチル病
	117	脊髄空洞症
	018	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
	118	脊髄髄膜瘤
	003	脊髄性筋萎縮症
	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
	328	前眼部形成異常
	028	全身性アミロイドーシス
	049	全身性エリテマトーデス
	051	全身性強皮症
	310	先天異常症候群
	294	先天性横隔膜ヘルニア
	132	先天性核上性球麻痺
	330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
	160	先天性魚鱗癬
	012	先天性筋無力症候群
	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
	311	先天性三尖弁狭窄症
	225	先天性腎性尿崩症
	282	先天性赤血球形成異常性貧血
	312	先天性僧帽弁狭窄症
	139	先天性大脳白質形成不全症
	313	先天性肺静脈狭窄症
	082	先天性副腎低形成症
	081	先天性副腎皮質酵素欠損症
	111	先天性ミオパチー
	130	先天性無痛無汗症
	253	先天性葉酸吸収不全
	127	前頭側頭葉変性症
	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
そ	147	早期ミオクロニー脳症
	207	総動脈幹遺残症
	293	総排泄腔遺残

	告示番号	新制度の指定難病
	292	総排泄腔外反症
	194	ソトス症候群
た	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	284	ダイアモンド・ブラックファン貧血
	007	大脳皮質基底核変性症
	326	大理石骨病
	040	高安動脈炎
	017	多系統萎縮症
	275	タナトフォリック骨異形成症
	044	多発血管炎性肉芽腫症
	013	多発性硬化症／視神経脊髄炎
	067	多発性嚢胞腎
	188	多脾症候群
	261	タンジール病
	210	単心室症
	166	弾性線維性仮性黄色腫
	296	胆道閉鎖症
ち	305	遅発性内リンパ水腫
	105	チャージ症候群
	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
	039	中毒性表皮壊死症
	101	腸管神経節細胞僅少症
て	341	TRPV４異常症
	108	TNF受容体関連周期性症候群
	172	低ホスファターゼ症
	035	天疱瘡
と	057	特発性拡張型心筋症
	085	特発性間質性肺炎
	027	特発性基底核石灰化症
	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
	163	特発性後天性全身性無汗症
	071	特発性大腿骨頭壊死症
	331	特発性多中心性キャッスルマン病
	092	特発性門脈圧亢進症
	140	ドラベ症候群
な	268	中條・西村症候群
	174	那須・ハコラ病
	276	軟骨無形成症
	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
に	203	22q11.2欠失症候群
	345	乳児発症STING関連血管炎
	295	乳幼児肝巨大血管腫
	251	尿素サイクル異常症
ぬ	195	ヌーナン症候群
ね	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX１B関連腎症
	335	ネフロン癆
の	334	脳クレアチン欠乏症候群
	263	脳腱黄色腫症
	121	脳内鉄沈着神経変性症
	122	脳表ヘモジデリン沈着症
	037	膿疱性乾癬（汎発型）
	299	嚢胞性線維症
は	006	パーキンソン病
	047	バージャー病
	087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
	086	肺動脈性肺高血圧症
	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
	230	肺胞低換気症候群
	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
	091	バッド・キアリ症候群
	123	HTRA１関連脳小血管病
	008	ハンチントン病

	告示番号	新制度の指定難病
ひ	152	PCDH19関連症候群
	343	PURA関連神経発達異常症
	321	非ケトーシス型高グリシン血症
	165	肥厚性皮膚骨膜症
	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
	058	肥大型心筋症
	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
	314	左肺動脈右肺動脈起始症
	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
	109	非典型溶血性尿毒症症候群
	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
	050	皮膚筋炎／多発性筋炎
	036	表皮水疱症
	291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
ふ	183	ファイファー症候群
	173	VATER症候群
	215	ファロー四徴症
	285	ファンコニ貧血
	015	封入体筋炎
	240	フェニルケトン尿症
	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
	235	副甲状腺機能低下症
	020	副腎白質ジストロフィー
	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
	110	ブラウ症候群
	193	プラダー・ウィリ症候群
	023	プリオン病
	245	プロピオン酸血症
へ	228	閉塞性細気管支炎
	322	β―ケトチオラーゼ欠損症
	056	ベーチェット病
	031	ベスレムミオパチー
	126	ペリー病
	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
	136	片側巨脳症
	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
ほ	323	芳香族L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
	062	発作性夜間ヘモグロビン尿症
	337	ホモシスチン尿症
	254	ポルフィリン症
ま	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
	167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
	014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
	088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	270	慢性再発性多発性骨髄炎
	099	慢性特発性偽性腸閉塞症
み	142	ミオクロニー欠神てんかん
	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	021	ミトコンドリア病
む	329	無虹彩症
	189	無脾症候群
	264	無βリポタンパク血症

	告示番号	新制度の指定難病
め	244	メープルシロップ尿症
	324	メチルグルタコン酸尿症
	246	メチルマロン酸血症
	133	メビウス症候群
	063	免疫性血小板減少症
	169	メンケス病
も	090	網膜色素変性症
	022	もやもや病
	178	モワット・ウィルソン症候群
や	196	ヤング・シンプソン症候群
ゆ	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
よ	198	4p欠失症候群
ら	019	ライソゾーム病
	151	ラスムッセン脳炎
	155	ランドウ・クレフナー症候群
り	252	リジン尿性蛋白不耐症
	216	両大血管右室起始症
	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
	089	リンパ脈管筋腫症
る	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
れ	302	レーベル遺伝性視神経症
	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	156	レット症候群
	144	レノックス・ガストー症候群

	告示番号	新制度の指定難病
ろ	348	ロウ症候群
	186	ロスムンド・トムソン症候群
	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症

都指定難病一覧（令和６年４月１日現在）

東京都が指定する難病一覧（８疾病）

番号	疾病名
都80	原発性骨髄線維症
都88	古典的特発性好酸球増多症候群
都77	悪性高血圧
都91	びまん性汎細気管支炎
都83	母斑症（指定難病を除く。）
都95	遺伝性ＱＴ延長症候群
都866	肝内結石症
都97	網膜脈絡膜萎縮症

窓　口　※あなたの住所の受持ちは…（→43ページ）

池袋保健所　健康推進課

☎03（3987）4172　FAX03（3987）4178

長崎健康相談所

☎03（3957）1191　FAX03（3958）2188

池袋保健所出張窓口（区役所４階）

小児慢性特定疾病の医療費助成

－18歳未満－

助成内容　認定された疾病に対する医療等に係る費用について、医療保険適用後の自己負担分の一部または全額を助成します。

対　象　18歳未満で次の病気にかかっている人

①悪性新生物
②慢性腎疾患
③慢性呼吸器疾患
④慢性心疾患
⑤内分泌疾患
⑥膠原病
⑦糖尿病
⑧先天性代謝異常
⑨血液疾患
⑩免疫疾患
⑪神経・筋疾患
⑫慢性消化器疾患
⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
⑭皮膚疾患
⑮骨系統疾患
⑯脈管系疾患

※18歳未満で認定を受け、引き続き医療券を交付されている方に限り、満20歳未満まで助成されます。

窓　口　※あなたの住所の受持ちは…（→43ページ）

池袋保健所　健康推進課

☎03（3987）4172　FAX03（3987）4178

長崎健康相談所

☎03（3957）1191　FAX03（3958）2188

池袋保健所出張窓口（区役所４階）

自立支援医療（精神通院医療）

助成内容　原則一割が自己負担となります。ただし、利用者本人の収入や「世帯」の所得・疾病等に応じて月額自己負担上限額が設定されます。なお、住民税非課税世帯の方は、別途申請により残りの一割についても給付（または助成）される制度があります。生活保護世帯の方は自己負担はありません。

※この制度での「世帯」とは、利用者本人と同じ医療保険に加入している方が単位となります。

対　　象　精神疾患を理由として、通院による精神医療を継続的に要する方

医療の範囲　通院治療のほか、指定医療機関で行う往診、デイケア、訪問看護も対象となります。

申請に必要なもの
①申請書
②診断書（指定のもの、更新の場合診断書の提出は2年に1回）
③医療保険の加入関係を示すもの（被保険者証等の写し）
④所得区分の認定に必要なもの　生活保護受給証明書など
⑤マイナンバーに係る確認書類

窓　　口　※あなたの住所の受持ちは…（→43ページ）
池袋保健所　健康推進課
☎03(3987)4172　FAX03(3987)4178
長崎健康相談所
☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188
池袋保健所出張窓口（区役所4階）

ひとり親家庭等の医療費助成（「㊊医療証」）

－父又は母に障害があるとき－

助成内容　保険診療の自己負担分から受給者負担額（原則1割負担。本人および扶養義務者全員が課税されていない場合負担はありません）を除いた金額を助成します。
ただし、食事療養費標準負担額または生活療養費標準負担額は受給者負担になります。

対　　象　児童を養育している父または母が重度の障害を有している方（この場合の児童とは18歳に達した最初の3月31日までの者。ただし、中程度以上の障害を有する児童は20歳未満まで対象）

対象とならない方
①国民健康保険または社会保険等に未加入の方
②本人または配偶者、扶養義務者（本人と同住所の直系親族および兄弟姉妹）の所得が限度額をこえているとき
③生活保護を受けている方
④児童が小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている方、児童福祉施設に措置により入所している方

利用方法
①都内契約医療機関で診療を受けるときは、健康保険証と「㊊医療証」を提示すると、左記の助成内容で受診できます。
②都外医療機関等、㊊医療証が使用できない医療機関で診療を受け、保険診療の自己負担分（㊊医療費助成の対象となるものに限る）を支払ったときは、医療証に同封のしおりを確認のうえ、子育て支援課窓口で医療費の現金給付申請をしてください。

窓　　口　子育て支援課　児童給付グループ
☎03(3981)1417　FAX03(3980)5042

※申請に必要なものについてはお問い合わせください。

B型・C型ウイルス肝炎治療費助成

B型・C型肝炎の下記の治療にかかる医療費を助成する制度です。

助成内容　B型・C型肝炎の対象治療にかかる保険診療の患者負担の合計額から下表の患者一部負担額を除いた額を助成します。(健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません)。また、保険診療以外の費用(室料差額など)は助成の対象とはなりません。

対　象　B型･C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方

患者一部負担額（①＋②）			
①	階層区分	世帯の区市町村民税（所得割・均等割とも）非課税の方	な　し
		世帯の区市町村民税（所得割）課税年額235,000円未満の方	10,000円まで（月額）
		世帯の区市町村民税（所得割）課税年額235,000円以上の方	20,000円まで（月額）
②	入院時食事療法・生活療養標準負担		

※「世帯」とは患者さんの属する住民票上の世帯全員をいいます。ただし、同一住民票の世帯であっても、実質的に生計を別にしている場合(要件があります)、世帯の課税額合算対象から除外することができます。

窓　口　※あなたの住所の受持ちは…(→43ページ)
池袋保健所　健康推進課
☎03(3987)4172　FAX03(3987)4178
長崎健康相談所
☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188
池袋保健所出張窓口（区役所４階）

被爆者援護事業に関する申請

内　容　健康診断、医療費の助成、医療特別手当等の各種手当、介護保険利用等助成事業があります。

対　象　被爆者・被爆者の子

窓　口　※あなたの住所の受持ちは…(→43ページ)
池袋保健所　健康推進課
☎03(3987)4172　FAX03(3987)4178
長崎健康相談所
☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188
池袋保健所出張窓口（区役所４階）

子どもの医療費助成(「㊱医療証」「㊲医療証」「㊳医療証」)

対　象　18歳に達した日以降最初の３月31日までの児童で、次の要件を満たしている方
①児童が区内に居住していること
②児童が健康保険に加入していること

対象とならない場合
①生活保護を受けている
②小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている
③児童福祉施設に措置により入所している

助成方法　医療費助成を受けるには、医療証の交付申請が必要です。
都内契約医療機関で診療を受けるときに、健康保険証と医療証を提示すると、保険診療の自己負担分が、その場で助成されます。また、都外の医療機関で診療を受け、医療費の自己負担分を支払ったときは、子ども医療費助成の手びきを確認のうえ、子育て支援課へ医療費の現金給付申請をしてください。

申請手続き　医療証の交付を受けるには、次の書類等が必要です。事前にお問合せください。
①印鑑
②子どもの健康保険証(コピー可)
※出生の場合、加入予定である保護者の保険証コピーでも可
③外国籍の方は、保護者と子どもの在留カード

窓　口　子育て支援課　児童給付グループ
☎03(3981)1417　FAX03(3980)5042

※申請に必要なものについてはお問い合わせください。

スモン患者に対するはり等施術費助成

対　象　都内在住のスモン患者で、はり･きゅう･あん摩・マッサージ及び指圧の施術を希望する方

助成回数　月７回まで

助成の対象にならない方
①各種社会保険等のはり等に関する保険給付を受けている方
②生活保護のはり等に関する医療扶助を受けている方

窓　口　東京都保健医療局保健政策部疾病対策課
☎03(5320)4472　FAX03(5388)1437
ホームページ　https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/s_josei/sumon/sumon_sejutsu

特定疾病の負担軽減

－「特定疾病療養受療証」－

内　容　一部負担金が医療機関ごとに１ヶ月10,000円までになります。
ただし、慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の方で世帯の総所得が一定基準以上の場合は、一部負担金が医療機関ごとに1ヶ月20,000円までになります。

対　象　次の疾病で治療を受けている方
①血友病
②人工透析を必要とする慢性腎不全
③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

利用方法　医療機関で診療を受けるときは、マイナ保険証等と「特定疾病療養受療証」を提出してください。

窓　口　国民健康保険課　給付グループ
(国民健康保険に加入の方)
☎03(3981)1296　FAX03(3981)6491
高齢者医療年金課　後期高齢者医療担当
(後期高齢者医療制度に加入の方)
☎03(3981)1332　FAX03(3980)5015
※社会保険等に加入の方は、加入されている保険者にお問い合せください。

後期高齢者医療制度

対　象　①75歳以上の方
②65～74歳で、申請により一定の障害があると東京都後期高齢者医療広域連合から認定された方

利用方法　医療機関で診療を受けるときは、後期高齢者医療被保険者証（マイナ保険証）もしくは資格確認書を提示してください。

一部負担金　医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は１割、２割（一定以上所得のある方)、３割（現役並み所得者）です。
※非課税世帯の方等については一部負担金及び入院時の食事代が安くなりますが、事前に申請が必要です。

窓　口　高齢者医療年金課　後期高齢者医療担当
☎03(3981)1332　FAX03(3980)5015

医療機関・医療情報

心身障害者(児)医療機関

一般医療機関では対応が困難な心身障害児(者)の方の一般診療を行う病院です。北療育医療センターでは、肢体不自由児施設部門（入園・通園）および重症心身障害児施設部門（入所・通所）としての療育も行っています。

■心身障害者(児)医療機関(東京都立北療育医療センター)

診療科目　内科、脳神経内科、精神科、小児科、外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科
※診療科目により診療日、時間が異なりますので、事前にお問い合わせください。
※診療申込みは予約が必要です。

所在地　〒114-0033　北区十条台1-2-3
☎03(3908)3001　FAX03(3908)2984
※JR王子駅、板橋駅などへの送迎バスもあります。
ホームページ
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/kitaryou

■心身障害者(児)医療機関(東京都立大塚病院)

診療科目　内科、消化器内科、脳神経内科、腎臓内科、糖尿病内科、血液内科、呼吸器内科、循環器内科、老年内科、精神科、児童精神科、緩和ケア内科、リウマチ科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、救急科、アレルギー科
※原則、一般医院等からの紹介に基づいた診療予約制です。

所在地　〒170-8476　南大塚2-8-1
☎03(3941)3211　FAX03(3941)9557
予約専用　☎03(3941)5489
ホームページ　https://www.tmhp.jp/ohtsuka/index.html

心身障害者(児)歯科診療機関

通常の歯科医療機関の施設機能では、十分に治療することが困難な心身に障害のある方々の歯科治療、予防、相談と食べる訓練や話す訓練を行います。

■心身障害者(児)歯科診療機関(東京都立心身障害者口腔保健センター)

診療日　月～金曜日…治療・予防管理・相談指導
午前9時～12時、午後1時～4時30分
土曜日……治療　午前9時～12時
※診療申込みは予約が必要です。

所在地　〒162-0823　新宿区神楽河岸1-1センタープラザ9階
☎03(3267)6480(予約受付)
FAX03(3269)1213
ホームページ　https://tokyo-ohc.org/

■心身障害者(児)歯科診療機関(豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」)

診療日　木曜日……午前9時30分～午後0時30分
土曜日……午後1時30分～午後4時30分

歯科相談・歯科衛生指導　月曜日～土曜日
……午前9時～午後5時
※診療申し込みは予約が必要です。

訪問歯科診療　月曜日～土曜日
……午前9時～午後5時
※診療申し込みは予約が必要です。

歯科相談窓口　月曜日～土曜日
……午前9時～午後5時

予約受付　月曜日～土曜日……午前9時～午後5時
※健康保険証、心身障害者医療費受給者証(お持ちの方)が必要です。

所在地　〒170-0013　東池袋4-42-16
池袋保健所1階
☎03(3987)2425(予約受付)
☎03(3987)2370(歯科相談窓口)
FAX03(3987)2378
※令和8年春移転予定

休日診療・平日準夜診療

受診の際は、電話をしてからお越しください（薬局は不要）。また、マイナ保険証などを忘れずにお持ちください。

区分	医療機関名	診療日	受付時間	電話番号
内科・小児科	池袋休日診療所※㊟ （東池袋４-42-16　池袋保健所１階）	土曜日	午後５時～午後９時30分	☎050(3146)4578 ☎03(3982)0198 ◎当日電話予約
		日曜・祝日 12月29日～１月４日	午前９時～正午 午後１時～午後９時30分	
	長崎休日診療所※ （長崎２-27-18　１階）	日曜・祝日 12月29日～１月４日	午前９時～正午 午後１時～午後４時30分	☎050(3146)4577 ☎03(3959)3385 ◎当日電話予約
小児科	豊島文京(平日準夜間)こども救急 （南大塚２-８-１　都立大塚病院１階 救急外来診療室）	平日　月曜～金曜 （祝日･12月29日～ １月４日をのぞく）	午後８時～午後11時	〈15歳(中学生)までの方が対象です。〉 ☎03(3941)3211 ◎電話をしてから受診してください
歯科	池袋歯科休日応急診療所※㊟ （東池袋４-42-16　池袋保健所１階 あぜりあ歯科診療所内）	日曜・祝日 12月29日～１月４日	午前９時～午後４時30分	☎03(5985)5577 ◎電話予約制

○交通障害を伴うような悪天候の場合は診療を中止することがあります。
※午前中の混雑状況により、午後の診療時間が遅れることがあります。また、池袋休日診療所は午後５時に担当医師交代があるため、症状によって午後５時以降に再度電話をかけ直していただく場合があります。
㊟令和８年春、移転予定。

医療機関案内

実施期間	案内日時	電話番号・FAX
医療機関案内サービス「ひまわり」（電話・FAX）	診療をおこなっている医療機関を自動音声にて案内 受付時間：24時間受付	☎03(5272)0303
	保健・医療に関する相談や問い合せを相談員が応答（保健医療福祉相談） 平日　月～金　午前９時～午後８時 （祝日、12/29～１/３をのぞく）	☎03(5272)0303
	聴覚障害者のかたなど専用ファクシミリ案内 受付時間：24時間受付	FAX03(5285)8080
東京消防庁救急相談センター	救急車を呼ぶべきか、直ぐに病院を受診するべきかなどの相談及び医療機関案内 受付時間：24時間受付	＃7119(携帯電話、PHS、プッシュ回線) ☎03(3212)2323(ダイヤル回線)

インターネットで検索

東京消防庁救急受診ガイド 症状に応じた質問に答えて緊急性の有無や受診科目などのアドバイスが得られます。 救急受診ガイド	全国の病院・診療所・歯科診療所助産所・薬局をインターネットで検索 医療情報ネット（ナビィ）

日常生活の援助

補装具･生活用具

補装具費の支給

対　　象　身体障害者手帳をお持ちの方及び難病等の方。ただし､介護保険､労災･船員保険､厚生年金保険等、他の制度で貸与・給付される場合にはそちらが優先されます。また、治療用装具は対象になりません。

手 続 き　東京都心身障害者福祉センター等の判定が必要です。（判定は不要な場合もあります。また18歳未満の児童は育成医療の指定機関の意見書でも可能です。）

種　　類

対象者	補装具の種類
視覚障害者(児)	視覚障害者安全つえ、義眼、矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡、遮光眼鏡
聴覚障害者(児)	補聴器
肢体不自由者(児)	義手※、義足※、下肢装具※、靴型装具、体幹装具※、上肢装具※、車いす、電動車いす、歩行器※、歩行補助杖(Ｔ字・棒状は除く)、姿勢保持装置※、重度障害者用意思伝達装置※ ☆18歳未満の方のみ、座位保持いす※、起立保持具、頭部保持具、排便補助具があります。
内部障害者(児)	車いす、歩行補助杖（Ｔ字・棒状は除く）
難病等の方	車いす、電動車いす、歩行器、意思伝達装置、整形靴等

〈借受けについて〉
※のついている品目（義肢、装具、姿勢保持装置は完成用部品）は借受けが利用できる場合があります。身体の成長や障害の進行等により短期間での交換が見込まれる場合などに適しています。詳しくはご相談ください。

費　　用　一部自己負担があります。
※所得制限があります。18歳未満の児童は所得制限がありません。

窓　　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ
精神障害者福祉グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
児童・障害児支援グループ（18歳未満）

日常生活用具・住宅改修費の給付

区　分	種　目	対象要件		年　齢	その他の条件
介護・訓練支援用具	特殊寝台(訓練用ベット)	下肢又は体幹機能障害	1・2級　難病等	学齢児以上	
	特殊マット(失禁による汚染等は知的障害者も対象)		1級　難病等(児童は2級まで)愛の手帳1・2度	3歳以上	常時介護を要する方
	特殊尿器		1級　難病等	学齢児以上	常時介護を要する方
	入浴担架(洋式)		1・2級	3歳以上	入浴に介助を要する方
	入浴担架(和式)				
	体位変換器		1・2級　難病等	学齢児以上	下着交換に介助を要する方
	移動用リフト		1・2級　難病等	3歳以上	
	訓練イス(児のみ)		1・2級	3歳以上18歳未満	

区　分	種　目	対象要件		年　齢	その他の条件
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	1～6級　難病等	3歳以上	入浴に介助を要する方
	排泄支援用具		1・2級　難病等	学齢児以上	難病の種目は便器
	頭部保護帽	頻繁に転倒し頭部を強打する恐れのある方	身体障害者手帳1～6級 愛の手帳1・2度 精神障害		
	T字杖・棒状の杖	平衡機能障害 下肢障害 体幹機能障害 内部障害	1～6級 難病等		
	移動・移乗支援用具	平衡機能障害 下肢障害 体幹機能障害	1～6級 難病等	3歳以上	家庭内の移動等で介助をする方
	温水・温風便器	上肢機能障害	1・2級　難病等 愛の手帳1・2度	学齢児以上	
	火災警報器	火災発生の感知・避難が困難な方	身体障害者手帳1･2級 愛の手帳1・2度		障害者のみの世帯
	自動消火装置		身体障害者手帳1･2級 愛の手帳1・2度 難病等		
	電磁調理器	視覚障害 上肢機能障害 下肢機能障害 体幹機能障害 知的障害	1・2級 1・2級 (下肢･体幹は1級のみ) 愛の手帳1・2度	18歳以上	障害者のみの世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害	1・2級	学齢児以上	
	屋内信号装置	聴覚障害	1・2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯
	浴槽(湯沸器を含む)	下肢、体幹	1・2級	学齢児以上	
	音響案内装置	視覚障害	1級	学齢児以上	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害		3歳以上	自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う方
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等	3級以上　難病等		呼吸器機能障害等を要因に医師が意見書で日常生活上必要と認める者
	電気式たん吸引器				
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害	難病等		
	音声式体温計(音声式)	視覚障害	1・2級	学齢児以上	
	音声式体重計		1・2級	18歳以上	
	音声血圧計		1・2級	18歳以上	
	空気清浄器	呼吸器機能障害	3級以上	18歳以上	
情報･意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由 音声言語機能障害		学齢児以上	
	情報・通信支援用具	上肢機能障害 又は視覚障害	1～6級		
	点字ディスプレイ	視覚障害	1・2級	学齢児以上	
	点字器		1～6級		
	点字タイプライター		1・2級		就労･就学しているか就労の見込まれる方

区　分	種　目	対象要件		年　齢	その他の条件
情報・意思疎通支援用具	ポータブルレコーダー（録音再生機）	視覚障害	1・2級	学齢児以上	
	ポータブルレコーダー（再生専用機）				
	視覚障害者用活字文書読上装置		1・2級	学齢児以上	
	視覚障害者用拡大読書器		1～6級	学齢児以上	
	視覚障害者用時計		1・2級	学齢児以上	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害 音声言語機能障害		学齢児以上	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害			
	フラッシュベル	聴覚、音声言語	3級以上	学齢児以上	
	会議用拡聴器	聴覚障害	4級以上	学齢児以上	
	携帯用信号装置	聴覚、音声言語	3級以上	学齢児以上	
	人工喉頭	音声言語機能障害			喉頭摘出された方
排泄管理支援用具	ストーマ装具（紙おむつ含む）	ストーマ造設 高度の排便・排尿機能障害 （脳性麻痺、二分脊椎）		紙おむつ：3歳以上	
	収尿器				
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹 内部障害 （車いす交付）	1～3級（特殊便器の取替えは上肢1･2級）難病等	学齢児以上 65歳未満	
	都種目：中規模	下肢、体幹 内部障害 （車いす交付）	1・2級	学齢児以上 65歳未満	
	都種目：屋内移動設備	下肢、体幹 内部障害 （車いす交付）	1級	学齢児以上	

支給制限　介護保険対象者は介護保険制度が優先します。
介護保険との共通品目については、65歳以上の方は、介護保険と高齢者施策で対応となります。
介護保険の対象外品目については、障害者施策で給付します。

費　用　一部自己負担があります。
※所得制限があります。18歳未満の児童は所得制限がありません。

窓　口　（→43ページ）
〈身体障害者手帳をお持ちの方及び難病等患者の方〉
身体障害者支援グループ
精神障害者福祉グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ
〈18歳未満の方〉
児童・障害児支援グループ

屋内移動設備の給付

内　容　在宅の重度身体障害者(児)の自立生活促進のため、家屋内の移動を容易にする設備の給付をします。

対　象　学齢児以上の下肢・体幹機能障害１級の方で歩行ができない方、及び内部障害者で補装具として車いすの交付を受けている方

費　用　一部自己負担があります。
※所得制限があります。18歳未満の児童は所得制限がありません。

手続き　事前にご相談ください。

窓　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ（18歳未満）
東部障害支援センター
西部障害支援センター

小児慢性特定疾病児　日常生活用具給付事業

内　容　小児慢性特定疾病児に対し、吸入器等の日常生活用具を給付します。

対　象　豊島区に住民登録のある小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方
※一部利用制限あり

窓　口　池袋保健所　健康推進課
☎03(3987)4172　FAX03(3987)4178
長崎健康相談所
☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188

中等度難聴児発達支援事業（補聴器購入費の助成）

内　容　身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。事前に、以下の申請窓口にご相談ください。

対　象
・豊島区内に居住している18歳未満の児童
・両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではないこと
・補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

費　用　一部自己負担があります。

利用方法　事前にご相談ください。

窓　口　(→43ページ）児童・障害支援グループ

快適な在宅生活のために

心身障害者理美容サービス

内　容　理美容師が自宅まで出張し、散髪、洗髪を行います。

対　象　理髪店(美容院)へ行く事が困難な次の方（ただし、65歳以上の方、施設入所者、入院している方は除きます。）
①東京都重度心身障害者手当受給者(→57ページ)
②①に準ずる脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

費　用　1回につき1,400円の自己負担があります。
(住民税非課税世帯は無料)

利用回数　年12回

申請に必要なもの　身体障害者手帳または愛の手帳

窓　口　(→43ページ)
サービス調整グループ
知的障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

障害者入浴サービス

内　容　施設入浴（機械入浴・介助入浴）、訪問入浴があります。必要に応じて送迎があります。

対　象　家庭や公衆浴場での入浴が困難で、以下の全てに該当される方
- ・区内在住で年齢が65歳未満の方
- ・身体障害者手帳や愛の手帳を持っている方
- ・医師により入浴が可能と認められた方
- ・他の入浴サービスを使っていない方
- ・浴室改修等を区の補助で行っていない方

※常時医療的ケアが必要な方、現に感染の恐れがある感染症がある方はご相談ください。

費　用　無料

申請に必要なもの　身体障害者手帳（愛の手帳）
申請書　医師の意見書

窓　口　豊島区立心身障害者福祉センター
☎03(3953)2811　FAX03(3953)9441

寝具類洗濯乾燥サービス

内　容　寝具類を一時お預かりし、洗濯、乾燥しお届けします。

対　象　ひとり暮らし等で寝たきり等の次の方（ただし、65歳以上の方、施設入所者、入院されている方は除きます。）
- ①身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度の方
- ②難病患者福祉手当受給者(→58ページ)
- ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

費　用　無料

申請に必要なもの　身体障害者手帳または愛の手帳

窓　口　(→43ページ)
サービス調整グループ
知的障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

紙おむつの支給・おむつ購入費の助成

内　容　区で定めた型、サイズの中から選択し、自宅に配送します。(枚数の限度があります。)入院先におむつの持ちこみができない方には、購入費を助成します。(限度額があります。)申請された月からになります。

対　象　常時寝たきり、又は失禁状態のためおむつが必要な次の方（ただし、３歳未満、65歳以上の方、施設入所者、生活保護受給者等は除きます。）
- ①身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度の方
- ②脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

費　用　無料

申請に必要なもの
- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②印鑑
- ③金融機関の口座がわかるもの（購入費助成の方）

窓　口　(→43ページ)
サービス調整グループ
知的障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ（18歳未満）
東部障害支援センター
西部障害支援センター

機能回復助成(はり・きゅう・マッサージ)

内　容　区の指定業者で利用できる受術券を交付します（一部自己負担があります。）。

対　象
- ①身体障害者手帳4級以上の肢体不自由の方
- ②難病患者福祉手当受給者
- ③戦傷病者手帳第3項症以上の肢体不自由の方

窓　口　(→43ページ)
サービス調整グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

点字図書の給付

内　容　一般図書を点訳した点字図書を年間６タイトル又は24巻までの購入価格と一般図書との差額を給付します（ただし、月刊、週刊等の雑誌は除く）。

対　象　区内に在住する、視覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方

費　用　一般図書として購入した場合の価格相当分は自己負担

申請に必要なもの　身体障害者手帳
※点字図書を購入する前に手続きが必要です。

窓　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ（18歳未満）
東部障害支援センター
西部障害支援センター

重度身体障害者等緊急通報システム

内　容　緊急時、無線発信器等を用いて民間受信センターに通報し、対象者が速やかな援助を受けられるようにします。

対　象　18歳以上のひとり暮し等で次の方（ただし、65歳以上の方、施設入所者は除きます。）
身体障害者手帳１・２級の方
難病等の方で日常生活を営むうえで常時注意を要する方

費　用　世帯の所得により自己負担があります。

申請に必要なもの　身体障害者手帳　他

窓　口　（→43ページ）
サービス調整グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

福祉電話の貸与

内　容　電話の貸与、設置工事、取り外し工事

対　象　コミュニケーション、及び緊急連絡等のため電話が必要で、18歳以上の住民税非課税世帯の次の方（ただし、65歳以上の方、施設入所者は除きます。）
①身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２度の方
②脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

申請に必要なもの　①身体障害者手帳、または愛の手帳
②世帯全員の所得がわかるもの
※賃貸住宅にお住まいの場合は、大家さん等の承諾が必要です。

窓　口　（→43ページ）
サービス調整グループ
知的障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

東京消防庁緊急ネット通報

内　容　音声（肉声）による119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。
ご利用には、事前登録が必要です。また、通信料金がかかります。
※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」－「119番通報」－「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

対　象　東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市および島しょ地区を除く地域）に在住、通勤、在学している聴覚または言語・音声等の機能に障害のある方

手　続　携帯電話やスマートフォンによる事前登録（無料）が必要です。
二次元コードを読み取り後、表示されたメールアドレス（直接入力する場合は、entry_13000@entry03.web119.info）に空メールを送信し、登録手続きを行ってください。

利用方法　通報する際は、登録した携帯電話やスマートフォンのブックマークまたはホーム画面から、通報画面を表示し、通報種別と位置情報を選択して送信してください。チャット機能により、東京消防庁と会話ができます。

窓　口　東京消防庁　防災部　防災安全課　防災福祉係
☎03(3212)2111（代表）
内線4246・4247
FAX03(3213)1478（防災安全課）
メール
bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp
ＨＰ
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp
消防車･救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービスを介した119番通報」をご利用ください。

110番アプリシステム・FAX110番による緊急通報

内　容　① 110番アプリシステム
スマートフォン・携帯電話から、文字による110番通報ができます。
［スマートフォンの場合］
iPhoneの方はApp Storeで、Androidの方はGoogle Playで、「110番アプリ」を検索してインストールしてください。
［携帯電話の場合］
https://mobile110.npa.go.jpにアクセスしてください。
※通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通話料金がかかります。

② FAX110番
FAXで110番通報することができます。住所、事件の内容をご記入の上、送信してください。
［FAX電話番号03(3597)0110］

問合せ　警視庁　通信指令本部　指令計画第三係
電話03(3581)4321（代表）

対　象　聴覚・言語機能に障害がある方や音声による110番通報が困難な方専用です。
※音声による110番通報が可能な方は、通常の110番通報をお願いします。なお、対応は都内で発生した事件、事故に限ります。

119番ファクシミリ通報

内　容　119番ファクシミリ通報は、ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。

手　続　事前登録等の必要はありません。
119番通報専用の通報用紙を消防署や以下のホームページで配布しています。なお、任意の用紙に記載し、通報することも可能です。
※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」－「119番通報」－「119番通報のしくみ」－「119番ファクシミリ通報ご利用案内」をご覧ください。

利用方法　通報する際は、通報用紙に、火災・救急の別、住所･建物名称、氏名、年齢、「どうしたのか」「どこが痛いのか」「どこが燃えているのか」等を具体的記載し、ファックスから「119」をダイヤルして送信してください。
※あわてずにファクシミリ通報ができるよう、普段から通報用紙等に必要事項(住所、氏名、年齢）をあらかじめ記入し、準備しておくことが大切です。

問合せ　東京消防庁　防災部　防災安全課　防災福祉係
電話03(3212)2111（代表）
内線4246・4247
FAX03(3213)1478（防災安全課）
メール
bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp
ＨＰ
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp
消防車･救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービスを介した119番通報」をご利用ください。

電話リレーサービスを介した119番通報

内　容　電話リレーサービスとは、耳の聞こえない方や発話困難な方など、電話でのやり取りに困難のある方が、通訳オペレータを介して電話をかけることにより、相手方との意思疎通を可能とするサービスです。公共インフラとして制度化され、一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより提供されています。電話リレーサービスを介して119番通報をすることも可能です。

手　続　ご利用には、事前登録が必要です。
詳細は、日本財団電話リレーサービスホームページをご覧ください。
日本財団リレーサービス　ホームページ
https://nftrs.or.jp

利用方法　通報する際は、スマートフォン･タブレットについてはアプリから、ＰＣについては利用者ログインＵＲＬから、ログイン後、緊急通報ボタンをタップし「119（火事・救急）」を選択してください。通訳オペレーターと接続語、東京消防庁と通話ができます。

問合せ　東京消防庁　防災部　防災安全課　防災福祉係
電話03(3212)2111（代表）
内線4246・4247
FAX03(3213)1478（防災安全課）
メール
bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp
ＨＰ
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp
消防車･救急車を要請する時は、「119番」「緊急ネット通報」「119番ファクシミリ通報」「電話リレーサービスを介した119番通報」をご利用ください。

災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業

内　　容　在宅人工呼吸器使用者の方に対し、停電時に電力を供給するための自家発電装置または蓄電池の購入費を助成します。

対　　象　①～③のすべてに該当する方
①区が「災害時個別支援計画」を作成した在宅人工呼吸器使用者のうち、自家発電装置を準備する必要があることの記載がある方
②在宅で人工呼吸器を常時使用している方
③他の公的制度（在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業等）により対象物品の給付を受けることができない方

窓　　口　池袋保健所健康推進課支援計画グループ
☎03(4566)4113

介護・派遣など

日常生活の介護など

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病等の方の身体介護や家事援助等の支援を必要とする方に下記の援助を行います。

障害者総合支援法による介護給付

※「介護給付」は、障害支援区分（1～6）によって受けられるサービスの種類や量が違ってきます。障害支援区分は認定調査、概況調査、医師の意見書により認定審査会が審査・判定し、区が認定します（障害児を除く）。

※障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合には、原則介護保険サービスの利用が優先されます。

援助内容・対象

サービス	内容	対象
居宅介護	入浴・排せつ及び食事等の身体介護、洗濯、買物、掃除等の家事援助及び通院介助	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等の方、障害支援区分が1以上の方（障害児にあっては、これに相当する心身の状態の方）
重度訪問介護	入浴・排せつ及び食事等の身体介護、洗濯、買物、掃除等の家事援助並びに外出時における移動中の介護	常時介護を要する重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者、障害支援区分が4以上の方
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先における必要な情報の提供、視覚的情報の支援（代読・代筆を含む）、移動の援護、排せつ・食事等の介護	移動に著しい困難を有する視覚障害者（障害支援区分は必要ありません。）
行動援護	行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護 外出時における移動中の介護及び排せつ、食事等の身体介護	行動上著しい困難を有する知的障害者、精神障害者障害支援区分が3以上の方（障害児にあっては、これに相当する心身の状態の方）
重度障害者等包括支援	介護、通所、短期入院などのサービスを組み合わせた生活全体の介護	極めて重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者障害支援区分6の方（障害児にあっては、障害支援区分6に相当する心身の状態の方）
療養介護	医療機関において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を要する障害支援区分5以上の方
生活介護	入浴、排せつ及び食事等介護 創作的活動又は生産活動の機会の提供	常時介護等の支援が必要な知的障害者、身体障害者障害支援区分が3以上の方（50歳以上の場合は、障害支援区分2以上の方）

費　用　原則として、利用したサービスに係る費用の1割を負担していただきます。ただし、世帯の所得区分により負担額に上限があります。

窓　口　(→43ページ)

〈身体障害者手帳をお持ちの方〉
身体障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

〈精神障害の方〉〈難病等の方〉
（身体障害者手帳をお持ちでない方）
精神障害者福祉グループ

〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ

〈18歳未満の方〉
児童・障害児支援グループ

困りごと援助サービス　～ちょこっとお助け活動～

内　容　専門的技術を必要としない軽易な作業等で、概ね30分以内で終了する継続性のないもの
①電球・蛍光灯の取替え②軽易な家具の移動　などご自分だけでは解決することが難しい困りごと

対　象　区内在住で、一人暮らし障害者の方、障害者のみの世帯、障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯の方

時　間　平日午前9時～午後5時

利用料　30分 500円（材料費等は実費負担）

窓　口　豊島区民社会福祉協議会
困りごと援助サービス担当
☎03(3981)3166　FAX03(3981)2946

移動支援

内　容　地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動の支援等
対　象　屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者(児)・全身性障害者(児)・肢体不自由者(児)・知的障害者(児)※未就学児は対象外・精神障害者・難病等の方
費　用　月20時間まで無料。20時間を越えて50時間までの利用は３％負担
窓　口　(→43ページ)

〈身体障害者手帳をお持ちの方〉
身体障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ
〈18歳未満の方〉
児童・障害児支援グループ
〈精神障害者の方〉〈難病等の方〉
精神障害者福祉グループ

日中一時支援

内　容　通常介護している方が、疾病・出産・休養等の理由で一時的に介護できないときに、宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供して、日常生活上の援助、日中活動の支援を行います。
対　象　身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病等の方
費　用　原則として１割負担です。ただし児童の場合は24時間まで無料です。その他に、食事等の実費負担があります。
窓　口　(→43ページ)

〈身体障害者手帳をお持ちの方〉
身体障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ
〈18歳未満の方〉
児童・障害児支援グループ

重度脳性麻痺者介護

内　容　ご本人の推薦による家族介護者に手当を支給します。
※ただし、ホームヘルプサービス等を利用している方は、対象となりません。
対　象　一人で屋外活動をすることが困難な区内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級の方
手当額　1回6,560円､1日を単位として毎月12回まで
申請方法　身体障害者手帳を持参の上窓口へ
窓　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ

重度障害者の大学等修学支援

内　容　重度障害者の大学等（大学院・短期大学を含む）及び高等専門学校の修学に必要な身体介護等の提供を受けるための費用を支給します。（ただし、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築するまでの間）
対　象　大学等に在籍する方で重度訪問介護を受けている方、またはそれに準ずる者で大学等修学支援の必要を認められた方
費　用　世帯の所得により自己負担があります。
窓　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ

重度障害者の就労支援

内　容　重度障害のある方に、通勤・職場等において必要とする移動・身体介護などの支援を行います。
対　象　民間企業に勤務しているまたは自営業（勤務要件があります）の方で、豊島区で重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている人。
費　用　世帯の所得により自己負担があります。
窓　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ
知的障害者支援グループ

在宅重症心身障害児(者)等訪問

内　容　看護師が訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等を行います。（東京都が社会福祉法人に委託し、実施）
対　象　都内に住所を有し、在宅で生活する重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している方で18歳未満にその状態になった方及び医療的ケアが必要な障害児
訪問回数　原則週１回
費　用　無料
申請窓口　※あなたの住所の受持ちは…(→43ページ)
池袋保健所　健康推進課
☎03(3987)4174　FAX03(3987)4178
長崎健康相談所
☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188
窓　口　東京都福祉局　障害者施策推進部
施設サービス支援課
☎03(5320)4360　FAX03(5388)1407

リボンサービス（住民参加型在宅福祉サービス）

内　容　①家事援助　②外出支援
③話し相手　など
対　象　区内に在住し、高齢や障害等によりサービスを必要とする方
時　間　平日　午前９時～午後５時まで（原則）
休日、夜間も可能な限り対応
利用料　①1時間700円（交通費材料費は実費負担）
②時間外　１時間　875円
※利用料の他に2%の手数料負担があります。
登　録　利用会員として登録します。年会費1,000円
窓　口　豊島区民社会福祉協議会　リボンサービス担当
☎03(3981)9250　FAX03(3981)2946
※この他、サービスに協力できる方については（→111ページ）

通訳・介助者派遣など

東京都ガイドセンター

内　容　都内から他道府県へ外出するとき、その目的地にガイドセンターがある場合、センターを紹介します。また、他道府県から都内に来た方にはガイドヘルパーを紹介します。
対　象　視覚に障害のある方
利用方法　２週間前までに電話・FAX・メールでお申し込みをしてください。
費　用　紹介料無料。利用料は１時間930円。各他道府県センターにおける利用料は、その定める基準に従います。
窓　口　東京都ガイドセンター
〒169-8664　新宿区西早稲田２-18-２
日本視覚障害者センター内
☎03(5272)0996　FAX03(3200)7755
Eメール　jigyou@jfb.jp

豊島区手話通訳者派遣センター

内　容　聴覚障害者の社会参加を援助し、コミュニケーションの確保のために手話通訳者を派遣します。
対　象　区内在住の聴覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方
申請方法　FAX・代理電話・メール等で、原則的に２日前までに申込みをしてください。
メールでのご依頼は豊島区のホームページからお申し込みできます。
利用制限　次の場合は派遣の対象になりません。
①営業　②遊興　③政治・宗教活動等
④裁判・刑事事件等
※ただし④の場合は、東京手話通訳等派遣センターへおつなぎします。
派遣時間　午前８時～午後９時まで
派遣場所　東京都内。都外への派遣については、当該道府県に調整を依頼し派遣します。
費　用　無料
窓　口　◎豊島区手話通訳者派遣センター
豊島区役所　障害福祉課内
FAX03(5396)9104
☎03(5396)9361･03(3980)5022

要約筆記者の派遣

内　容　会議や講演等で要約筆記を必要とする場合に要約筆記者を派遣します。
対　象　区内在住の聴覚障害者・区内に所在地のある聴覚障害者団体
費　用　無料（ただし、官公庁・企業等からの依頼は有料）
窓　口　東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022　新宿区新宿２-15-27
第３ヒカリビル５Ｆ
☎03(3352)3335　FAX03(3354)6868
youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

盲ろう者通訳・介助者派遣

内　容　通訳及び外出時の付添いをします。
対　象　都内在住で視覚と聴覚の両方の障害が身体障害者手帳に記載されている方
費　用　無料（ただし、外出に必要な交通費は、通訳・介助者分も含めて利用者負担）
窓　口　東京都盲ろう者支援センター
〒162-0832　新宿区岩戸町４番地
87ビルディング岩戸町２階
☎03(6228)1282　FAX03(6228)1283
Eメール　tokyo-db@tokyo-db.or.jp

失語症の人のコミュニケーション支援者の派遣

内　容　失語症により意思疎通を図ることに支障がある方の社会参加の促進及び福祉向上のために、他者との意思疎通を支援するためのコミュニケーション支援者を派遣します。

対　象　①区内在住の失語症者（障害者手帳の有無は問いません）
②区内に活動の本拠を置く団体で、区内在住の失語症者が参加し、失語症者の自立生活及び社会参加を促すもの

費　用　無料

窓　口　（→129ページ）
豊島区立心身障害者福祉センター
☎03(3953)2811　FAX03(3953)9441
Eメール
A0015702@city.toshima.lg.jp

東京都盲ろう者支援センター

内　容　訓練…コミュニケーション、パソコン、生活について、盲ろう児・者の自立を目的とした訓練を個別に提供します。
社会参加促進…盲ろう児・者の社会参加の支援として、交流会や学習会を開催します。
相談…盲ろう児・者や盲ろう児・者に関係する方から相談を受け、情報提供や問題解決の支援をします。
盲ろう児支援…盲ろう児と家族の交流広場の開催や、保護者・教育・療育機関などからの相談を受付ています。

対　象　視覚と聴覚の両方に障害のある方

費　用　無料（ただし、場合によって参加費の負担あり）

申請方法　東京都盲ろう者支援センターまで、直接申込みをしてください。

窓　口　東京都盲ろう者支援センター
〒162-0832
新宿区岩戸町４番地
87ビルディング２階
☎03(6228)1282　FAX03(6228)1283
ホームページ
http://www.tokyo-db.or.jp
Eメール
tokyo-db@tokyo-db.or.jp

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」

福祉サービスの利用でお困りの高齢者や障害のある方々を支援し、福祉サービスの利用にかかわる相談や苦情に対応します。

〈相談・苦情対応〉
◎福祉サービスの利用にかかわる相談全般を受け付けます。
◎福祉サービスに関する苦情に対応します。
※必要に応じて第三者機関である苦情解決部会に諮ります。

〈専門相談〉
◎弁護士等が専門的な立場から相談・助言を行います。

利用方法　原則として第２水曜日　午後２～４時（予約制）事前に職員が相談を受け、必要に応じて専門相談につなぎます。

費　用　無料

〈成年後見制度利用支援〉
◎成年後見制度に関する相談や申立てについての支援を行います。
※ご希望により、成年後見制度利用支援の関係団体の紹介を行います。

費　用　相談は無料

〈法人後見事業〉
◎成年後見制度を利用したくても、後見人を受任できる親族がいなかったり、経済的な理由により適切な後見人等が見つからない方で、一定の条件を満たしている方を対象に、豊島区民社会福祉協議会が法人として後見人になる「法人後見」を受任します。

〈福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）〉
◎契約に基づいて次のサービスを行っています。
①福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス
・定期的な訪問による福祉サービス利用援助、情報提供、助言
・福祉サービスの利用料の支払い
・年金受給手続や公共料金等の支払い代行
②書類等の預かりサービス（下記の書類等を金融機関の貸金庫でお預かりします。）
・年金証書や預貯金の通帳
・不動産の権利証
・実印、銀行印　等

費　用　①に関しては月額4,000円または１回1,000円
②に関しては①の利用料金に加えて月額1,000円
※利用料のお支払いが困難な方はご相談ください。

窓　口　豊島区民社会福祉協議会　サポートとしま
☎03(3981)2940　FAX03(3981)2946

一時的な介護が必要なとき

心身障害者(児)緊急一時保護(区の制度)

保護者又は家族の病気、事故、出産、冠婚葬祭のため一時的に心身障害者(児)の介護が困難となったとき、区立の施設(福祉ホームさくらんぼ)が利用できます。(→130ページ)

対　象　愛の手帳、身体障害者手帳をお持ちの方(ただし、他の施設をご利用いただく場合もあります。)

期　間　原則として7日(他の施設に入所が決まっているときの待機は、3ヶ月間)

費　用　無料(ただし、食事は自己負担)

利用方法　事前に登録が必要です。保護が必要になったときは、その都度申請してください。

問合せ先　(→43ページ)
施設・事業者支援グループ

短期入所(ショートステイ)

内　容　障害者(児)等の介護を行う方の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった場合に、指定の障害者(児)施設や病院に短期間入所して、必要な支援を受けることができます。

費　用　一部自己負担と食費等の実費(利用施設により異なります。)負担があります。

窓　口　(→43ページ)

〈身体障害者手帳をお持ちの方〉
身体障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ

〈18歳未満の方〉
児童・障害児支援グループ

〈精神障害者の方〉
精神障害者福祉グループ

在宅難病患者一時入院

介護者が自分の療養や休息等によって一時的に介護が難しい場合、患者さんが短期間入院できます。

対　象　都内在住で、在宅生活をしている難病医療費助成対象疾病にり患している患者で、常時医学的管理下にあり、症状が安定している方

期　間　最長1ヶ月。年間で90日

窓　口　※あなたの住所の受持ちは…(→43ページ)
池袋保健所　健康推進課
☎03(3987)4172　FAX03(3987)4178
長崎健康相談所
☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援

内　容　家族等が在宅で介護を行っている医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等に看護師等を自宅等へ派遣し、家族等に代わり一定時間のケアを行います。

対　象　家族等に在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的なケアを受けて生活している方で下記に該当する方
①18歳までに身体障害者手帳1・2級(自ら歩くことができない程度)、愛の手帳1・2度を取得した方
②18歳未満で定められた医療的ケアを受けている方

費　用　世帯の所得により自己負担があります。

利用方法　1回当たりの利用時間は、2時間から4時間までの範囲で30分単位、1年度の間に、144時間まで利用できます。

申請方法　医師指示書が必要です。詳細はお問い合わせください。

窓　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ

生活圏をひろげる

福祉タクシー券の交付

生活圏の拡大及び生活の利便のために、福祉タクシー券を交付します。

助成内容　福祉タクシー券を申請のあった月からお渡しします。

対　　象　①身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢障害１～４級、体幹機能障害１～３級、視覚障害１・２級、内部機能障害１～３級の方
②愛の手帳１・２度の方
※自動車燃料費助成を受けている方、施設に入所されている方及び３か月以上入院している方、生活保護を受けている方は対象になりません。

利用方法　乗車の際には、事前に福祉タクシー券が利用できるか否かをご確認ください。

窓　　口　(→43ページ)
サービス調整グループ
知的障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ（18歳未満）
東部障害支援センター
西部障害支援センター

自動車燃料費助成

内　　容　心身障害者(児)のために使用する自動車、軽自動車の燃料費を助成します。

対　　象　次の①または②に該当し、かつ③の要件を満たす方
①身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢機能障害１～４級、体幹機能障害１～３級、視覚障害１～２級、内部障害１～３級の方
②愛の手帳１・２度の方
③本人または本人のために車両を所有し、区内在住、本人と同一の生計を営み、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方(→117ページ)
※福祉タクシー券を選択した方、施設に入所している方、３か月以上入院している方、生活保護を受けている方は対象になりません。

窓　　口　(→43ページ)
サービス調整グループ
知的障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ（18歳未満）
東部障害支援センター
西部障害支援センター

自動車運転教習費の助成

助成内容　教習所入所料、技能・学科教習料、教材費のうち、前年の所得に応じて、最高164,800円まで助成します。

対　　象　18歳以上の障害者の方で次の要件に該当する方
①運転免許証の交付を受けた方
②身体障害者手帳３級以上の方（内部障害を除く）、内部障害については４級以上の歩行困難な方、下肢・体幹機能障害については４級または５級で歩行困難な方及び愛の手帳４度の方
③豊島区内に３ヶ月以上引き続いて住んでいる方
④本人の前年の所得税の税額が40万円以下であること

窓　　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ
知的障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

重度身体障害者用自動車改造費の助成

助成内容　操向装置、駆動装置の改造費用を、前年の所得に応じて、最高133,900円まで助成します。
※改造する前に申請してください。

対　象　18歳以上の身体障害者の方で次の要件に該当する方
①身体障害者手帳をお持ちの方で上・下肢機能障害１～３級又は、体幹機能障害１・２級の方
②就労などのために障害者本人が所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方
③所得が特別障害者手当の所得制限限度額以下の方

窓　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

車いすの貸出（区の制度）

内　容　車いすを貸出します（原則３ヶ月以内)。

対　象　身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方または難病の方で歩行が困難なため、一時的に通院等で車いすが必要な方

費　用　無料（ただし、運搬は借受人が行う）

窓　口　(→43ページ)
サービス調整グループ
知的障害者支援グループ
精神障害者福祉グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター

車いすの貸出（豊島区民社会福祉協議会）

内　容　車いすを貸出します（原則１ヶ月以内)。

対　象　①歩行が困難なため、一時的に通院等で車いすが必要な方
②講習会等で使用する団体

費　用　無料（ただし、運搬は借受人が行う）

窓　口　豊島区民社会福祉協議会
豊島ボランティアセンター
☎03(3984)9375　FAX03(3981)2946

車いすの貸出（都の制度）

内　容　車いす（大人用）を貸出します（原則３ヶ月以内)。

対　象　都内在住の心身障害者（児）又はその関係団体などが福祉の増進を目的として使用するとき

費　用　無料（ただし、運搬は借受人が行う）

窓　口　東京都心身障害者福祉センター
〒162-0823　新宿区神楽河岸１-１
東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14階
☎03(3235)2961　FAX03(3235)2959

補助犬の給付

種　類　・盲導犬…視覚障害１級の方
・介助犬…肢体不自由１・２級の方
・聴導犬…聴覚障害２級の方

対　象　①都内におおむね１年以上居住する満18歳以上の在宅の上記身体障害者
②世帯全体にかかる所得税額の月平均が77,000円未満
③居住している家屋の所有者・管理者の承諾を得られること
④所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること
⑤社会活動への参加に効果があると認められること

費　用　無料（ただし、飼育・管理・治療等に係る一切の経費は本人負担）

窓　口　(→43ページ)
身体障害者支援グループ

福祉有償運送（車いす利用者等への運送サービス）

内　　容　障害や高齢で車いす等を利用しなければ外出困難な方やバスやタクシー等の利用が困難な方に福祉車両等を使って移送するサービスです。

対　　象　①身体障害者手帳をお持ちの方
②介護保険の要介護、要支援の認定を受けている方
③その他の肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害等の障害がある方

費　　用　有料（会員制）

利用方法　利用時間、申し込み方法、料金などは各団体により異なります。
詳しくは各団体にお問い合わせください。

団体名（名称）	所在地	電話番号	FAX
社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 （ハンディキャブ）	〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2	03(5396)4954	03(3981)2946
社会福祉法人　地球郷 （システム・レッツゴー）	〒171-0052 豊島区南長崎6-19-5 ゆきわりそう１Ｆ	03(3950)2002	03(3950)3841

視覚障害者外出支援事業（音声道案内）

内　　容　視覚障害者の方、地図を理解することが難しい方に、駅から区立施設等までの道を音声で案内します。
＜認定ＮＰＯ法人ことばの道案内「ウォーキングナビ」＞
https://www.walkingnavi.com/
また、東池袋駅、豊島区役所、中央図書館間は「shikAI」アプリを利用した音声案内を行っています。

対　　象　視覚障害者、視力低下により地図や画像等を理解することが困難な方

費　　用　無料

利用方法　音声ソフトの入ったパソコンや、音声機能付き携帯電話等を使って、道案内情報を聞くことができます。
詳しい利用方法は区ホームページをご確認ください。

窓　　口　障害福祉課　管理・政策推進グループ
☎03(3981)1766　FAX03(3981)4303
E-mail　A0015600@city.toshima.lg.jp

その他

●手話通訳者派遣（→84ページ）
●交通機関の割引など（→120～122ページ）
●駐車禁止規制の対象除外（→123ページ）

点字・テープなど

視覚障害者

点字版区議会だより・声の区議会だより（テープ版）

区議会の活動などをお知らせするため、年４回発行しています。希望する方に配付しますので、お申し込みください。

窓　口　区議会事務局
☎03（3981）1453　FAX03（3981）3975

点字広報・声の広報（テープ版・デイジー CD 版）

豊島区のお知らせや行事などをご案内するため、月２回発行しています。
区内在住の視覚障害者で希望する方に郵送しますので、お申し込みください。また、区ホームページでは、音声ファイル（MP3）、テキストファイルでもご案内しています。

窓　口　広報課　広報グループ
☎03（4566）2532　FAX03（3981）1375
Eメール　A0010509@city.toshima.lg.jp

障害者福祉のしおり（デイジー版）

障害者に関する事業・制度を紹介する冊子のデイジー版を配布していますので、お申し込みください。

窓　口　障害福祉課　管理・政策推進グループ
☎03（3981）1766　FAX03（3981）4303
Eメール　A0015600@city.toshima.lg.jp

広報東京都・都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）

毎月１回発行の「広報東京都」、年４回発行される「都議会だより」の点字版・音声版（テープ・デイジー）を郵送しますので、お申し込みください。また、東京都公式ホームページの「WEB広報東京都」のページ、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも、音声を聞くことができます。
〈WEB広報東京都〉
https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/
〈都議会ホームページ〉
https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/

対　象　都内在住の視覚障害者で希望する方
窓　口　〒163-8001　新宿区西新宿２－８－１
「広報東京都」について
東京都政策企画局　戦略広報部　戦略広報課
☎03（5388）3093　FAX03（5388）1329
「都議会だより」について
東京都議会議会局　管理部　広報課
☎03（5320）7126　FAX03（5388）1779

図書館の視覚障害者等サービス（豊島区立図書館）

点字図書館(ひかり文庫)

①図書等の貸出し
点字図書、録音図書、さわる絵本、CD（さくら文庫扱）を郵送で貸出します。
②対面朗読
読みたい図書や雑誌等を図書館で音訳奉仕者が朗読します。※予約が必要です。
③点字指導
中途で失明された方等に点字指導員が指導します。※予約が必要です。
④プライベートサービス
利用者の方が希望する図書・資料の点訳・音訳・拡大写本を行います。
※詳細についてはご相談ください。
⑤パソコン（音声読み上げソフト付）等の利用　※予約が必要です。

利用方法　利用者登録が必要です（電話でも申し込み可）。
費　用　無料(ただし、プライベートサービスの原本、点字用紙、テープ等は自己負担)
利用時間　午前10時～午後６時
休 館 日　第２月曜日、第４金曜日、年末年始、特別整理期間
所 在 地　◎区立中央図書館　点字図書館（ひかり文庫）
東池袋4-5-2　ライズアリーナビル5階
☎・FAX03(3983)7864
ホームページ
https://www.library.toshima.tokyo.jp/

図書館の視覚障害者等サービス（都立中央図書館）

内　容　①当館所蔵の録音資料、点字資料の貸出
当館に所蔵がない場合は、他の図書館から借受けて貸出
②録音資料、点字資料、テキストデータの製作
③対面音訳、オンライン音訳　※予約が必要です。
④視覚障害者等用パソコン、音声読書器・拡大読書器の利用
対　象　都内在住、在勤、在学で通常の方法での読書が困難で、当館の「利用登録確認リスト」に１項目でも該当のある方

利用方法　事前に登録が必要です。
費　用　無料(ただし、視覚障害者以外は送料自己負担)
窓　口　都立中央図書館　視覚障害者サービス室
〒106-8575　港区南麻布５－７－13
☎03(3442)8451（代表）
休館日、閉館時間等の詳細は、ホームページでご確認ください。
都立中央図書館ホームページ
https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/
視覚障害者サービス室
https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/guide/central_library/floor_map/3f/braille/

その他の点字図書館

利用時間、サービス等はそれぞれお問い合せください。

所 在 地　◎日本点字図書館
〒169-8586　新宿区高田馬場１-23-４
☎03(3209)0241　FAX03(3204)5641
◎(福)東京ヘレン・ケラー協会
点字図書館
〒169-0072　新宿区大久保３-14-20
☎03(3200)0987
◎日本視覚障害者団体連合点字図書館
〒169-8664　新宿区西早稲田２-18-２
☎03(3200)6160　FAX03(3200)7755

点字即時情報ネットワーク

内　容　①新聞等から記事を点字化し毎週月～金曜日に閲覧又は配布します（メール版も有ります。）。
②電話ナビゲーションシステムにより、①の情報を自動で音声により提供します。
対　象　都内在住の視覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方
窓　口　東京都盲人福祉協会
〒169-0075　新宿高田馬場１－９-23
☎03(3208)9001　FAX03(3208)9005
☎(0570)021802（電話ナビゲーションサービス専用）
ホームページ
https://tomou-hp.normanet.ne.jp
Eメール　info@tomoukyo.or.jp

視覚障害者用図書・雑誌の製作と貸出・配信

内　容　①点字図書製作と貸出・配信
②録音図書製作と貸出・配信
③ご希望の図書の点訳・提供
④ご希望の図書の朗読・提供
⑤専門図書や資料の対面朗読

対　象　①視覚障害者等
②視覚障害者施設又は関係機関

費　用　無料(ただし、③～⑤の原本、点字用紙、製本、CD-R等は自己負担)内容③・④は都内在勤・在住・在学のみ

窓　口　日本点字図書館
〒169-8586　新宿区高田馬場１-23-４
☎03(3209)0241　FAX03(3204)5641

視覚障害者用図書レファレンスサービス

内　容　①視覚障害者用図書に関する情報提供
②視覚障害者関係の施設・団体の紹介

対　象　視覚障害者等

費　用　無料

窓　口　日本点字図書館
〒169-8586　新宿区高田馬場１-23-４
☎03(3209)0241　FAX03(3209)2431
Ｅメール　reference@nittento.or.jp
（送信・受信ともファイルの添付はできません。）

点字録音刊行物作成配布

内　容　原則として都刊行物情報を選定し、毎月１点、点字またはテープ・デイジーで配布します。

対　象　18歳以上の都内在住の視覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方

費　用　無料

窓　口　東京都盲人福祉協会
〒169-0075　新宿区高田馬場１-９-23
☎03(3208)9001　FAX03(3208)9005

視覚障害者日常生活情報点訳等サービス

内　容　日常生活上必要とする情報（図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレット等）の点訳・墨訳、対面朗読（ファックスによる電話朗読も含む）を行います。詳しくはお問合せください。要予約。

対　象　都内在住・在勤で身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者

費　用　無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体（USBやCD外）をご持参ください。FAXによる電話朗読の電話代は自己負担

窓　口　東京都障害者福祉会館
〒108-0014　港区芝５-18-２
☎03(3455)6321　FAX03(3453)6550

視覚障害に関するDVD貸出

内　容　視覚障害者の福祉、リハビリテーション、教育に関するDVDの貸出

対　象　個人、施設、学校、社会福祉協議会、ボランティアグループなど

費　用　無料(ただし、輸送料は自己負担)

窓　口　(福)日本視覚障害者職能開発センター
〒160-0003　新宿区四谷本塩町２-５
☎03(3341)0900　FAX03(3341)0967

その他

●点字図書の給付(→78ページ)
●補助犬の給付(→88ページ)
●障害者のための講習会(→105ページ)

聴覚障害者

聴覚・言語障害者のためのレファレンスサービス

内　容　①都立図書館の利用案内
②調べたいことや探している資料について､FAXとEメールで質問を受け回答します。
対　象　都内在住・在勤・在学の聴覚又は言語障害の方
費　用　無料
利用方法　FAXのみ事前に登録が必要です。
窓　口　◎都立中央図書館サービス計画担当
〒106-8575　港区南麻布５-７-13
☎03(3442)8451　FAX03(3442)9500
ホームページ
https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/assist/reference/

聴覚障害者向け映像ライブラリー

内　容　映画・テレビ番組に、聴覚障害者向け字幕や手話を入れたビデオテープ・ＤＶＤを制作し、貸出します(教養・趣味、学習、娯楽など幅広いジャンルを揃えています)。上映会に利用できるものもあります。
対　象　①聴覚障害者（手帳の有無を問わず）
②聴覚障害者関係団体、施設及び学校
③市区町村の関係機関(聴覚障害に限る)
④手話学習及び聴覚障害福祉に関心がある耳の聞こえる方
※一部貸出制限あり
費　用　無料(ただし、郵送による経費は自己負担)
期　間　２週間(１回につき６本まで)
窓　口　(福)聴力障害者情報文化センター
映像ライブラリー係
〒153-0053　目黒区五本木１-８-３
☎03(6833)5004　FAX03(6833)5005
Eメール
video@jyoubun-center.or.jp
ホームページ
https://www.jyoubun-center.or.jp/

字幕付16ミリ映画フィルムの貸出

内　容　字幕入り16ミリフィルムを貸出します。
※営利目的の上映会には貸出できません。
対　象　主たる目的が聴覚障害者を対象とした上映会の主催者
費　用　無料(ただし、送料は自己負担)
※詳細はお問い合わせください。
※上映には16ミリ映写技師の資格が必要です。
窓　口　(福)聴力障害者情報文化センター
映像ライブラリー係
〒153-0053　目黒区五本木１-８-３
☎03(6833)5004　FAX03(6833)5005
Eメール
video@jyoubun-center.or.jp
ホームページ
https://www.jyoubun-center.or.jp/

コミュニケーション機器等の貸出

対　象　都に在住の聴覚障害者、都に所在地のある聴覚障害者団体
貸出機器　①OHP・OHC及びスクリーン、台
②ヒアリングループ
③プロジェクター
費　用　無料(ただし、搬送料等は自己負担)
貸出期間　使用日の前後10日以内
窓　口　東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022　新宿区新宿２-15-27
第３ヒカリビル５Ｆ
☎03(3352)3359　FAX03(3354)6868
ホームページ
http://www.tokyo-shuwacenter.or.jp

聴覚障害に関する図書・資料等の貸出・閲覧

<table>
<tr><td rowspan="2">手話、聴覚障害関係図書等の閲覧と貸出</td><td colspan="4">聴覚障害（者）に関する図書やろう団体、難聴団体、研究団体等の機関誌等を数多く揃えています。聴覚障害の方をはじめ、手話を学ぶ方、手話通訳士（者）を目指す方、学生など幅広い方々に利用いただけます。一部の図書、ビデオ・ＤＶＤを除き、貸出しもできます。</td></tr>
<tr><td>利用時間</td><td>火・水・木・土曜日　10時～17時
金曜日　10時～19時</td><td>貸出期間</td><td>２週間以内</td></tr>
<tr><td>窓　□</td><td colspan="4">（福）聴力障害者情報文化センター
〒153-0053　目黒区五本木１－８－３　☎03(6833)5004　FAX03(6833)5005
Eメール　video@jyoubun-center.or.jp
ホームページ　https://www.jyoubun-center.or.jp/</td></tr>
</table>

その他

●手話通訳者派遣（→84ページ）
●要約筆記者の派遣（→84ページ）
●障害者のための講習会（→105ページ）

保育･教育･障害児通所支援

保育・教育

障害児保育・医療的ケア保育事業(保育園)

保護者の就労・疾病・その他の理由により、日中の保育が必要な心身に障害のある乳幼児や医療的ケアが必要な乳幼児を、区内認可保育園で受け入れています。

窓　口　保育課　入園グループ
☎03(3981)2140　FAX03(3980)5041

障害児保育事業(学童クラブ)

保護者の就労等の理由により、放課後帰宅しても適切な保護を受けられない心身に障害のある小学生児童を、審査により学童集団での保育が適切と認められた場合に、学童クラブで受け入れています。

＊スクール・スキップサポーター制度

平成30年４月から、特別な支援を要する児童に対して、学校における教育活動から放課後にわたる切れ目のない支援を行うスクール・スキップサポーターを配置しています。午前は、学校で学習面や行動面での支援、午後は、子どもスキップにおいて、引き続き友人関係及び遊びに関する支援を行います。

窓　口　各学童クラブ
放課後対策課　児童支援グループ
☎03(3981)1058　FAX03(3980)5163

児童発達支援事業(豊島区立児童発達支援センター)

内　容　①相談(専門相談は未就学児対象)
②児童発達支援事業(未就学児対象)通所指導(親子通所・単独通所・個別指導・指定日通所)(→98ページ)

対　象　心身の発達に何らかの問題や障害を持つ０歳～12歳 までのお子さんとその家族

窓　口　児童発達支援センター
☎03(6777)0370

	相談内容		相談日
一般相談	発達、療育にかかわる、あらゆる問題についての相談		月～土曜日
専門相談 (予約制) ※未就学児対象	小児科	心身障害の幼児の医療、療育に関する相談	月～金曜日 不定期
	小児精神科	知的発達の障害、情緒障害、自閉的傾向のある乳幼児の養育上の悩みなどの相談	
	言語療法	言葉の遅れ、構音障害などの相談	
	理学療法	身体障害をもつ乳幼児の身体機能の訓練等に関する相談	
	作業療法		

就学相談

成長や発達に心配があるお子さんの就学や転学等について保護者の方のご相談を受け付けています。特別支援学校や特別支援学級等をお考えの方や就学先について悩まれている場合は就学相談にご相談ください。

窓　口　教育センター　教育相談グループ
☎03(3590)6746　FAX03(3981)4793

特別支援学級設置校・特別支援教室

特別な教育的支援の必要なお子さんのための学習の場として、小･中学校に固定学級、通級指導学級、特別支援教室を設置しています。特別支援教室は、拠点校の専門の教員が巡回して指導を行います。

〈特別支援学級(知的固定学級)設置校〉

小学校	学級名	所在地	学校電話
西巣鴨小学校	たけのこ学級	西巣鴨 1 -27- 1	03(3918)6345
朋有小学校	竹の子学級	東池袋 4 -40- 1	03(3987)6275
池袋第三小学校	あゆみ学級	西池袋 3 -14- 3	03(3984)8501
長崎小学校	五組	長崎 2 - 6 - 3	03(3956)8146
要小学校	すずかけ学級	要町 2 - 3 -20	03(3956)8151

中学校	学級名	所在地	学校電話
巣鴨北中学校	6 組	西巣鴨 3 -17- 1	03(3918)2144
西巣鴨中学校	4 組	南大塚 3 -18- 1	03(3986)0661
西池袋中学校	6 組	西池袋 4 -7- 1	03(3986)5427

〈特別支援学級(自閉症・情緒障害固定学級)設置校〉

小学校	学級名	所在地	学校電話
南池袋小学校	けやき学級	南池袋 3 -18-12	03(3987)6278
池袋第一小学校	かしわ学級	上池袋 4 -28- 1	03(3916)3435

中学校	学級名	所在地	学校電話
池袋中学校	E組	池袋本町 1 -43- 1	03(3986)5435

〈通級指導学級(難聴・言語障害)設置校〉

小学校	学級名	所在地	学校電話
池袋小学校	ことばときこえの教室	池袋 4 -23-8	03(3986)2858

〈特別支援教室　拠点校と巡回校〉

小学校　拠点校	特別支援教室名	巡回校
朝日小学校	ひいらぎ教室	仰高小学校、駒込小学校、清和小学校
南池袋小学校	くわのみ教室	巣鴨小学校、朋有小学校、豊成小学校
目白小学校	あおぞら教室	池袋第三小学校、高南小学校
長崎小学校	ひまわり教室	椎名町小学校、富士見台小学校
千早小学校	あすなろ教室	要小学校、高松小学校、さくら小学校
池袋本町小学校	たんぽぽ教室	池袋第一小学校、池袋小学校、西巣鴨小学校

中学校　拠点校	特別支援教室名	巡回校
巣鴨北中学校	S-room 巣鴨北	駒込中学校、西巣鴨中学校、千登世橋中学校
千川中学校	S-room 千川	池袋中学校、西池袋中学校、明豊中学校

特別支援学級(固定学級)まとめ展

区立小・中学校特別支援学級（固定学級）の児童・生徒が、日頃の学習成果を発表する､「まとめ展」を開催しています。

窓　口　教育センター　子どもサポートグループ
☎03(3590)1251　FAX03(3981)4793

特別支援教育就学奨励費

区立小・中学校の特別支援学級に在籍、通級する児童・生徒又は、障害(学校教育法施行令第22条の３に規定する障害の程度に該当するもの)のある児童・生徒を対象に経済状況等に応じて、その就学を支援します。

窓　口　学務課　学事グループ
☎03(3981)1174　FAX03(3981)3049

特別支援学校

都立の特別支援学校

種別		学校	学部　等		所在地	電話	FAX
視覚障害		文京盲学校	高(普・専)	寄	文京区後楽 1 - 7 - 6	03(3811)5714	03(3812)3446
		葛飾盲学校	幼・小・中	寄	葛飾区堀切 7 -31- 5	03(3604)6435	03(3602)9096
		久我山青光学園	幼・小・中	寄	世田谷区北烏山 4 -37- 1	03(3300)6235	03(3300)7136
		八王子盲学校	幼･小･中･高(普･専)	寄	八王子市台町 3 -19-22	042(623)3278	042(623)6262
聴覚障害		大塚ろう学校本校	幼・小		豊島区巣鴨 4 -20- 8	03(3918)3347	03(3915)9844
		城東分教室	幼・小		江東区大島 6 - 7 - 3	03(3685)9100	03(3682)2159
		城南分教室	幼		大田区東六郷 2 -18-19	03(5710)3043	03(5710)3045
		永福分教室	幼・小		杉並区永福 1 - 7 -28	03(3323)8376	03(5376)2139
		立川学園	幼･小･中･高(普･専)		立川市栄町 1 -15- 7	042(523)1358	042(523)6421
		葛飾ろう学校	幼･小･中･高(普･専)		葛飾区西亀有 2 -58- 1	03(3606)0121	03(5697)0275
		中央ろう学校	中・高(普)		杉並区下高井戸 2 -22-10	03(5301)3034	03(5301)3035
特別支援学校	知的障害	王子特別支援学校	小･中･高(普)		北区十条台 1 - 8 -41	03(3909)8777	03(3909)8665
		永福学園	高(就)		杉並区永福 1 - 7 -28	03(3323)1380	03(3323)1381
		青峰学園	高(就)		青梅市大門 3 -12	0428(32)3811	0428(32)3841
		南大沢学園	高(就)		八王子市南大沢 5 -28	042(675)6075	042(675)8176
		志村学園	高(就)		板橋区西台 1 -41-10	03(3931)2323	03(3931)3366
		水元小合学園	高(就)		葛飾区水元 1 -24- 1	03(5699)0141	03(5699)0361
		足立特別支援学校	高(職)		足立区花畑 7 -23-15	03(3850)6066	03(3860)3790
		港特別支援学校	高(職)		港区港南 3 - 9 -45	03(3471)9191	03(3471)9195
		江東特別支援学校	高(職)		江東区東陽 4 -11-45	03(3615)2341	03(3646)5893
		東久留米特別支援学校	高(職)		東久留米市野火止 2 - 1 -11	042(477)0761	042(477)0764
		青鳥特別支援学校	高(職)		世田谷区下馬 2 -38-23	03(3424)2525	03(3424)4433
		令和 6 年度開設					
		練馬特別支援学校	高(職)		練馬区高松 6 -17- 1	03(5393)3524	03(5393)3550
		八王子南特別支援学校	高(職)		八王子市鑓水 2 -88- 1	042(675)8373	042(675)8388
	肢体不自由	北特別支援学校	小･中･高(普)		北区十条台 1 - 1 - 1	03(3906)2321	03(3909)4795
	病弱	武蔵台学園　府中分教室	小・中		府中市武蔵台 2 - 8 -29 (都立小児総合医療センター)	042(312)8115	042(312)8170
		光明学園	小･中･高(普)	寄	世田谷区松原 6 -38-27	03(3323)8421	03(3327)8428
		(そよ風分教室)	小・中・高		世田谷区大蔵 2 -10- 1 (国立研究開発法人国立成育医療研究センター)	03(5494)1238	03(5494)1238
		小平特別支援学校 (武蔵分教室)	小・中・高		小平市小川東町 4 - 1 - 1 (国立精神・神経医療研究センター病院)	042(344)4537	042(344)4537
		北特別支援学校 (東大こだま分教室)	小・中・高		文京区本郷 7 - 3 - 1 (東京大学医学部附属病院)	03(3818)9939	03(3818)9939
		墨東特別支援学校 (いるか分教室)	小・中・高		中央区築地 5 - 1 - 1 (国立がんセンター中央病院)	03(3547)5226	03(3547)5226

高（普）＝高等部普通科　　高（専）＝高等部専攻科　　高（就）＝高等部就業技術科
高（職）＝高等部職能開発科　　寄＝寄宿舎

※幼稚部･高等部への入学希望者は、直接、学校へお問い合わせください。

国立・私立の特別支援学校

種別		学校	学部	所在地	電話
国立	視覚障害	筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・中 高・専	文京区目白台３-27-６	03(3943)5421
	聴覚障害	筑波大学附属 聴覚特別支援学校	幼・小・中 高・専	市川市国府台２－２－１	047(371)4135
	知的障害	筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・中 高	文京区春日１－５－５	03(3813)5569
		東京学芸大学 附属特別支援学校	幼・小・中 高	東久留米市氷川台１－６－１	042(471)5274
	肢体不自由	筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	小・中・高	板橋区小茂根２－１-12	03(3958)0181
	重複障害	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	幼・小	横須賀市野比５－１－２	046(848)3441
私立	聴覚障害	日本聾話学校	幼・小・中	町田市野津田町1942	042(735)2361
	知的障害	愛育養護学校	幼・小	港区南麻布５－６－８	03(3473)8319
		旭出養護学校	幼･小･中･高･専	練馬区東大泉７-12-16	03(3922)4134

※国立・私立の学校の申し込みについては、直接学校へお問い合わせください。

窓　口　東京都特別支援教育推進室
〒162-0817　新宿区赤城元町１－３
☎03(5228)3433

障害児通所支援

児童発達支援

内　容　通所施設において、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を提供します。

対　象　療育の観点から集団療育及び個別療育を行なう必要があると認められる未就学の児童

費　用　材料費等の実費負担（利用施設により異なる）があります。

窓　口　（→43ページ）
児童・障害児支援グループ

放課後等デイサービス

内　容　通所施設において、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。

対　象　学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後、又は休業日に支援が必要と認められた児童

費　用　一部自己負担（原則として利用したサービスに係る費用の１割と世帯の所得区分による負担上限月額のいずれか低い方の額）とおやつ代等の実費負担があります。

窓　口　（→43ページ）
児童・障害児支援グループ

保育所等訪問支援

内　容　保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。

対　象　保育所・幼稚園・小学校等に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた児童

費　用　一部自己負担（原則として利用したサービスに係る費用の１割と世帯の所得区分による負担上限月額のいずれか低い方の額）があります。

窓　口　（→43ページ）
児童・障害児支援グループ

居宅訪問型児童発達支援

内　容　重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、訪問支援員が居宅を訪問して発達支援を提供します。

対　象　重症心身障害児などの重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

費　用　材料費等の実費負担（利用施設により異なる）があります。

窓　口　（→43ページ）
児童・障害児支援グループ

職業・資金の貸付

職業相談・訓練など

障害者総合支援法による訓練等給付

対象と内容

サービス	内容	対象
自立訓練	自立した日常生活を送るために一定期間必要な訓練を行います。生活訓練と機能訓練があります。 生活訓練には、通所型の他に宿泊型もあります。	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病の方
就労選択支援 **（令和7年10月から新たに創設される障害福祉サービスです）**	障害のある方が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた支援を行います。令和７年10月以降、原則として就労継続支援B型の利用申請前に本サービスを利用することになります。	
就労移行支援	一般企業に就職することを目指す方が一定期間知識と能力の向上を図ります。	
就労継続Ａ型	一般企業への就職が困難な方に就労の機会を提供し、生活能力の向上を図ります。（雇用契約あり）	
就労継続Ｂ型	一般企業への就職が困難な方に就労の機会を提供し、生活能力の向上を図ります。（雇用契約なし）	
就労定着支援	就労移行支援などを通じて、一般企業に就職した方が職場との生活面の課題を把握したり、課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	
自立生活援助	施設やグループホームから地域生活に移行した方に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	

費　　用　原則として、利用したサービスにかかる費用の１割を負担していただきます。
ただし、世帯の所得区分により負担額に上限があります。（35ページ）

豊島区障害者就労支援センター（障害者就労支援）

内　　容　①相談支援…就職に関する相談・支援
②ネットワーク事業…関係機関や企業との連携・情報交換
③余暇活動…就労している方向けに余暇活動の場を提供

対　　象　・区内在住で障害者手帳をお持ちの方・指定難病の認定を受けている方とその家族及び関係者
・障害のある方・難病患者を雇用している、または雇用を考えている区内事業主

受付時間　平日午前８時30分から午後５時まで（祝日・年末年始を除く）

利用方法　事前予約制（要登録）

窓　　口　豊島区障害者就労支援センター（障害福祉課内）
☎03(3985)8330　FAX03(3981)4303

ハローワーク池袋(池袋公共職業安定所)

内　容　障害者の職業相談・職業紹介、障害者向け職業訓練の案内・申込受付、職場定着支援

費　用　相談は無料

窓　口　ハローワーク池袋（本庁舎　4階）
専門援助第二部門
〒170-8409　東池袋3-5-13
☎03(3987)8609　部門コード41#
FAX03(3987)4456

失業給付(雇用保険)

内　容　会社などで雇用されていた方が離職した場合、失業中の生活を心配しないで再就職活動ができるよう、一定の要件を満たせば、雇用保険の「基本手当(いわゆる失業給付)」を受けることができます。

窓　口　ハローワーク池袋（サンシャイン庁舎3階）　雇用保険給付課
〒170-6003　東池袋3-1-1
サンシャイン60ビル　3階
☎03(5958)8609　部門コード17#
FAX03(3987)5365

日本視覚障害者職能開発センター

目の不自由な方の就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練(生活訓練)、職業訓練の相談(要予約)を行っています。

所在地　(福)日本視覚障害者職能開発センター
〒160-0003　新宿区四谷本塩町2-5
☎03(3341)0900　FAX03(3341)0967

東京障害者職業センター

内　容
〈障害者へのサービス〉
①職業相談・職業評価
②職業準備支援
〈障害者と事業主の双方へのサービス〉
①職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援
②うつ病等の疾患による休職者の職場復帰支援(リワーク支援)
〈事業主へのサービス〉
①障害者の雇用管理に関する相談及び支援
②雇用管理サポート講習会の実施
〈関係機関へのサービス〉
職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助

対　象　障害者、事業主、関係機関

受付時間　平日午前8時45分～午後5時(土･日･祝日･年末年始は休み）※相談は要予約

所在地　東京障害者職業センター
〒110-0015　台東区東上野4-27-3
上野トーセイビル3階
☎03(6673)3938　FAX03(6673)3948
リワークセンター東京
〒111-0041　台東区元浅草3-18-10
上野NSビル7階
☎03(5246)4881　FAX03(5246)4882
https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tokyo/index.html

公益財団法人　東京しごと財団

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

内　容　**【障害者雇用就業サポートデスク】**
就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます(職業紹介はしていません。事前予約制です)。
月～金　午前９時～午後５時
☎03(5211)5462（飯田橋・多摩共通）

【就活セミナー】
就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイング等の演習を行います。

【企業見学】
障害者雇用のイメージや障害者が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業等の見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害者が活躍している現場を見学することができます。

【職場体験実習】
企業で働いた経験がない（少ない）、適正が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを随時行うほか、面談会を年８回、ミニ面談会を年４回行っています。

【障害者委託訓練事業】
ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。
- 知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎･応用、清掃、軽食喫茶業務など）
- 障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業で必要なパソコン操作と現場実習など）
- 実践能力取得訓練コース（事務補助、清掃など）
- e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者が対象。Web製作実践講座など）
- 在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

受講料…無料（交通費、食事代等は訓練生負担）

※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。

上記、各事業の詳細や、最新情報につきましては､ホームページをご覧ください。

窓　口　公益財団法人　東京しごと財団　総合支援部　障害者就業支援課
〒102-0072　千代田区飯田橋３-10-３
東京しごとセンター８階
☎03(5211)2681
ホームページ
https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/

東京障害者職業能力開発校

内　容　能力に応じた技能と基礎知識を身につけ、ハローワークと連携して就職の相談・支援を行います。

対　象　都立職業能力開発センターで職業訓練を受けることが困難な、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者及び視覚障害者等

科　目　ビジネスアプリ開発､ビジネス総合事務、グラフィックDTP、ものづくり技術､建築CAD、製パン、調理･清掃サービス、オフィスワーク（以上、身体障害者・精神障害者･発達障害者対象）､職域開発（精神障害者･発達障害者対象）､就業支援（身体障害者･精神障害者･発達障害者対象）、実務作業（知的障害者対象）､OA事務（重度視覚障害者対象）

訓練期間　１年（調理・清掃サービス科・オフィスワーク科・職域開発科は６か月、就業支援科は３か月）

募　集　毎年９月以降に募集（調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科及び就業支援科は年４回募集）

費　用　授業料無料

所在地　東京障害者職業能力開発校
〒187-0035　小平市小川西町２-34-１
☎042(341)1427　FAX042(341)1451
https://www.hatarakuku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/

国立職業リハビリテーションセンター

対　象　①身体に障害のある方及び高次脳機能障害のある方
〔身体障害者等〕
身体障害者手帳をお持ちの方、または、身体障害者障害程度等級７級の判定を受けている方、または、身体の障害が障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害者に該当しない肝臓病、膠原病等の難病、低身長症等の疾病のある方
〔高次脳機能障害のある方〕
身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、かつ脳外傷、脳血管障害等により生じた記憶、思考、理解、言語、判断等の機能障害を有すると診断を受けた方
②知的障害者
愛の手帳を取得している方。または、公的機関で判定を受けた方
③精神障害者
精神障害者保健福祉手帳を取得している方、または、医師から統合失調症、そううつ病、てんかんの診断を受けている方(以上の方で、事前説明会に参加した方)
以上①②③のいずれかに該当し、以下すべての要件を満たしている方
・公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録している方
・訓練受講及び就職に意欲があり、職業訓練を受講することにより、職業的自立が見込まれる方
・国立職業リハビリテーションセンターに通所可能な方

訓練科目　機械技術科、電気・電子技術科、テクニカルオペレーション科、インテリアデザイン科、情報技術科、ビジネスマネジメント科、メディアビジネス科、職域開発科、職業実務科

申請・窓口　（→43ページ）
身体障害者支援グループ

たばこの小売販売業の許可

身体障害者手帳をお持ちの方が、小売販売業の許可を受けようとする時は、許可基準の緩和を受けることができます。

窓　口　日本たばこ産業(株)　東京支社　許可担当
〒130-8603　東京都墨田区横川１-17-７
☎03(6703)7704　FAX03(3624)6120

IT技術者在宅養成講座(重度身体障害者在宅パソコン講習)

内　容　就労に必要なIT技術､ビジネスマナーの習得

対　象　次のすべての条件にあてはまる方
①都内在住で身体障害者手帳1～3級の方
②高校卒業程度の学力を持つ方
③週20～30時間程度の学習が可能な方
（時間等についてはご相談ください）

費　用　無料

期　間　２年

窓　口　東京コロニー　職能開発室
〒164-0001　中野区中野５－３-32
☎03(6914)0859　FAX03(6914)0869
ホームページ　https://www.tocolo.or.jp/syokunou/index.html

資金の貸付

生活福祉資金の一覧

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいらっしゃる世帯で、他の資金の借入れが困難な場合、かつ審査の上返済の見込みがあると判断された方に資金を貸付けます（貸付については種類により条件があります。）。

生活福祉の一覧

資金の種類			資金の目的		貸付対象世帯の目安 低所得	障害者	高齢者	貸付限度額の目安	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
生活福祉資金	福祉資金	福祉費	技能習得に必要な経費	○就職するための知識、技能を習得するために必要な経費、及び生計中心者の技能習得の場合に、その技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○		【技能習得期間ごとに設定】 例 6ヶ月程度　1,100,000円 1年程度　2,000,000円	8年以内	6ヶ月以内	原則必要だが、無しでも可	保証人有なら無利子　無なら年1.5％
			生業を営むために必要な経費	○自営業に必要な経費 ・設備、機械、器具、車両等を購入、修理する費用 ・店舗、作業場の補修、改造する費用など ・新規創業時の資材、原材料の購入、仕入れ費用 ※申請前に中小企業診断士との面接を調整させていただきます。 ※新規創業の場合は、全体経費の１／３以上の自己資金が必要です。 ※その他、借入れには一定の条件があります。	○	○		障害者世帯 4,600,000円	9年以内			
			住居の移転等に必要な経費	○転宅　住居の移転に際し必要な経費 賃貸契約の更新に伴う費用	○	○	○	500,000円	3年以内			
			就職の支度に必要な経費	○就職に際し必要な経費（洋服・靴・通勤定期等の購入費）	○	○		500,000円				
			住宅の増改築、補修等に必要な経費	○住宅の増築、改修、補修、保全にかかる経費	○	○	○	2,500,000円	7年以内			
			福祉用具等の購入に必要な経費	○機能回復訓練器具および日常生活の便宜を図るための用具を購入等するために必要な経費		○	○	1,700,000円	8年以内			
			障害者用自動車の購入に必要な経費	○障害者が自ら運転する自動車、又は障害者と同居して生計を同一としてる者が、もっぱら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車を購入するのに必要な経費 ※対象となる車には一定の条件があります。		○		2,500,000円				
			介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○介護保険法による介護給付（予防給付を含む）の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費。 障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受け、または補装具を購入・修理するために必要な経費 及び生計中心者である方が、その介護サービスまたは障害福祉サービス等受給期間中に生計を維持するために必要な経費 ※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が１年以内の場合が対象	○	○	○	1,700,000円	5年以内			

◎据置期間、返済期間等は資金の種類によって異なります。
◎生活福祉資金には、このほか低所得の世帯を対象に、教育支援資金などがあります。
詳しくは窓口でお問い合わせください。

窓　口　豊島区民社会福祉協議会　総務課　☎03(6388)0055　FAX03(5954)7105

自動車事故被害者に対する支援

〈交通遺児等への貸付〉

自動車事故で死亡した方または重度の後遺障害が残った方の児童（0歳から中学校を卒業するまでの遺児等）を対象に無利子で育成資金をお貸しします。

〈重度後遺障害者への介護料支給〉

自動車事故が原因で脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、常時または随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給します。

所在地　（独）自動車事故対策機構　東京主管支所
〒130-0013　墨田区錦糸１－２－１
アルカセントラルビル８Ｆ
☎03(3621)9941　FAX03(3621)9944

講習会・レクリエーション・社会参加など

視覚障害者のための講習会

※無料（ただし、教材費、テキスト代は自己負担のこともあります。）

講習名	内容	対象	期日等	申込み・窓口
中途失明者緊急生活訓練	点字・歩行・生活訓練等の訪問指導を行う	原則として18歳以上の視覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方(都内在住)		東京都盲人福祉協会 ☎03(3208)9001 ※材料費等自己負担
家庭生活訓練	調理・生花・手芸・リズム体操等の講習	家庭内での日常生活に著しい制限を受けている都内在宅の視覚障害者		
盲青年等社会生活教室	社会生活に必要な知識の習得や体験・交流等	視覚障害のある青年及び高齢者で身体障害者手帳をお持ちの方(都内在住)		
スマホ・パソコン教室	スマートフォン・パソコン基礎	原則として18歳以上の視覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方(都内在住)		スマホ・パソコン教室専用 ☎03(3208)9070 (月・水・金10:00～16:30) 教材費等自己負担
中途視覚障害者点字教室	点字指導	中途視覚障害者の方	火	日本点字図書館　自立支援室 ☎03(3209)0241　FAX03(3200)4133
IT教室	音声ガイドによるパソコン操作指導、iPhone操作	視覚障害のあるパソコン初心者、iPhone初心者	水･金	日本点字図書館　自立支援室 ☎03(3209)0241　FAX03(3200)4133 費用：4,500円（1回90分　全3回） ※無料体験クラスあり(90分､毎週土曜日)
教養講座	社会の動向や日常生活に役立つ知識・技術を学ぶ	都内の視覚障害者その他関心のある方	原則第4日曜日(4月を除く)	東京都教育庁 地域教育支援部生涯学習課 ☎03(5320)6859　FAX03(5388)1734
音楽教室	合唱を中心に楽器の練習・鑑賞等を行う	都内の視覚障害者	原則第3金曜日(4月を除く)	

聴覚障害者のための講習会

※無料(ただし、教材費、テキスト代は自己負担のこともあります。)

講習名	内容	対象	期日等	申込み・窓口
中途失聴者・難聴者手話講習会	手話の学習（基礎～日常会話）4クラス（入門・初級・中級・上級）	都内在住・在勤の中途失聴・難聴の方	前期4～9月 後期10～3月 金曜日	東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 ☎03(5320)4147　FAX03(5388)1413
読話講習会	口形の読み取り、類似語、会話の練習など	都内在住の18歳以上の中途失聴者および難聴者で身体障害者手帳をお持ちの方		東京手話通訳等派遣センター ☎03(3352)3359　FAX03(3354)6868
文化教養講座	絵画、英語、ヨガ、日本語字幕付き映画上映、教養講座や、交流サロンなど。開催時期や回数などは講座により異なります。詳細はお問合せください。ホームページでもご覧いただけます。 講座によって①一括申込 ②開催ごと申込があります。 (内容によって材料費､道具代などが必要です。) 詳しくはお問合せください。	都内在住・在勤・在学の聴覚障害者（身体障害者手帳の有無問わず） 一部のプログラムは聞こえる方も参加できます。		(福)聴力障害者情報文化センター 〒153-0053　目黒区五本木1-8-3 ☎03(6833)5004　FAX03(6833)5005 Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp URL https://www.jyoubun-center.or.jp/
社会教養講座	社会の動向や日常生活に役立つ知識・技術などを学ぶ	都内の聴覚障害者その他関心のある方		東京都教育庁 地域教育支援部生涯学習課 ☎03(5320)6859　FAX03(5388)1734
手話で学ぶ文章教室	生活に役立つ国語力や文章力を学ぶ	都内の聴覚障害者	前期5～9月(夜) 後期10～2月(昼) 水曜日	
コミュニケーション教室	コミュニケーションに関する様々なことを学ぶ	都内の聴覚障害者その他関心のある方		

音声・言語障害者のための講習会

吃音と上手に付き合うための吃音者講習・ピアカウンセリング

内　容　吃音(ことばがどもる事)についての学習会、スピーチ練習、ピアカウンセリング等
対　象　15歳以上の吃音者
費　用　無料(ただし、テキスト代は自己負担)
窓　口　(一社)東京言友会
〒170-0005　南大塚１-30-15
☎03(3942)9436
ホームページ
http://www.tokyo-gennyukai.jimdo.com/
Eメール　tokyogen@nifty.com

喉頭摘出者発声訓練

内　容　・同じ障害をもつ訓練士の指導により、食道発声法を中心に電気式人工喉頭による発声訓練、及びシャント式発声訓練
・週３回(火・木・土)、年100回以上開催
対　象　疾病等で喉頭を摘出し発声機能を失った方
費　用　参加費無料
(ただし、教材費は自己負担)
窓　口　(公社)銀鈴会
〒105-0004　港区新橋５－７-13
ピュロー新橋901
☎03(3436)1820　FAX03(3436)3497
ホームページ
https://www.ginreikai.net/
E-mail　office@ginreikai.or.jp

その他の講習会など

人工肛門・人工膀胱造設者への講習会

内　容　外科医、オストメイト認定看護師の講習会です。
手術方法、術後の注意事項、ストーマ装具管理　健康、食事等生活全般について。
グループミーティング、質疑応答など
東京都開催の社会適応訓練事業は年８回開催しております。
各区ごとの地域集会もありますのでホームページ等をご覧ください。
対　象　会員、未会員、家族、介護士、他
費　用　無料(テキストはありません。)
窓　口　(公社)日本オストミー協会
東京支部
〒160-0021　新宿区歌舞伎町２-45-５
新宿永谷ビル603
電話03(5272)3550　FAX03(5272)3550
ホームページ
http://www.ostomy.jp/tokyo/
Eメール　grbcq621@movie.ocn.ne.jp

レクリエーション・社会参加など

区が主催するレクリエーション・余暇事業　※無料(ただし、教材費、テキスト代は自己負担のこともあります。)

講習名	内容	対象	日程	窓口
土曜余暇教室	ボランティアとの交流やレクリエーション、外出行事などの社会参加の機会を提供します。	区内在住の18歳以上65歳未満の重度心身障害者の方※医療行為を必要とせず、グループでの活動が可能な方。つばさCLUBとの併用はできません。	登録制 月1回土曜日	豊島区立 心身障害者福祉センター ☎03(3953)2811 FAX03(3953)9441
豊島区 日曜教室 (つばさCLUB)	外出やレクリエーションなどをとおして、仲間とともに学びあい交流を深めながら、余暇活動の充実を図ります。	区内在住・在勤で18歳以上の中軽度知的障害者（愛の手帳３・４度相当）の方	登録制 (参加費年間6,000円) 月1・2回 日曜日	生涯学習・スポーツ課 生涯学習グループ ☎03(4566)2762 FAX03(3981)1577

親子ふれあい助成

内　容　宿泊施設の利用や、観劇・レクリエーションなどに参加した際の費用の一部を助成します。
※①年度内２回の申請
②年度内１回の申請

対　象　①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの児童と付き添い１名
②ひとり親家庭の児童
※いずれも本年度中に18歳に到達する子を含む

窓　口　豊島区民社会福祉協議会　豊島ボランティアセンター
☎03(3984)9375　FAX03(3981)2946

東京都障害者休養ホーム

内　容　指定施設一覧の宿泊施設を利用したとき、年度内２泊まで助成します。ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させていただく場合があります。

対　象　都内に在住する身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの方(利用者1人につき1人)

助　成　大人6,490円　小学生以下5,770円、付添者(大人)3,250円まで

利用方法　①宿泊施設に電話予約をし、日本チャリティ協会に予約済の連絡をします。
②申込用紙を送ると、同会から利用券が送られてきます。
③利用券と手帳を宿泊施設に呈示し、自己負担額(利用料から助成金を差し引いた額)を支払います。
※指定施設一覧、申込用紙は、東西障害支援センター、社会福祉協議会、障害福祉課でも配布しています。

締　切　個人……利用日の２週間前まで
団体……利用日の３週間前まで

窓　口　(公財)日本チャリティ協会
〒160-0022　新宿区新宿１-18-12
柳田ビル３階
☎03(3353)5942　FAX03(3359)7964

宿泊施設利用料　※令和３年４月より完全民営化。協定により利用料減額あり。

内　容　宿泊料金が割引になります。
※現地にて利用料金支払い時､手帳を呈示

対　象　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの方１名（いずれも豊島区在住・在勤・在学）

申込窓口　①山中湖秀山荘予約コールセンター
☎0570(038)489
FAX 0555(62)6071
受付時間　９時～20時(年中無休)
インターネット予約
https://www.syuuzanso.com
現地問合せ　☎0555(62)5481

②猪苗代四季の里予約コールセンター
☎0570(038)489
FAX 0242(63)1590
受付時間　９時～20時(年中無休)
インターネット予約
https://www.shiki-no-sato.com
現地問合せ　☎0242(63)1616

区立体育館・プールの使用料

内　容　区内に住民登録があり、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に「豊島区立体育施設使用料免除承認証」を発行します。
区内の体育施設を個人で使用する場合の使用料が免除になります。
※有効期限…発行の日から3年間（ただし、手帳に有効期限がある場合は、その期限内。更新時は、新しい手帳をお持ちください。）

対象施設　巣鴨体育館……☎03(3918)7101
巣鴨3－8－7
豊島体育館……☎03(3973)1701
要町3-47-8
雑司が谷体育館……☎03(3590)1252
雑司が谷3－1－7　千登世橋教育文化センター3・4階
総合体育場……☎03(3971)0094
東池袋4-41-30
池袋スポーツセンター…☎03(5974)7262
上池袋2－5－1　健康プラザとしま8～11階
南長崎スポーツセンター
南長崎4-13-5　☎03(5988)9270

承認証発行に必要なもの
手帳

申請窓口　各体育施設
生涯学習・スポーツ課
障害福祉課　サービス調整グループ
知的障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ（18歳未満）
精神障害者福祉グループ

東京都障害者スポーツセンター

内　容　スポーツ・レクリエーションを通じ、障害のある人の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用スポーツ施設です。
体育館・プール・卓球室・トレーニング室・運動場・庭球場・洋弓場などのスポーツ施設のほか集会室・宿泊施設も併設しています。（運動場、庭球場、洋弓場などの屋外施設は障害者総合スポーツセンターのみ）障害のある人がいつひとりで来ても気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ事ができます。詳しくはお問い合わせください。

対　象　①障害者手帳をお持ちの方とその介護者
②障害者手帳交付者と同程度の障害を有する方
③障害者の福祉増進を目的とする団体

利用時間　午前9時～午後9時（施設により利用時間が異なります。）

使 用 料　無料（但し宿泊施設は有料です。）

受　付　個人利用は利用登録後、団体利用・宿泊施設利用は予約制。3ヶ月前から来館またはTEL・FAXにて予約できます。

休 館 日　水曜日、祝日の翌日、年末年始

窓　口　詳細は下記へお問い合わせください。
◎東京都障害者総合スポーツセンター
〒114-0033　北区十条台1－2－2
（王子、池袋駅／西巣鴨駅経由無料送迎サービスあり）
☎03(3907)5631　FAX03(3907)5613
ホームページ
https://tsad-portal.com/mscd
◎東京都多摩障害者スポーツセンター
〒186-0003　国立市富士見台2－1－1
（国立、谷保駅より無料送迎サービスあり）
☎042(573)3811　FAX042(574)8579
ホームページ
https://tsad-portal.com/tamaspo

区の行事など

※無料

講習名	内容	対象	期日等	申込み・窓口
盆踊り大会	地元町会と共催で行います。各種模擬店なども出ます。	どなたでも	8月 2日(土)	豊島区立心身障害者福祉センター ☎03(3953)2811　FAX03(3953)9441
スポーツのつどい	障害のある方と楽しいスポーツを体験しましょう。	区内在住の障害のある方とその家族・区民	10月 19日(日)	障害福祉課管理･政策推進グループ ☎03(3981)1766　FAX03(3981)4303
ふくし健康まつり	自主製作品販売、バザー、模擬店など内容豊富です。	どなたでも	12月 7日(日)	豊島区民社会福祉協議会 ☎03(3984)9375　FAX03(3981)2946 障害福祉課管理･政策推進グループ ☎03(3981)1766　FAX03(3981)4303
もちつき大会	地元町会と共催で行います。もちつき体験会等予定	どなたでも	12月 14日(日)	豊島区立心身障害者福祉センター ☎03(3953)2811　FAX03(3953)9441
ときめき想造展	区内在住･在勤･在学または区内の施設に通所・入所している障害のある方が制作した美術作品(絵画･書･写真･造形等)を展示します。	どなたでも	3月 4日(水) ～ 8日(日)	障害福祉課管理･政策推進グループ ☎03(3981)1766　FAX03(3981)4303
こころまつり	精神障害のある方と地域の方々が交流を深める機会を持つためのイベントです。	どなたでも	10月 12日(土)	長崎健康相談所保健指導グループ ☎03(3957)1191　FAX03(3958)2188

選挙

代理投票制度

内　容　本人に代わって、投票所の係員が代筆します。

対　象　体の不自由な方等で代理での投票を希望される方

利用方法　本人が各投票所で係員にお申し出ください。(投票の秘密は守られますのでご安心ください)

窓　口　豊島区選挙管理委員会事務局
☎03(4566)2821　FAX03(3981)4606

点字投票制度

対　象　視覚障害者で点字での投票を希望される方

利用方法　本人が各投票所で係員にお申し出ください。

窓　口　豊島区選挙管理委員会事務局
☎03(4566)2821　FAX03(3981)4606

郵便等による不在者投票制度

内　容　投票日当日に投票所に行くことが困難な方は、自宅などで投票(郵便による不在者投票)ができます。

対　象　下記の表に該当している身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方で、自署できる方

なお、下の利用方法(3)代理記載制度①、②に該当する方は、郵便等投票証明書交付の申請(書)、代理記載人の届出(書)や、投票用紙への候補者氏名等の記入等、本人にかわって代理人が記載できます。

身体障害者手帳	両下肢の障害　体幹機能障害　移動機能障害	1級又は2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級又は3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢の障害　体幹機能障害	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

利用方法　(1)事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。
(2)投票用紙等は投票日当日の4日前までに請求してください。
(3)代理記載制度
郵便等投票証明書の交付を受けていて、右記の①または②に該当する方は、あらかじめ届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票を記載させることができます。
①身体障害者手帳…上肢または視覚の障害の程度が1級
②戦傷病者手帳…上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで

窓　口　豊島区選挙管理委員会事務局
☎03(4566)2821　FAX03(3981)4606

「選挙のお知らせ」に点字シール

内　容　「選挙のお知らせ」の封書及び「選挙のお知らせ」に、「これは選挙の入場整理券です」との点字シールを貼り、他の郵便物と区別します。

対　象　視覚障害者の方で点字シールが必要な方
窓　口　豊島区選挙管理委員会事務局
☎03(4566)2821　FAX03(3981)4606

音声版・点字版による「選挙公報」

内　容　「選挙公報」の掲載文を音声化・点字化した「選挙公報」を用意し、希望の方に配布します。

対　象　区内在住で視覚障害のある方
窓　口　豊島区選挙管理委員会事務局
☎03(4566)2821　FAX03(3981)4606

投票支援パンフレット

内　容　通常の投票以外の様々な投票方法や投票所に支援について説明したものです。投票する際に事前にチェックシートに記入し、投票所で係員にお渡しください。

対　象　区内在住で障害をお持ちの方

コミュニケーションボード

内　容　選挙に関する良くあるお問い合わせ等について、円滑なコミュニケーションのため、イラストや文字を使い分かりやすくまとめました。投票所に常備してありますので、投票所の係員にお申し付けください。

対　象　区内在住で障害をお持ちの方

人材の養成･ボランティアなど

豊島ボランティアセンター

内　容　ボランティア活動・市民活動を広く推進し､応援していくためのさまざまな事業･連絡調整を行っています。
ボランティア活動をしたい方やボランティアの協力を求めている方からの相談対応および市民活動に関する相談や情報提供を行っています。

窓　口　豊島区民社会福祉協議会
豊島ボランティアセンター
☎03(3984)9375　FAX03(3981)2946
Eメール　tomonii@t.toshima.ne.jp

リボンサービス協力会員

内　容　①家事援助
②外出支援
③話し相手　など

対　象　18歳以上の健康な方で、地域福祉に理解があり、サービス活動に協力できる方
※会費はありません。

時　間　平日午前９時～午後５時まで（原則）
休日、夜間も可能な限り対応

謝　礼　①１時間　700円
②時間外　１時間　875円
③ゆうちょ銀行口座(自動受取り)によりお支払い

登　録　協力会員として登録します。
※研修を行っています。

窓　口　豊島区民社会福祉協議会　リボンサービス担当
☎03(3981)9250　FAX03(3981)2946

リボンサービス賛助会員

対　象　事業の趣旨に賛同し、経済的に援助してくださる方
会費　年額１口　1,000円

窓　口　豊島区民社会福祉協議会
リボンサービス担当
☎03(3981)9250　FAX03(3981)2946
※サービスを必要とする利用会員については(→84ページ)

ハンディキャブの運行(リフト付乗用自動車)運転協力者

対　象　自動車運転免許を現有し福祉に理解をもって協力してくださる方（第２種運転免許を所持していない方は、国土交通大臣が認定する講習受講が必要になります。）
※会費はありません。

謝　礼　１時間　700円

保　険　保険料は社会福祉協議会で負担します。

窓　口　豊島区民社会福祉協議会
ハンディキャブ担当
☎03(5396)4954　FAX03(3981)2946
※ハンディキャブの運行については(→89ページ)

ボランティア活動団体への支援協力等

内　容　ボランティア活動を行う団体に対し活動室や機材の貸出、および情報提供などの支援協力を行っています。
また、各種助成金情報も提供しています。

窓　口　豊島区民社会福祉協議会
豊島ボランティアセンター
☎03(3984)9375　FAX03(3981)2946

手話講習会

内　容

区分	講習内容	回数
入門コース	手話経験のない方を対象に手話の基礎知識の習得と聴覚障害者に対する理解を深める	37回
応用コース	手話技術の習熟と手話を通してボランティアの養成をはかり、豊島区登録手話通訳者を目指す人材を育成する	37回
専門コース	より高度な手話技術の習得と豊島区登録手話通訳者認定試験受験にむけて技術向上を計る	37回

※上記以外に登録手話通訳者認定試験受験に向けての養成コースがあります。

対　象　15歳以上の区内在住、在勤・在学の方
窓　口　（申し込みに関すること）障害福祉課　心身障害者福祉センター　☎03(3953)2811　FAX03(3953)9441
（講習内容に関すること）豊島区手話通訳者派遣センター
☎03(5396)9361・03(3980)5022　FAX03(5396)9104

手話通訳者の養成

対　象　東京都に居住又は都内在勤･在学の方､聴覚障害者の福祉に理解と熱意をもち､講習修了後、都内で手話通訳活動のできる方
費　用　無料(ただし、教材費は自己負担)
窓　口　東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022　新宿区新宿２-15-27
第３ヒカリビル５Ｆ
☎03(3352)3359　FAX03(3354)6868

要約筆記者の養成

対　象　東京都に居住又は都内在勤・在学の方、聴覚障害の福祉に理解と熱意をもち、講習修了後、都内で活動のできる方
費　用　無料(ただし、教材費は自己負担)
窓　口　東京手話通訳等派遣センター
〒160-0022　新宿区新宿２-15-27
第３ヒカリビル５Ｆ
☎03(3352)3359　FAX03(3354)6868

点訳・朗読(音訳)奉仕員指導者、専門点訳奉仕員の養成

対　象　視覚障害者の福祉に理解と熱意をもち、点訳・朗読(音訳)に関する知識と経験があり、講習終了後、都内で指導活動または奉仕活動に参加できる方
費　用　無料（ただし、教材費は自己負担）
窓　口　日本視覚障害者団体連合点字図書館
〒169-8664　新宿区西早稲田２-18-２
☎03(3200)6160　FAX03(3200)7755

国立障害者リハビリテーションセンター

養成部門　言語聴覚学科、義肢装具学科、視覚障害学科、手話通訳学科、リハビリテーション体育学科の５つの学科
終業年限　学科によって終業年限が異なります（詳しくはお問い合わせください。）。
窓　口　（→43ページ）
身体障害者支援グループ

豊島区障害福祉サービス事業者研修費用助成

内　容　喀痰（かくたん）吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従事者養成研修、移動支援従事者養成研修の受講料等の一部を助成します。
対　象　区内の障害福祉サービス事業者等※同行援護従事者養成研修、移動支援従事者養成研修は区民の方も対象です。
窓　口　障害福祉課　管理・政策推進グループ
☎03(3981)1766　FAX03(3981)4303

失語症意思疎通支援者の養成

対　象　都内に居住または日常生活の場を有し、18歳以上で、失語症者の福祉に理解と熱意があり、講習会修了後に都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動ができる方
費　用　無料（テキスト代等は実費負担）
窓　口　一般社団法人東京都言語聴覚士会
失語症者向け意思疎通支援事業委員会
☎・FAX03(5325)2032
メール　ishisotsu@st-toshikai.org

住宅

都営住宅

（１）一般募集住宅の優遇抽せん

内　　容　抽せん方式
一般の方より有利な当せん率で抽せんが受けられます。（７倍あるいは５倍の優遇）

対　　象　都内に居住し、申込者本人または同居親族が、①身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）　②戦傷病者手帳の恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の方　③特殊疾病（難病）の方　④原爆被爆者健康手帳をお持ちの方など、都営住宅の入居資格がある方（所得制限等あり）
※単身者には優遇抽せんの制度はありません。

（２）心身障害者世帯向（ポイント方式）

内　　容　ポイント方式
抽せんによらず、住宅に困っている度合いの高い方から順に申込地区の募集戸数までの方を「入居資格審査対象者」とします。

対　　象　都内に継続して３年以上居住し、申込者本人または同居親族が、①身体障害者手帳１～４級の方　②愛の手帳１～３度の方　③精神障害者保健福祉手帳１・２級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）④戦傷病者手帳の恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の方などで、都営住宅の入居資格がある方（所得制限等あり）

（３）車いす使用者世帯向（ポイント方式）

内　　容　ポイント方式
抽せんによらず、住宅に困っている度合いの高い方から順に申込地区の募集戸数までの方を「入居資格審査対象者」とします。

対　　象　都内に居住し、申込者本人または同居親族が、身体の障害により、車いすを使用している満６歳以上の方で、①身体障害者手帳１・２級の方、または戦傷病者手帳の恩給法別表第１号表ノ２の第１項症以上の方で、都営住宅の入居資格がある方（所得制限等あり）、②住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で車いすの使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できること。

（４）単身者用車いす使用者向

内　　容　抽せん方式（上記の方たちだけを対象に募集を行います。）

対　　象　都内に継続して３年以上居住し、親族と同居していない単身者で、①身体障害者手帳１・２級の方、または戦傷病者手帳の恩給法別表第１号表ノ２の第１項症以上の方で、都営住宅の入居資格がある方（所得制限等あり）、②住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で車いすの使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できること。

（５）単身者向

内　　容　抽せん方式

対　　象　都内に継続して３年以上居住し、親族と同居していない単身者で、①身体障害者手帳１～４級の方　②精神障害者保健福祉手帳１～３級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）　③愛の手帳１～４度の方
※所得制限あり

窓　　口　東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
☎03(3498)8894　FAX03(3409)4527
テレホンサービス　☎03(6418)5571
ホームページ
https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html

都営住宅使用料

内　　容　都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が減額されます。

対　　象　身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳１・２級、または常時介護を要する都が定める難病患者の方がいる世帯等

窓　　口　JKK東京（東京都住宅供給公社）　お客さまセンター
☎0570(03)0071
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方
☎03(6279)2652

UR都市機構の優遇区分及び近居割制度

内　容　UR都市機構の賃貸住宅(UR賃貸住宅)にお申込みいただく場合、以下のとおり居住支援があります。

1．新築UR賃貸住宅(抽選)にお申込みいただく場合
申込本人または同居する親族に次のいずれかに該当する障害者の方が含まれる世帯の方は当選率が一般の方に比べ概ね20倍優遇されます。なお、新築以外のほとんどのUR賃貸住宅は無抽選・先着順で入居可能です。
①身体障害者手帳の交付を受けている１～４級の障害のある方
②愛の手帳(療育手帳)等の交付を受けている重度の障害のある方で、常時介護を要する方。又は児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神科医等から、重度の知的障害又はこれと同等程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。ただし、介護者として親族の同居が必要となります。

2．既存のUR賃貸住宅(先着順)にお申込みいただく場合
URでは親族同士が近居し互いに交流・援助し合える関係を築きやすくすることを目的に「近居割制度」を設けています。これは障害者や子育て中の親子などのいずれかを含む世帯(被支援世帯)とその親族(支援)世帯の双方が同一団地内または隣接団地(両団地の距離が２キロ圏内)に近居することとなった場合、当制度対象団地に新しくご入居いただく世帯の家賃について５年間５％分の割引きを受けられる制度です。(近居し合う世帯のうち、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯のみが家賃割引の対象となります。また、一部に当制度対象外の住戸があります。)

本部窓口　UR都市機構東日本賃貸住宅本部
所在地　〒163-1382　新宿区西新宿６-５-１
新宿アイランドタワー
電　話　☎(0120)411363
定休日　年末年始
開設時間　午前９時30分～午後６時
Ｈ　Ｐ　◎近居割制度について
http://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/kinkyo

○豊島区内の窓口
UR池袋営業センター
所在地　〒170-0013　豊島区東池袋１-10-１
住友池袋駅前ビル４階
電　話　☎03(3989)8171
定休日　水曜日・年末年始
時　間　午前９時30分～午後６時

住み替え家賃助成

助成内容　新しい住宅に転居したとき、転居後の家賃と基準家賃の差額の一部を助成します。

対　象　1．区内の民間賃貸住宅(アパートや貸家)に住んでいる方で取り壊し等のため転居した身体障害者手帳４級以上、愛の手帳４度以上または精神障害者保健福祉手帳３級以上を所持する方を含む世帯

2．障害の程度に関係なく下記に該当する方も対象となります。
①60歳以上の高齢者のみの世帯
②18歳未満の子を養育している者
③居住場所の閉鎖により立退きの要求を受けている50歳以上のひとり暮らし世帯
④低所得者

助成条件　次の条件を満たしている方
①取り壊し等による立ち退き要求を受けている、または身体の障害(２級以上)により、現在の住宅に住み続けることが困難な方
②区内の転居前の民間賃貸住宅に引き続き２年以上居住している方
③主たる生計維持者が死亡又は重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少した方
④主たる生計維持者と離別したことにより、収入が著しく減少した方
⑤区内の良好な民間賃貸住宅に転居した方
⑥所得が基準額以内である方
(月額所得158,000円、特別区分214,000円)
⑦生活保護法による保護を受けていない方
※その他条件があります。詳細はお問い合わせください。

助成期間　高齢者・障害者世帯は７年間（その他は５年間）

窓　口　自立支援担当課　入居相談グループ
☎03(3981)2683　FAX03(3981)4303

区営・区立福祉住宅

対　象　申込者本人が区内に引き続き１年以上、もしくは５年以上住所がある方
※募集する住戸により、所得等申込要件が異なります。
詳細はお問合せください。

※自己所有の家・土地のある方は申し込めません。
※あき家が発生しだい募集を行います
※対象となる障害の内容、程度は募集の都度異なります。
※申込者多数の場合は、抽選により入居者を決めます。

窓　口　自立支援担当課　入居相談グループ
☎03(3981)2683　FAX03(3981)4303

安心住まい提供事業

内　容　取り壊し等による立ち退きを迫られるなど緊急に住宅を必要としている方に区が借り上げたアパートを提供します。
バリアフリー非対応

対　象　①区内に引き続き２年以上居住している方
②身体障害者手帳１～４級、愛の手帳１～３度の方のいる世帯
③所得が基準額以内である方
（月額所得158,000円、特別区分214,000円）
④障害の程度に関係なく下記に該当する方
・65歳以上の方で構成されている世帯およびひとり暮しの方
・18歳未満の児童と同居し扶養しているひとり親世帯
⑤独立して日常生活を営むことができること
上記入居要件に合致し、緊急性および自力での住宅確保が困難な方に斡旋します。

窓　口　自立支援担当課　入居相談グループ
☎03(3981)2683　FAX03(3981)4303

家賃等債務保証制度

対　象　民間賃貸住宅への入居が困難となっている障害者世帯に対し、保証会社を紹介します。（保証人の紹介ではありません）
身体障害者手帳４級以上または、愛の手帳３度以上または精神障害者保健福祉手帳１～３級を所持する方がいる世帯で以下の要件を満たす方
①身元保証人を確保することが困難な方
②現在、豊島区内に引き続き２年以上居住していること
③区内の民間アパートへ転居又は継続して居住すること
④現在、住宅に困窮していること
⑤緊急連絡先(親族、知人及び友人等)があること
※保証会社の審査があります。

助成金　豊島区の身元保証代替制度を利用する場合、助成金が出る場合があります。

窓　口　自立支援担当課　入居相談グループ
☎03(3981)2683　FAX03(3981)4303

木造住宅への耐震シェルター等設置助成

内　容　地震発生時に、迅速な避難が困難な高齢者や障害のある方の生命を守るため、耐震シェルター、耐震ベッドの設置費用を助成しています。
なお、助成金の対象は、設置工事着手前・契約前であり、申請年度内に工事を完了できる事業のみとなりますのでご注意ください。

対　象　昭和56年５月31日以前に建築された階数が２以下の木造住宅にお住まいの方で、次の(１)から(４)の要件に該当する方が対象となります。
(１)世帯全員が、65歳以上または身体障害者手帳２級以上をお持ちの方
(２)世帯の方が住民税の滞納がないこと
(３)本事業による助成金の交付を受け、耐震シェルター等の設置が過去にされていない住宅であること
(４)豊島区木造住宅耐震改修助成金交付要綱による助成金交付の決定を受けていない住宅であること

費　用　上限60万円（税別）

利用方法
申請方法　助成承認申請時は、次の必要書類に記入の上、担当窓口までお持ちください。
※申請書の様式等は、耐震シェルター等設置助成事業のHP
(https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/013316.html)、又は担当窓口から入手できます。

<必要書類>
◇　助成承認申請時
１．耐震シェルター等設置助成承認申請書
２．建築確認通知書、検査済証写し(現存しない場合は建築時期のわかる書類)
３．建物登記事項証明書（登記されていない場合は課税台帳の写し）
４．住民票（世帯全員）及び身体障害者手帳（障害等級１級・２級）の写し
５．住民税の納税証明書または非課税証明書（世帯全員・直近の完納年度）の写し
６．耐震シェルター等設置費用の見積書（内訳明細がわかるもの）
７．建物所有者の承諾書（申請者と建物所有者が異なる場合）
８．付近見取り図
９．配置図･平面図（設置箇所を明示）
10．補強箇所、補強方法を明示した図面（補強がある場合）

そ の 他　東京都の推奨するシェルター等のパンフレット(『安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法･装置」の事例紹介』)(P27～P34)に記載の装置部門の耐震シェルター等が対象です。

窓　口　建築課　許可・耐震グループ
☎03(3981)0590　FAX03(3980)5136

税の軽減

本文中の「特別障害者」とは、①愛の手帳1・2度の方　②精神障害者保健福祉手帳1級の方　③身体障害者手帳1・2級の方　④戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方　⑤原爆被爆者の認定を受けた方　⑥いつも床にいて複雑な介護を受けなければならない方　⑦精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方をいいます。

障害者控除（所得税・住民税）

内　容

区分	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円

※同一生計配偶者、扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合には、所得税75万円、住民税53万円が所得から控除できます。

対　象　12月31日の現況において所得者本人または同一生計配偶者、扶養親族がいずれかに該当するとき

①愛の手帳１～４度（１～２度は特別障害者）
②精神障害者保健福祉手帳１～３級（１級は特別障害者）
③身体障害者手帳１～６級（１・２級は特別障害者）
④戦傷病者手帳特別項症～第４項症（特別項症～第３項症は特別障害者）
⑤原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者）
⑥いつも床にいて複雑な介護を受けなければならない方（特別障害者）
⑦精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者）

窓　口　**〈所得税〉**
豊島税務署　個人課税第１部門
〒171-8521　西池袋３-33-22
☎03(3984)2171(代表)　FAX03(3984)5050
〈住民税〉
税務課課税第１・２グループ・課税調整グループ
☎03(4566)2354
☎03(4566)2355
☎03(4566)2353

住民税

内　容　次のいずれかに該当する方で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、住民税が課税されません。

①愛の手帳１～４度
②精神障害者保健福祉手帳１～３級
③身体障害者手帳１～６級
④戦傷病者手帳特別項症～第４項症
⑤原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
⑥いつも床にいて複雑な介護を受けなければならない方
⑦精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方

窓　口　税務課課税第１・２グループ・課税調整グループ
☎03(4566)2354
☎03(4566)2355
☎03(4566)2353

自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割・種別割)

内　容　上記に該当する心身障害者または生計を同じくする親族の方が所有し、身体障害者のために使用する自動車について、一定の条件に該当する場合、減免を受けることができます(自動車、軽自動車、二輪車・原動機付自転車のうち、障害者の方1人に対し自家用車両1台に限ります。)。(減免額に上限あり)
上記以外に車いすの昇降装置や固定装置、又は浴槽を装着する等特別仕様による普通自動車及び軽自動車の自動車税・軽自動車税も減免を受けることができます。

対　象　次の表のいずれかの障害のある方

[減免が受けられる手帳及び障害の程度]

手帳の種類			障害の程度
身体障害者手帳			(障害の級別)
障害の区分	下肢不自由		1～6級
	体幹不自由		1～3級・5級
	上肢不自由		1級・2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
		移動機能	1～6級
	視覚障害		1級～3級 4級の1(両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の場合)
	聴覚障害		2級・3級
	平衡機能障害		3級・5級
	音声機能または言語機能障害		3級(こう頭が摘出された場合に限ります。)
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害		1級・3級・4級
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害		1級・3級・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級
	肝臓機能障害		1～4級
戦傷病者手帳			該当する障害の程度については、東京都自動車税コールセンターに直接お尋ねください。
愛の手帳			総合判定1度～3度
療育手帳(道府県発行)			該当する程度については、東京都自動車税コールセンターに直接お尋ねください。
精神障害者保健福祉手帳			1級(精神通院医療に係る自立支援医療費受給者に限ります。)

※障害の区分(障害名)が複合している場合、障害の区分ごとの障害等級により判断しますので、区分ごとの障害等級が不明な場合には東京都自動車税コールセンターに直接お尋ねください(軽自動車については、区役所税務課軽自動車税担当にお尋ねください。)。

申請手続　減免申請書、手帳、運転免許証等が必要です。障害者の方の自動車の所有の有無等により必要書類が異なりますので、各申請先へお問い合せください。

手続きの期間　(1)－1　普通自動車を取得したときの自動車税・軽自動車税(環境性能割)については、登録の日から1ヶ月以内に手続きをお願いします。
(1)－2　すでに普通自動車を所有しているときは、当年度分については4月1日から5月31日までに手続きをお願いします(6月1日から翌3月31日までは、翌年度分の事前受付ができます。)。
(2)軽自動車税(種別割)については納期限の7日前までに手続きをお願いします。

窓　口　(1)東京都自動車税コールセンター
☎03(3525)4066
・自動車税(環境性能割・種別割)
・軽自動車税(環境性能割)
(2)豊島区役所税務課　軽自動車税担当
☎03(4566)2352　FAX03(3981)9682
・軽自動車税(種別割)

相続税

内　容

区分	軽減される税額
一般障害者	(85歳－相続開始時の年齢×10万円)
特別障害者	(85歳－相続開始時の年齢×20万円)

（平成27年1月1日以後の相続又は遺贈）

対　象
①愛の手帳１～４度(１・２度は特別障害者)
②身体障害者手帳１～６級(１・２級は特別障害者)
③精神障害者保健福祉手帳１～３級(１級は特別障害者)
④戦傷病者手帳特別項症～第６項症(特別項症～第３項症の方は特別障害者)
⑤原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者)
⑥上記①・②に準ずる者として、特別区の区長等の認定を受けている方

窓　口
豊島税務署　資産課税第１部門
〒171-8521　西池袋３-33-22
☎03(3984)2171
国税庁ホームページ　www.nta.go.jp

贈与税

一定の特別障害者等が、生活費などに充てるため、特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権の贈与を受けた場合には、「障害者非課税信託申告書」を信託会社を経由して特別障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託財産の価格のうち6,000万円（特別障害者以外の方は3,000万円）までが非課税となります。

対　象
①愛の手帳１～４度（１・２度は特別障害者）
②身体障害者手帳１・２級
③精神障害者保健福祉手帳１～３級（１級は特別障害者）
④戦傷病者手帳特別項症～第３項症
⑤原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
⑥上記①・②に準ずる者として、特別区の区長等の認定を受けている方

窓　口
豊島税務署　資産課税第１部門
〒171-8521　西池袋３-33-22
☎03(3984)2171
国税庁ホームページ　www.nta.go.jp

関税

対象物品　海外から輸入されるもので、次のいずれかに該当するときは免除となります。
(１)身体障害者用に製作された器具、物品で政令で定めるもの
(２)社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品

窓　口
東京税関　業務部税関相談官室
〒135-8615　江東区青海２-７-11
東京港湾合同庁舎
☎03(3529)0700
Eメール　tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp

個人事業税

①前年中の合計所得金額(青色申告特別控除前)が370万円以下であり、納税者または扶養親族が障害者である場合は納期限までに減免の申請をすることによって、減額されます。(１人につき、5,000円、特別障害者は１万円)
②あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を営む方が、視力障害者で両眼の視力(屈折異常のある方は矯正視力)が0.06以下の場合は課税の対象となりません。

窓　口
豊島都税事務所　個人事業税班
〒171-8506　西池袋１-17-１
☎03(3981)1211

利子等

内　容　次に該当する方は郵便貯金、小額預金、小額公債の各元金350万円までの利子が非課税扱いとなります。

①愛の手帳の交付を受けている方
②身体障害者手帳の交付を受けている方
③戦傷病者手帳の交付を受けている方
④特別障害手当・障害児福祉手当・経過措置の福祉手当受給者
⑤障害基礎年金受給者
⑥精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

窓　口　各金融機関

都税納税通知書の点字サービス

東京都では、視覚障害者の方のために、納税通知書をお送りする際に点字で作成したお知らせを同封しています。このサービスを希望される方は、東京都主税局相談広報班まで、住所・氏名・電話番号・希望する税金の種類をお伝えの上、お申し込みください。

お申込み期間と送付年度は以下のとおりです。

令和７年３月から令和８年２月末までのお申込み：令和８年度分から送付
令和８年３月から令和９年２月末までのお申込み：令和９年度分から送付

対象税目　自動車税種別割、個人事業税、固定資産税・都市計画税(23区内)

窓　口　東京都主税局相談広報班
☎03(5388)2925　FAX03(5388)1302

都税納税通知書の音声コード対応

東京都では、従来からの点字によるお知らせに加え、目の不自由な人が納税通知書の内容を把握できるよう、納税通知書の封筒に音声コードを添付しています。

音声コードを読み取ると、「希望する方には、納税通知書の内容を音声コード化した文書を個別に送付する」旨と、申込の問い合わせ先を読み上げます。

対象税目　自動車税種別割、個人事業税、固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税

窓　口　東京都主税局企画班
☎03(5388)2923　FAX03(5388)1302

その他

◎東京都主税局
ホームページ
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/

◎主税局都税相談コーナー
☎03(5388)2925

◎国税庁ホームページ　www.nta.go.jp

交通機関の割引など

交通機関の割引料金は、身体障害者手帳または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳に、第１種および第２種の表示がないと受けられません。（都営交通を除く）

表示のない方は、手帳の書き換えが必要となりますので、手帳をお持ちのうえ手続きをしてください。（→50ページ）

※精神障害者保健福祉手帳については、東京都にて旅客運賃割引区分が記載されたシールを貼付します。

〈第１種〉

①身体障害者障害程度等級表（→52ページ）の点線内の等級にあてはまる方

②愛の手帳１・２度の方　③精神障害者保健福祉手帳　１級

〈第２種〉

①身体障害者障害程度等級表（→52ページ）の点線内の等級以外にあてはまる方

②愛の手帳３・４度の方　③精神障害者保健福祉手帳　２級・３級

〈第３種〉

第１種の方または、12歳未満の定期乗車券を使用する第２種の児童を介護する12歳以上の方

JR運賃・私鉄運賃

本人と介護人がJR線・連絡社線（乗車券の通し発売）の扱いをしている交通機関（私鉄線、一部のバス路線、航路等）を利用する場合、運賃が割引になります。

対　象　身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方と介護者

割 引 率

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第１種心身障害者が介護者付添いで利用する場合	普通乗車券　定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く）　急行券（JR線のみ）	5割 （バスの定期券3割） 介護人同率	JR線・私鉄線（JRに準ずる）（航路・バスを含む）および連絡社線の各駅相互間
12歳未満の第２種心身障害者で介護者付添いの場合	定期券（介護者のみ）		
第２種心身障害者および第１種心身障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割	同上、ただし鉄道・航路は片道100キロをこえる場合に限る

利用方法　①12歳以上の第１種の方が、介護者付添いで利用する場合、片道100キロまでは、券売機で小児乗車券を購入し、有人改札口で身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を呈示

②上記以外で利用する場合、乗車券を購入する際に身体障害者手帳または愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を発売窓口に呈示し申込む

窓　口　各駅

戦傷病者の無料扱い

障害の程度により年１枚から12枚の乗車券・急行券引換証を交付します。

引換証に必要事項を記入し、JR各駅の出札窓口で乗車券及び急行券と引き換えてください。

戦傷病者手帳も持参してください。

申請窓口　東京都福祉局　生活福祉部企画課
援護恩給担当
☎03（5320）4078　FAX03（5388）1403

都営交通（無料乗車券）

対象・利用方法

都内在住で次の表のいずれかの障害に該当する方が、都営交通を利用する時、無料乗車券を呈示すると料金が無料になります。介護者割引を受ける場合は、乗車時に手帳を呈示してください（ご注意　シルバーパスとの併用はできません。）。

	障害の区分		対象	割引取扱区間
①	身体障害者手帳	原則として第1種の方（→120ページ）	本人 介護者	本人無料 介護者5割引（都バスの定期券は3割引）
		上記以外の方	本人	本人無料
	愛の手帳1～4度の方		本人 介護者	本人無料 介護者5割引（都バスの定期券は3割引）
	戦傷病者手帳（特別項症～第6項症・第1款症～第5款症）の方		本人	本人無料
	被爆者健康手帳（厚生大臣の認定患者及び健康管理手当受給者）の方			
②	精神障害者保健福祉手帳		本人 介護者（令和6年8月1日から）	本人無料 介護者5割引（令和6年8月1日から普通乗車券のみ適用）

手 続 き　下記の書類が必要です。
①の方
・手帳（原爆被爆者は被爆者健康手帳と認定書または健康管理手当証書）
②の方
・精神障害者保健福祉手帳
※発行窓口は、23区内の都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの指定された定期券発行所
（有効期間…発行の日から2年間）

窓　　口　（→43ページ）
〈身体障害者手帳をお持ちの方〉
サービス調整グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ（18歳未満）
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈被爆者健康手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方〉
サービス調整グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方〉
東京都福祉局　精神保健医療課
☎03（5320）4464　FAX03（5388）1417

民営バス

対象・利用方法

次のいずれかの障害に該当する方が民営バスを利用するとき料金が割引かれます。

利用区分	割引率	利用方法
身体障害者手帳または愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、単独で利用する場合	5割	乗車時に手帳を呈示
第1種身体障害者の方愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が介護者付添いで利用する場合	5割 （介護者同率）	「心身障害者民営バス乗車割引証」を乗車時に呈示
定期券を購入する場合	3割	「定期券割引購入申込書」を購入時に提出

申請に必要なもの
手帳、印鑑

窓　　口　（→43ページ）
〈身体障害者手帳をお持ちの方〉
サービス調整グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ（18歳未満）
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈精神障害者福祉手帳をお持ちの方〉
東京都福祉局精神保健医療課
☎03（5320）4464
各民営バス会社

タクシー運賃

心身障害者(児)がタクシー乗車時に、本人確認のため、身体障害者手帳又は愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳に貼付された写真を呈示することにより運賃が割引となります。

対　象　身体障害者手帳又は愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

割引率　メーター表示額の10%が割引となります(10円未満の金額は切り捨て)。
福祉タクシー券(→87ページ)を利用した場合も割引が受けられます。

窓　口　(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会
☎03(3264)8080　FAX03(3221)7665

航空旅客運賃(国内線に限る)

対　象　次のいずれかに該当する12歳以上の方および戦傷病者の方
①身体障害者と介護者
②知的障害者とその介護者
③精神障害者

割引率　各航空会社が設定(ただし国内線に限る)

利用方法　航空券購入時と搭乗時に手帳を呈示

窓　口　各航空会社

有料道路通行料

対　象　①身体障害者が自分で運転する場合
②介護者が第1種障害者を乗せて運転する場合
第1種障害者の範囲(→120ページ)

対象車両　登録できる自動車は1人につき1台(営業車は除く)

割引率　50%

申請に必要なもの　①手帳
②運転免許証(自分で運転する場合)
③自動車検査証等

利用方法　手帳を呈示し料金を支払います。
ETCシステム(有料道路の料金所に停車せずに支払いができるシステム)も割引が適用されます(①②③の他に障害者本人名義・ETC力ード及びETC車載器セットアップ申込書・証明書等が必要です。)。

窓　口　(→43ページ)
〈身体障害者手帳をお持ちの方〉
サービス調整グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ(18歳未満)
東部障害支援センター
西部障害支援センター

問合せ先　有料道路ETC割引登録係
☎045(477)1233
(平日午前9時から午後5時)

フェリー旅客運賃

対　象　身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介護者1名(ただし、第2種の方は本人のみ)

割引率　各会社により異なります。

利用方法　乗車券を購入する際に障害者手帳または愛の手帳を呈示

窓　口　各フェリー会社

駐車禁止規制の対象除外

対　　象　都内に住所を有し、下表に記載する手帳の種別、障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方が対象です。

手帳の種別	障害の区分			障害の級別
身体障害者手帳	視覚障害			1級から3級までの各級又は4級の1
	聴覚障害			2級又は3級
	平衡機能障害			3級
	肢体不自由	上肢機能障害		1級、2級の1又は2級の2（両上肢に障害がある方※）
		下肢機能障害		1級から4級までの各級
		体幹機能障害		1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能	1級又は2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
			移動機能	1級から4級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害			1級又は3級
	免疫機能障害			1級から3級までの各級
	肝臓機能障害			1級から3級までの各級
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害			特別項症から第3項症までの各項症
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害			特別項症から第4項症までの各項症
愛の手帳（療育手帳）	1度又は2度			
精神障害者保健福祉手帳	1級			
小児慢性特定疾病医療受給者証	色素性乾皮症の支給認定を受けている人			

手 続 き　都内のいずれの警察署(交通課)で申請することができます。受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時30分までの間です。(土・日・祝・休日及び年末年始の12/29～1/3除く)

申請は原則として本人が行ってください。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合は、当該申請者の親権者、配偶者又は三親等以内の血族若しくは姻族、東京都パートナーシップ宣言による証明を受けた相手方を申請代理人として申請することができます。

申請に必要なもの　①駐車禁止等除外標章交付申請書（身体障害者等用）②手帳等（色素性乾皮症の方は小児慢性特定疾病医療受給者証）③発行日から3ヶ月以内の本人の住民票の写し

申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面及び申請代理人本人の確認ができる運転免許証などを持参する。

窓　　口　巣鴨警察署　☎03(3910)0110 FAX03(3918)8110
池袋警察署　☎03(3986)0110 FAX03(3986)2580
目白警察署　☎03(3987)0110 FAX03(3987)6500
警視庁ホームページ
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/

高齢運転者等専用駐車区間制度

内　　容　高齢運転者等専用駐車区間において、専用の標章を掲示することによって、駐車を可能とする制度です。

対　　象　70歳以上の方、聴覚障害又は肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方、妊娠中又は出産後8週間以内の方

窓　　口　警視庁　駐車対策課（除外許可担当）
☎03(3581)4321(警視庁代表)

申　　請　巣鴨警察署　☎03(3910)0110
池袋警察署　☎03(3986)0110
目白警察署　☎03(3987)0110

身体障害者標識(身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が普通自動車を運転する場合は、標識(マーク)を車の前面と後面の定められた位置に表示するように努めてください。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、標識(マーク)を表示して進行している車両へ「幅寄せ」や「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。

購入方法　お近くの力一用品店又は全日本交通安全協会　☎03(3264)2641
FAX03(3264)2645

各種料金等の軽減

水道・下水道料金

内　容　上記手当の証書・印鑑など持参して手続きをすれば、水道料金、下水道料金の基本料金等が、免除されます。

対　象　①特別児童扶養手当を受けている世帯
②児童扶養手当を受けている世帯

窓　口　東京都水道局　豊島営業所
〒171-8524　西池袋１-７-７
東京西池袋ビルディング２階
☎03(5958)5870　FAX03(3985)9517

NHK受信料

内　容　対象の方にNHKへの申請に必要な確認書を交付します。

対　象　**〈全額免除〉**
「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合
〈半額免除〉
①視覚障害者・聴覚障害者・重度の障害者(身体障害者１・２級・愛の手帳１・２度・精神障害者１級)が世帯主かつ受信契約者の場合
②戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第１款症の方が世帯主かつ受信契約者の場合

申請に必要なもの　手帳、印鑑

窓　口　(→43ページ)
〈身体障害者手帳をお持ちの方〉
サービス調整グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
〈愛の手帳をお持ちの方〉
知的障害者支援グループ
児童・障害児支援グループ（18歳未満）
〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方〉
池袋保健所健康推進課、長崎健康相談所、(→43ページ)、池袋保健所出張窓口（区役所４階）
〈戦傷病者手帳をお持ちの方〉
東京都福祉局　生活福祉部　企画課援護恩給担当
☎03(5320)4078　FAX03(5388)1403

問合せ先　NHK首都圏局
(視聴者リレーションセンター
東京東オフィス)
☎03(3343)1045
(平日午前10時から午後５時)

郵便料金

内　容　年４回以上定期的に発行される刊行物で日本郵便(株)の承認を受けたもの(第三種郵便物)や、福祉の増進、学術研究の振興などを目的として差し出されるもの[第四種郵便物(通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物)]の郵便料金を低料または無料としています。

窓　口　日本郵便(株)　豊島郵便局
〒170-0013 東池袋３-18-１
☎0570(943)618
郵便テレホン
☎(0120)232886(フリーダイヤル)

郵便はがきの無料配付(青い鳥郵便葉書)

内　容　お一人につき、通常郵便はがき20枚を青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に入れて無料で差し上げています。
※申込期間に限りがあります。

対　象　身体障害者手帳１・２級の方、療養手帳に「A」(または、１度・２度)と表記されている方で希望する方

申請に必要なもの　手帳
※代理申込み、郵便申込みもできます。

窓　口　日本郵便(株)　豊島郵便局
〒170-0013 東池袋３-18-１
☎0570(943)618
郵便テレホン
☎(0120)232886(フリーダイヤル)

都立公園等入場料

対　象　身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添者は手帳を呈示すれば無料で入場できます(車いすの貸出しも行っています。)。

施　設　恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、多摩動物公園、神代植物公園、旧芝離宮恩賜庭園、浜離宮恩賜庭園、清澄庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族園、旧岩崎邸庭園

窓　口　建設局　公園緑地部　公園課
☎03(5320)5376

都立公園駐車場料金

対　象　身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳を呈示すれば無料で利用できます。

施　設　光が丘公園、石神井公園、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園、神代植物公園、代々木公園、砧公園、水元公園、小金井公園、野川公園、駒沢オリンピック公園、府中の森公園、木場公園、東綾瀬公園、潮風公園、舎人公園、夢の島公園、葛西臨海公園、篠崎公園、大泉中央公園、城北中央公園ほか

窓　口　(公財)東京都公園協会公園事業部営業課
☎03(3232)3138

都立美術館等の観覧料

内　容　身体障害者手帳・愛の手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方と、その付添いの方は無料で観覧できます。
※展覧会により無料とならない場合もあります。展示内容や開館情報等、詳細はお問い合わせください。

施　設　東京都江戸東京博物館（令和８年春（予定）まで改修工事のため休館中)、江戸東京たてもの園、東京都美術館、東京都庭園美術館、東京都写真美術館、東京都現代美術館

窓　口　東京都生活文化局文化振興部文化事業課
☎03(5000)7237　FAX03(5388)1327

携帯電話割引サービス

内　容　割引制度、割引率等は契約内容等によっても異なりますので、直接ご利用の電話会社へお問い合わせください。

対　象　身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方

区立自転車駐車場

対　　象　身体障害者、知的障害者または精神障害者等の方は、定期使用料、当日利用の利用料金が手帳の提示により減免になる場合があります。各駐車場窓口までお問い合せください。

	名　称	所在地	電話	開設時間	自転車		原動機付自転車	
					定期	当日	定期	当日
自転車駐車場	池袋駅東	東池袋1-50-23	03(5951)5751	4:00～1:30	○	○	－	－
	池袋駅西	西池袋3-20-1	03(3590)3837	4:00～1:30	○	○	－	－
	池袋駅南	南池袋2-21-6	03(5944)8687	4:00～1:30	○	○	－	－
	池袋駅北	池袋1-4-20	03(3590)3838	4:00～1:30	○	○	○	○
	要町駅南	要町1-4-11	要町南管理 03(5995)1107	6:00～0:45	○	○	－	－
	要町駅北	要町1-10-8		24時間	○	－	○	－
	駒込駅北	駒込2-2-2	03(5974)4469	4:00～1:30	○	○	○	－
	巣鴨駅南	巣鴨1-13-8	巣鴨北管理 03(3576)0165	4:00～1:30	○	○	○	○
	巣鴨駅北	巣鴨2-7-11		4:00～1:30	○	○	○	○
	巣鴨駅第三	巣鴨2-9-23		24時間	○	－	○	－
	千川駅西	要町3-22-11	千川北1管理	24時間	○	－	－	－
	千川駅南	要町3-9-16	03(3955)4440	6:00～0:45	○	○	－	－
	千川駅北第一	要町3-44-8	千川北1管理 03(3972)4220	6:00～0:45	○	○	○	○
	千川駅北第二	要町3-55		6:00～0:45	○	－	○	－
	西巣鴨駅	西巣鴨3-26-1-213	03(3918)5778	6:00～0:15	○	○	－	－
	南長崎	南長崎4-13-5	03(3953)0795	5:00～1:15	○	○	○	○
	目白駅東	目白1-4-1	目白東管理 03(3986)5681	4:00～1:30	○	○	－	－
	目白駅西	目白3-4-3		4:00～1:30	○	○	－	－
	目白駅北	目白3-16		24時間	○	－	○	－
	千登世橋	雑司が谷3-1-7		24時間	○	－	－	－
	大塚駅南	南大塚3-33-3	大塚南管理 03(6912)5071	4:00～1:30	○	－	－	－
	大塚駅北口第三	北大塚2-4先、8先		24時間	○	－	－	－
	大塚駅北口第四	南大塚3-33-4		24時間	○	－	－	－
	空蝉橋オートバイ専用駐車場	北大塚2-3先	(公財)東京都道路整備保全公社 03(5638)3760	24時間	－	－	○	－
	椎名橋	長崎1-9-30、南長崎1-25-27	03(3974)4577	24時間	○	－	－	－
	新大塚駅	南大塚2-8先、2-10先、3-1先	大塚南管理	24時間	○	－	－	－
自転車置場 登録制	神田川第一登録制自転車置場	高田3-9先	シルバー人材センター 03(5950)6820	24時間	○	－	－	－
	東池袋登録制自転車置場	南池袋2～4先路上			○	－	○	－

窓　　口　土木管理課　駐輪場管理グループ　☎03(3981)4847　FAX03(3981)4844

粗大ごみ等の処理手数料

　生活保護、児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給を受けている世帯については、申請により粗大ごみ等の収集にかかる手数料を免除しますので下記にご相談ください。

窓　　口　豊島清掃事務所　池袋本町１－７－３
☎03(3984)9681　FAX03(3987)8449

ごみの出前収集

高齢者、障害者等の世帯で、自力でごみを集積所まで出すことが困難であり、身近な人の協力を得ることが出来ない場合、ご自宅の玄関先までごみ収集にうかがいます。

対象者は以下のとおりです。

① 65歳以上の高齢者のみの世帯(おおむね介護保険の要介護度２以上の人のみで構成されている世帯)

② 障害者のみの世帯(おおむね障害の程度が１、２級の人のみで構成されている世帯)

③ その他（上記①、②以外の人で同程度の身体状況にある人）

窓　口　豊島清掃事務所　池袋本町１－７－３
☎03(3984)9681　FAX03(3987)8449

証明書発行機・コンビニ交付

コンビニ交付サービスは全国５万か所以上でご利用いただけます。

令和５年８月１日現在

	証明書発行機	コンビニ交付
設置場所	区役所３階（総合窓口課）	マルチコピー機を設置している全国のセブンーイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート
	東部区民事務所	
	西部区民事務所	
利用時間	平日　午前８時30分～午後５時	毎日　午前６時30分～午後11時
	土曜　午前９時～午後５時 臨時閉庁日を除く ※区役所のみ	
発行可能な証明書	住民票の写し	住民票の写し
	印鑑登録証明書	印鑑登録証明書
	課税（非課税）・納税証明書	課税（非課税）・納税証明書
発行手数料	１通300円	１通300円

※証明書発行機は年末年始はご利用いただけません。

※ご利用には利用者証明用電子証明書を登録した顔写真付きのプラスチック製マイナンバーカードまたは、マイナポータルアプリからスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンと、カード発行時に設定した４ケタのパスワード入力が必要です。

※スマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンは、Androidの対応機種のみ利用ができます。また、ファミリーマート、ローソン、セブン・イレブンのみ利用できます（iPhoneについては対応予定のため、豊島区ホームページをご参照ください)。

※証明書発行機･コンビニ交付ではマイナンバーの記載された住民票は発行できません（マイナンバーの記載が必要な場合は、区役所、区民事務所の窓口でご請求ください)。

※証明書発行機・コンビニ交付による証明書発行はすべて有料です。公的年金に使用する等手数料が免除扱いとなる証明書は、総合窓口課・東部・西部区民事務所窓口に直接ご請求ください。

※機器の点検等による臨時の休止については「広報としま」､「豊島区ホームページ（アドレス：https://www.city.toshima.lg.jp/)」「豊島区公式Ｘ（ユーザー名：@city_toshima)」等でお知らせします。

窓　口　総合窓口課　証明グループ
☎03(3981)4766　FAX03(5954)8907

NTT無料番号案内(ふれあい案内)

内　容　NTTの電話番号案内(104番)が無料で利用できます(ご利用には事前に登録が必要です。)。

対　象　①身体障害者手帳をお持ちで、いずれかの障害のある方
- 視覚障害、１～６級の方
- 肢体不自由（上肢・体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）１・２級の方
- 聴覚障害、２・３・４・６級の方
- 音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害、３・４級の方

②戦傷病者手帳をお持ちで、いずれかの障害のある方
- 視力の障害、特別項症～第６項症
- 上肢の障害、特別項症～第２項症
- 聴覚障害、第２項症、第４項症
- 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害、第１項症、第２項症、第４項症

③愛の手帳をお持ちの方
④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

窓　口　フリーダイヤル　☎(0120)104174
FAX(0120)104134
午前９時～午後５時
※土日、祝日、年末年始を除く
※FAXによるお問合せの注意事項
- お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受付けられません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- 返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。

※なお、有料の番号案内(104番)は2026年３月31日をもって終了となりますが、上述の無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」は継続いたします。
番号案内(104番)終了後のふれあい案内はご案内の時間帯等を見直す予定であり、具体的なご利用方法については、ふれあい案内をご登録のお客さまへ別途ご案内いたします。

施設など

豊島区立心身障害者福祉センター

在宅障害者の方の自立と社会参加を促進するために、多様な事業を行っています。また、心身障害者、関係団体およびボランティアの活動の場として会議室等の提供も行っています。

〈貸室事業〉

対　　象　区内在住の障害者とその保護者、障害者団体、障害者を支援するボランティア団体

貸出時間　月～土（年末年始を除く）
午前９時～午後９時
日・祝　午前９時～午後５時

〈自立訓練（機能訓練）事業〉

ケガや病気などによる障害のある方が家庭や地域で生活を送るために必要な機能訓練や社会参加に向けたプログラムを提供します。本人等の所得により、利用料金が必要です。

対　　象　介護保険の同様のサービスを利用していない65歳未満の身体障害者など

〈高次脳機能障害相談〉

高次脳機能障害のある方やご家族・支援する方たちに、個別相談（随時相談・専門相談）や講演会・セミナーなどを通じて生活で生じている様々な問題を解決するための支援を行っています。

〈失語症の人のコミュニケーション支援事業〉

区内在住の失語症者及び失語症者が参加する団体に、「コミュニケーション支援者」を派遣します。

窓　　口　豊島区立心身障害者福祉センター
☎03(3953)2811　FAX03(3953)9441
月～金（祝日・年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時

基幹相談支援センター

区内の中核的な役割を持つ相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談業務を実施するほか、区内の相談支援事業所との連絡会の開催等を実施します。

〈総合的・専門的な相談支援〉

一般的なご相談のほか、リハビリテーション医、公認心理師などの専門職による相談支援を行なっています。（専門相談は予約制）

〈地域の相談支援体制の強化にむけた取組〉

相談機関との連携強化や個別支援会議、事例検討会、研修会などを開催し、地域の相談支援体制に係る職員のスキルを高めていきます。

窓　　口　基幹相談支援センター（豊島区立心身障害者福祉センター内）
☎03(3953)2811　FAX03(3953)9441
月～金(祝日・年末年始を除く)
午前８時30分～午後５時

障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する相談や通報・届出からの対応、関係機関とのネットワーク及び障害者虐待の防止に関する区民・障害福祉事業者、企業等への周知活動を行っています。

受付時間　月～金（祝日・年末年始を除く）
午前８時30分～午後５時

※上記以外は留守番電話対応
Eメール
A0015702@city.toshima.lg.jp

相談方法　電話、来所、メール

相談窓口　障害者虐待防止センター（豊島区立心身障害者福祉センター内）
☎03(3953)2870　FAX03(3953)9441

福祉ホームさくらんぼ

心身障害者のかたが保護者の高齢化・疾病などの理由で、就労または福祉作業所等への通所が困難となった場合に、住み慣れた地域で生活ができるよう、自立助長のための日常生活の援護、支援を行う施設です。

長期自立援護	３年間を限度に入所し、日常生活の援助を受けながら生活の自立を目指します。 ・対象者 区内に１年以上住んでいる15歳以上の愛の手帳所持者（心身障害者）で、日中の活動や就労の継続が可能な方。 ・定員４名
短期自立訓練	一日数時間から３泊４日まで個々の状況に応じて自立訓練を行います。 ・対象者 区内に住んでいる15歳以上の愛の手帳所持者（心身障害者）で、就労、作業所などの福祉施設に通所している方。 長期自立及び緊急一時の利用に空きのある時に利用ができます。 ・定員２名
緊急一時保護 （レスパイト）	・対象者 区内に住んでいる愛の手帳所持者（心身障害者）で、保護者の疾病、冠婚葬祭等で一時的に介護を要する方（最長７日間） 福祉ホーム以外の施設に入所するまで一時的に介護を要する方（最長３ヶ月間） ・定員４名

使用料等　長期自立援護は本人の所得に応じて、最高月額６万円まで
短期自立訓練、緊急一時保護は食費負担のみ（１食500円）

利用方法　あらかじめ登録をして、事業に応じて利用を受け付けます。

問合せ先　福祉ホームさくらんぼ
☎03(5396)9581　FAX03(5396)9105

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

窓　口　（→43ページ）
身体障害者支援グループ
東部障害支援センター
西部障害支援センター
知的障害者支援グループ
精神障害者福祉グループ

総合施設（国立障害者リハビリテーションセンター）

身体障害者の種類や程度に応じて、各専門分野の職員で構成するリハビリテーションチームにより社会復帰のための治療および訓練を総合的に行います。

窓　口　（→43ページ）
身体障害者支援グループ

盲人ホーム

自営したり雇用されることが困難なあんま師、はり師、きゅう師の免許をもっている視覚障害者が入所（通所）し、施設を利用して、営業や技術養成指導を受けます。

窓　口　（→43ページ）
身体障害者支援グループ

障害児入所施設

種　類		内　容
入所施設	福祉型障害児入所施設（盲児）	目が全く見えないか、少し見えても日常生活が困難な児童が入所し、生活指導及び職業指導を受けます。
	福祉型障害児入所施設（ろうあ児）	耳が全く聞こえないか、少し聞こえても日常生活が困難な児童が入所し、生活指導及び職業指導を受けます。
	福祉型障害児入所施設（知的障害児）	知的障害児で入所による集中訓練が必要な児童又は家庭や児童の状況などから保護者に監護させることが不適当な児童が入所し生活指導などを受けます。
	福祉型・医療型障害児入所施設（自閉症児）	医療型：入院による特別な療育が必要な自閉症を主な症状とする児童が入所し、精神科医師の一般的な診療、心理指導、生活指導を受けます。 福祉型：施設入所が必要な自閉症を主な症状とする児童が入所し、生活指導を受けます。
	医療型障害児入所施設（肢体不自由児）	上肢、下肢または体幹の機能などに障害がある児童又は筋萎縮症の児童が入所し、医学的治療、機能訓練、職能訓練及び生活指導を受けます。
	医療型障害児入所施設（重症心身障害児）	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童が入所し、治療及び日常生活の指導を受けます。

窓　口　豊島区児童相談所　☎03(6758)7910(→44ページ)　FAX03(6758)7919

障害児通所支援事業所

【児童発達支援事業所】

事業所名（※は多機能）	住所	電話番号
豊島区立児童発達支援センター　※	豊島区千早4-6-14	03-6777-0370
LITALICOジュニア巣鴨教室	豊島区巣鴨1-14-5 第一松岡ビル2階	03-5395-7535
中央愛児園＜児童発達支援センター＞	豊島区南大塚3-43-11	03-5927-1285
LITALICOジュニア池袋西口教室　※	豊島区池袋2-46-3　CIMA100 ビル2F	03-5928-2646
イルカ児童園（池袋教室）　※	豊島区池袋4-1-7　アポロ池袋ビル2階	03-6697-9174
発達支援つむぎ　目白ルーム	豊島区目白4-31-22　YUI-ENN目白1階	03-6908-2102
ファーストステップ池袋教室	豊島区要町2-9-12 要町ホワイトビル1階A号	03-3955-0808
ハッピーキッズスペースみんと大塚　※	豊島区北大塚3-10-4　岩田ビル1階	03-5961-1022
手話でいきる子どもの児童発達支援・放課後等デイサービス　あ～とん塾　※	豊島区巣鴨3-6-12　藤ビル2階	FAX:03-5980-7140
るくまむABA療育　目白ルーム	豊島区目白5-25-6　コイワイビル201	03-6908-2435
ABA児童発達支援・放課後等デイ療育ぷーあーぷー雑司が谷　※	豊島区雑司が谷2-3-2　SHINYAビル2階	03-5924-6422
space　Kid's.conプ・ア・プ	豊島区南長崎4-1-1　BAJビル1階	03-6914-4634
放課後等デイサービス ウィズ・ユー落合南長崎　※	豊島区南長崎4-43-3 ソサエティオーパスワン1F	03-4363-8764
モンテッソーリ　こどものいえ　目白教室	豊島区目白2-5-28　1階	03-6709-1368
コペルプラス　大塚教室	豊島区南大塚3-43-5 ウィルテラス南大塚201	03-6914-3891

事業所名（※は多機能）	住所	電話番号
Animo Kidsスパーク大塚園	豊島区南大塚3-38-11 ヒルクレスト南大塚1階	03-5927-9001
ワールドキッズひよこ椎名町　※	豊島区南長崎1-17-14　田辺ビル1階、2階	03-6657-0777
サクラサク　※	豊島区駒込1-10-9　コーポフェリーチェ 101	03-6912-1389
ウィズ・ユー雑司が谷　※	豊島区雑司が谷3-10-10	03-5906-9700
てらぴぁぽけっと池袋教室	豊島区池袋3丁目34-13　伊勢宗ビル1階	03-5810-3211
児童発達支援・放課後等デイサービス ステラ―キッズ　※	豊島区南長崎2-17-13　アクアレーラ1階	03-5906-5899

【放課後等デイサービス事業所】

事業所名（※は多機能）	住所	電話番号
放課後等デイサービス アフタースクールの会	豊島区長崎6-35-8 ライオンズマンション東長崎第三　101号	03-5926-8300
エントランス　池袋教室　※	豊島区高松1-7-6	03-6909-5740
児童デイサービス・アニマートいけぶくろ	豊島区東池袋3-11-7 ライオンズマンション池袋第3　2階201号室	03-5960-7139
オリーブキッズ　せんかわ	豊島区千川2-12-11　府川ビル1階	03-5926-7852
ハッピーキッズスペースみんと大塚　※	豊島区北大塚3-10-4　岩田ビル1階	03-5961-1022
space　Kid's大塚	豊島区南大塚1-50-12　糸原ビル2階	03-5981-9979
放課後等デイサービス　ライトハウス	豊島区南長崎5-10-10　エラール1階	03-6915-3694
LITALICOジュニア池袋西口教室　※	豊島区池袋2-46-3　CIMA100ビル　2F	03-6863-4400
手話でいきる子どもの児童発達支援・ 放課後等デイサービス　あ～とん塾　※	豊島区巣鴨3-6-12　藤ビル2階	FAX:03-5980-7140
オリーブキッズせんかわ（重症心身障害児）	豊島区千川2-12-14　オリーブビル2階	03-5917-3960
児童デイサービス・アニマートおおつか	豊島区北大塚2-30-5　ベルブライト1階	03-6903-7250
ABA児童発達支援・放課後等デイ療育 ぷーあーぷー雑司が谷　※	豊島区雑司が谷2-3-2　SHINYAビル2階	03-5924-6422
放課後等デイサービス コンパスマイル落合南長崎	豊島区南長崎3-6-14	03-3565-6929
児童デイサービス・アニマートすがも	豊島区巣鴨3-6-14　class巣鴨1階	03-5972-1987
オリーブキッズちはや	豊島区千早1-23-20　ISM101号室	03-5926-5711
放課後等デイサービス ウィズ・ユー落合南長崎　※	豊島区南長崎4-43-3 ソサエティオーパスワン1F	03-4363-8764
イルカ児童園（池袋教室）　※	豊島区池袋4-1-7　アポロ池袋ビル2階	03-6697-9174
エントランス　G.O.A.T.	豊島区要町1丁目39-11	03-5926-3249
ワールドキッズひよこ椎名町　※	豊島区南長崎1-17-14　田辺ビル1階、2階	03-6657-0777
サクラサク　※	豊島区駒込1-10-9　コーポフェリーチェ 101	03-6912-1389
ウィズ・ユー雑司が谷　※	豊島区雑司が谷3-10-10	03-5906-9700
児童発達支援・放課後等デイサービス ステラ―キッズ　※	豊島区南長崎2-17-13　アクアレーラ1階	03-5906-5899
space Kid's 西巣鴨	豊島区西巣鴨1-36-3　自在ビル2階	03-6903-4780

【居宅訪問型児童発達支援】

事業所名（※は多機能）	住所	電話番号
アットイーズ訪問型児童発達支援　※	豊島区上池袋4-27-20 パーサヴィアランス上池101	03-6824-5551

【保育所等訪問支援】

事業所名（※は多機能）	住所	電話番号
豊島区立児童発達支援センター　※	豊島区千早4-6-14	03-6777-0370
アットイーズ訪問型児童発達支援　※	豊島区上池袋4-27-20 パーサヴィアランス上池101	03-6824-5551
ABA児童発達支援・ 放課後等デイ療育ぷーあーぷー雑司が谷　※	豊島区雑司が谷2-3-2　SHINYAビル2階	03-5924-6422
エントランス　池袋教室　※	豊島区高松1-7-6	03-6909-5740
ウィズ・ユー雑司が谷　※	豊島区雑司が谷3-10-10	03-5906-9700

窓　口　（→43ページ）

施設・事業者支援グループ

通所施設（区内）

【指定障害福祉サービス事業所】

事業種別	名称	対象	所在地	連絡先	主な作業（事業）内容等
生活介護	豊島区立駒込 生活実習所	知	〒170-0003 駒込4-7-1	TEL03(3910)2301 komagome@ikuseikai-tky.or.jp	割箸袋入れ、手工芸、フレークシール、卓上カレンダー等
	豊島区立目白 生活実習所	知	〒171-0031 目白5-18-8	TEL03(3953)4194 mejiro@ikuseikai-tky.or.jp	雑貨販売（紙ふぶき、Ｔシャツ、オリジナル缶バッジ等）、アトリエ活動 http://mejiro.ikuseikai-tky.or.jp
	豊島区立目白 生活実習所分室 ぷらす	身知	〒170-0012 上池袋2-5-1 健康プラザとしま2階	TEL03(6890)4194 bun-mejiro@ikuseikai-tky.or.jp	雑貨販売（紙ふぶき、Ｔシャツ、オリジナル缶バッジ等）、アトリエ活動 http://mejiro.ikuseikai-tky.or.jp
	ポシェット	特定なし	〒171-0052 南長崎6-34-7 風の樹ビル	TEL03(3950)2075 pochette@yukiwari.org	日常生活上の支援や文化・スポーツ活動 http://www.yukiwari.org/
	いけぶくろ茜の里	知	〒171-0014 池袋4-15-10	TEL03(5960)5231　FAX03(3989)2115 akanenosato@frontier-sw.or.jp	創作・運動・雑貨販売等
	マイファーム	特定なし	〒170-0013 東池袋2-18-7 恵安ビル3階	TEL03(6812)1358　FAX03(6812)1357	ゆっくり過ごせる居場所の提供。その人らしい地域生活づくりをサポート
就労移行支援	豊島区立駒込福祉作業所分室　就労サポートIKEHOOON　※休止中	知	〒170-0011 池袋本町1-6-12	TEL03(3910)2301 ikehooon@ikuseikai-tky.or.jp	製菓、就労プログラム、ビジネスマナー、名刺
	さらぽれ/池袋	身知精	〒171-0022 南池袋2-30-7 サトービル2F	TEL03(5944)9123 ikebukuro@sarapore.jp	オフィスワークを中心としたパソコン操作と業務処理能力を習得し、働き続ける力をつける https://sarapore.jp/
	LITALICOワークス 大塚	身知精	〒170-0013 東池袋2-13-14 マルヤス機械ビル4F-B	TEL03(5956)5116 info_otsuka_wk@litalico.co.jp	企業目線で体系化された実践重視プログラム http://works.litalico.jp
	SIN医療福祉 サービス	精	〒170-0002 巣鴨1-19-12 八木下ビル6F	TEL03(6912)0954 info@sin-service.com	就職のためのストレスマネジメント、生きづらさの解消、ビジネススキル、PCスキル等 http://sin-service.com
	Kaien池袋	精	〒170-0013 東池袋1-25-14 アルファビルディング2F	TEL050(2018)0076 career-bk@kaien-lab.com	精神障害の方を対象にした就労移行支援・職業訓練 https://www.kaien-lab.com
	Linkキャリア サポートセンター	身知精難	〒170-0013 東池袋1-25-17 ウエストビル7F	TEL03(6912)8298　FAX03(6912)8297 info@link-carrer.jp	ビジネススキル・PCスキル・生活習慣改善・メンタルマネジメント・就労準備プログラム http://link-carrer.jp
	SAKURA 池袋センター	身知精	〒171-0022 南池袋1-25-1 EQUINIA南池袋8F	TEL03(3971)0133　FAX03(3971)0134 sakura_ikebukuro@socat.jp	安定した就労を目指すための、ビジネスマナー、PC・コミュミケーションワーク・生活習慣・就労知識・企業から受注した作業による実践研修 https://sakura-trust.jp/center/ikebukuro/
	ウェルビー 池袋センター	精身難知	〒171-0014 池袋2-40-13 VORT池袋Ⅰ7階	TEL03(5956)2011　FAX03(5956)2012 info@welbe.co.jp	パソコンスキル、ビジネスマナー、就活プログラム、グループワーク、軽作業 http://www.welbe.co.jp
	就労移行支援事業所 プレンティとしまく	難知精	〒170-0005 南大塚2-26-12 鈴音ビル201号	TEL03(5981)9555　FAX03(5981)9860 info@plenty-otsuka.boo.jp	ヨガ･AI（人工知能）農園実習、SST、JST、工賃作業 http://plenty-otsuka.boo.jp
	ニューロリワーク 大塚センター	知精難	〒170-0004 北大塚2-27-3 富士建ＬＫビル3階	TEL03(5980)9023　FAX03(5980)9024 info@include-inc.co.jp	生活習慣の改善と就労スキル向上で安定就労をサポート https://neuroworks.jp/
	manaby 駒込駅前事業所	身知精難発	〒170-0003 駒込1-42-2 EK駒込ビル3階･4階	TEL03(6902)0497 komagome@manaby.co.jp	事務、デザイン、プログラミングなどのITスキル学習や、ストレスマネジメントなどの自己理解プログラムなど個別支援で一人ひとりの自分らしく働くをサポート。就職に必要な知識が自分のペースで学べる。「駒込駅」南口徒歩1分。 https://manaby.co.jp
	脳卒中・身体障害専門 就労支援センター 「リハス」大塚	高身難精	〒170-0004 北大塚2-8-11 プログレスヒルズ5階	TEL03(5944)5134 info-rihas@rehas.co.jp	身体障害者、高次脳機能障害、難病の方へ、障害理解、代償手段の獲得を目指し、医療・福祉専門職が一般就労に向けて支援します。
	ディーキャリア 池袋オフィス	精	〒170-0014 池袋1-8-7 サン池袋Ⅰ301	TEL03(5957)1225 ikebukuro@dd-career.com	自己理解・特性理解に特化したプログラム。良い人間関係を築くコミュニケーションスキル。我慢ではなく、自分を大切にできるスキルが身につきます。
	就労移行支援事業所 COCOCARA	難知精	〒170-0012 上池袋3-19-7 グランメゾン2F	TEL03(5980)8834 info@cccara.com	動画編集やWebデザイン、IT、事務スキルにも対応。企業担当者など外部講師を招いた講座も毎月開催。

身：身体障害　知：知的障害　精：精神障害　難：難病　高：高次脳機能障害　発：発達障害

事業種別	名称	対象	所在地	連絡先	主な作業（事業）内容等
就労定着支援	いけぶくろ茜の里	知	〒171-0014 池袋4-15-10	TEL03(5960)5231　FAX03(3989)2115 akane_shurou@frontier-sw.or.jp	就労に関する相談支援、面談、職場訪問 http://www.frontier-sw.or.jp
	さらぽれ／池袋	身 知 精	〒171-0022 南池袋2-30-7 サトービル2F	TEL03(5944)9123 ikebukuro@sarapore.jp	来訪面談や就労先への訪問、本人・会社・支援者3者面談等を実施しています。 https://sarapore.jp/
	LITALICOワークス大塚	特定なし	〒170-0013 東池袋2-13-14 マルヤス機械ビル4F-B	TEL03(5956)5116 info_otsuka_wk@litalico.co.jp	就職者と企業の双方に面談やヒアリングをおこない、仕事内容や業務時間など『働く環境』を調整し、不安を解消していきます。 http://works.litalico.jp
	SIN医療福祉サービス	精	〒170-0002 巣鴨1-19-12 八木下ビル6F	TEL03(6912)0954	電話相談、面談、企業訪問、医療機関連携、関係機関連携等 http://sin-service.com
	Linkキャリアサポートセンター	精身難知	〒170-0013 東池袋1-25-17 ウエストビル7F	TEL03(6912)8298 info@link-carrer.jp	就労されている方の相談支援、就労先企業との連携支援、生活改善支援
	ウェルビー 池袋センター	精身難知	〒171-0014 池袋2-40-13 VORT池袋Ⅰ7階	TEL03(5956)2011　FAX03(5956)2012 info@welbe.co.jp	企業訪問、電話での相談支援、企業・医療機関・支援機関との連絡調整及び連携
	Kaien池袋	精	〒170-0013 東池袋1-25-14 アルファビルディング2階	TEL050(2018)0076 FAX050(2018)0907 career-bk@kaien-lab.com	就労中の精神障害者の方を対象にした、就労定着支援及びキャリアプランニング
	Pachira	知 精	〒170-0004 北大塚3-34-7	TEL03(5928)1920　FAX03(5928)1925 pachira-toshima@housinkai.or.jp	対面支援、就労者サポート
	ニューロリワーク大塚センター	知 精 難	〒170-0004 北大塚2-27-3 富士建LKビル3階	TEL03(5980)9023　FAX03(5980)9024	安定した生活習慣と就労継続をサポート https://neuroworks.jp/
	ディーキャリア池袋オフィス	精	〒170-0014 池袋1-8-7 サン池袋Ⅰ301	TEL03(5957)1225 ikebukuro@dd-career.com	企業訪問・定期面談・随時相談支援等を実施。長期就労をサポート。
	SAKURA池袋センター	身 知 精	〒171-0022 南池袋1-25-1 EQUINIA南池袋8階	TEL03(3971)0133　FAX03(3971)0134 sakura_ikebukuro@socat.jp	面談や企業訪問、関係機関と連携し、就労継続をサポート。 https://sakura-trust.jp/center/ikebukuro/
	脳卒中・身体障害専門就労支援センター「リハス」大塚	難身 知精 高	〒170-0004 北大塚2-8-11 プログレスヒルズ5階	TEL03(5944)5134 info-rihas@rehas.co.jp	就労後、ジョブコーチがご本人・企業双方にヒアリングし、働きやすい環境づくりを支援、長期就労をサポートします。
	就労定着支援事業所COCOCARAワークス	特定なし	〒170-0012 上池袋3-19-7 グランメゾン2階	TEL03(5980)8834	就労支援から定着支援まで一貫したサポート、企業訪問や電話相談が1人1人に合った利用プランニングを行います。
就労継続支援A型	自立支援センターまめの樹	身 知 精	〒170-0013 東池袋5-7-1 DRS第3ビル1F	TEL03(5927)9207　FAX03(5927)9208 mamenoki@roukyou.gr.jp	清掃業務、喫茶
	フードサービス事業所	精 知	〒170-0004 北大塚3-34-7	TEL03(3915)9052 FAX03(3915)9166 haishoku@housinkai.or.jp	配食弁当、オードブル会議用弁当販売 http://housinkai.or.jp
	ふれあいファクトリーcafèふれあい本店	特定なし	〒171-8422 南池袋2-45-1 豊島区役所4階	TEL03(3980)5020　FAX03(3980)5021 cafefureai@gmail.com	cafe運営、接客、調理弁当販売等 http://housinkai.or.jp
	シーキューブトーキョー	精	〒171-0022 南池袋2-8-5 MIビル6階	TEL03(6555)4630	記帳代行、PCデータ入力
就労継続支援B型	豊島区立駒込福祉作業所	知	〒170-0003 駒込4-7-1	TEL03(3910)2301 komagome@ikuseikai-tky.or.jp	軽作業（封入、丁合他）、喫茶、チョコレート販売
	豊島区立目白福祉作業所	知	〒171-0031 目白5-18-8	TEL03(3953)4195 hukusaku-mejiro@ikuseikai-tky.or.jp	雑貨販売（ノートブック、Tシャツ、カレンダー、ふせん、バッグ）、清掃、軽作業、印刷、名刺点字、アトリエ活動 http://mejiro.ikuseikai-tky.or.jp
	みつばちブンブン	身 知 精	〒171-0052 南長崎6-34-13 風の樹ビル2号館	TEL03(3954)0839 bunbun@yukiwari.org	カフェ、清掃、文化芸術活動はらっぱ公園を育てる会を通じて地域交流活動 http://www.yukiwari.org/
	AOLA	精	〒171-0052 南長崎5-11-4 ユーピハイツ1階	TEL03(6908)1919　FAX03(6908)0809	DM、チラシはさみ込み、軽作業全般、清掃、マクラメ編み等自主制作
	ジョブトレーニング事業所Ivy	精	〒170-0004 北大塚3-34-7	TEL03(3915)9002　FAX03(3915)9166 jobtr@housinkai.or.jp	DM、清掃、ポスティング、軽作業 http://housinkai.or.jp
	共同作業所オーク	精	〒171-0014 池袋2-53-13 ルート池袋第2ビル4F・5F・6F	TEL03(5992)8287 oak@enomoto-clinic.jp	竹細工、木工、革工芸の制作・販売・清掃
	いけぶくろ茜の里	知	〒171-0014 池袋4-15-10	TEL03(5960)5231　FAX03(3989)2115 akane_shurou@frontier-sw.or.jp	パン・菓子製造及び販売、清掃、軽作業（封入封緘、検品、箱詰めなど）
	このはの家	精	〒171-0052 南長崎5-18-7 コーポ藤102	TEL03(6850)3019 conoha@jasper.dti.ne.jp	パン、菓子製造販売及び配達、清掃作業

身：身体障害　知：知的障害　精：精神障害　難：難病　高：高次脳機能障害　発：発達障害

事業種別	名称	対象	所在地	連絡先	主な作業（事業）内容等
就労継続支援B型	は～と豊島	身知精	〒171-0022 南池袋4-24-5 セピア南池袋201	TEL03(5927)9795 heart-toshima@mx2.alpha-web.ne.jp	軽作業(お線香軽量・検品・封入、自動車部品組立て、害虫駆除容器作成、お茶類粉計量・封入、Tシャツプリント剥がし作業、DM封入・封止め、ネット商品検品・封入、データ入力）実習プログラム
	自立支援センターまめの樹	身知精	〒170-0013 東池袋5-7-1 DRS第3ビル1F	TEL03(5927)9207　FAX03(5927)9208 mamenoki@roukyou.gr.jp	清掃、事務（データ入力等）、軽作業（発送作業・自主製作等） https://www.i-mamenoki.com
	こみっとプレイス	身知精	〒171-0022 南池袋4-10-5　1階	TEL03(6903)1355 commit-place@roukyou.gr.jp	お菓子の製作及び販売、手芸品の製作及び販売、カフェの補助作業、軽作業（軽量、パッケージングなど）、その他
	就労継続支援B型 Base Camp	精	〒171-0043 要町3-22-10 星野館ビル401号室	TEL03(5926)7418 info@base.or.jp	イベント企画・運営、オリジナルグッズ販売、精神科病院退院支援プログラム、大学等での講義 https://base.or.jp
	ワークスペース QULEBO（クレボ）	精身難知	〒170-0004 北大塚2-17-4 大塚キャリアビル3階	TEL03(6903)6538 info@qulebo.jp	パソコンよるデータ入力・発送代行・軽作業 https://qulebo.jp
	ル･ピュル	精	〒171-0051 長崎1-18-9 阿部ビル	TEL03(6905)8005 nwh-lepur@tiara.ocn.ne.jp	箱の組立て、ＤＭの封入封緘等の軽作業、ゴミ袋の販売配達、ポスティング、清掃
	リハスワーク豊島	精身難知	〒170-0004 北大塚2-8-11 プログレスヒルズ4階	TEL03(5980)8764	木の商品（チップ・はがき・しおり）の製作、シェアハウスの清掃、ホテル清掃、福祉施設での清掃、環境整備、リネン交換等各種支援作業、ブログ作成
	にじげん池袋	精	〒170-0013 東池袋1-32-1 第2アムスビル3F	TEL03(6912)5458	推し活、刺繍グッズ制作、軽作業、データ入力、イラスト作業、動画編集作業、カードポップ作成、美容室清掃（施設外就労）
自立訓練機能訓練	豊島区立心身障害者福祉センター	身高	〒171-0031 目白5-18-8	TEL03(3953)2811 A0015702@city.toshima.lg.jp	身体障害者等の機能訓練
自立訓練生活訓練	リヴァトレ 高田馬場	精	〒171-0033 高田3-7-9 花輪ビル1F	TEL03(5985)4423 info@liva.co.jp info-takadanobaba@liva.co.jp	うつ病・双極症の方の再発予防訓練･復職･再就職プログラム http://liva.co.jp
	マイファーム	特定なし	〒170-0013 東池袋2-18-7 恵安ビル3階	TEL03(6812)1358　FAX03(6812)1357	プログラム等を通した自立支援サポート

【地域活動支援センター】

地域活動支援センターⅠ型	地域生活支援 センターこかげ	身知精難高	〒170-0005 南大塚3-32-9 西島ビル4F	TEL03(5958)1990 FAX03(5958)2096 kokage@housinkai.or.jp	相談支援、地域移行、オープンスペース、地域交流
地域活動支援センターⅡ型	豊島区立心身障害者福祉センター	身高	〒171-0031 目白5-18-8	TEL03(3953)2811 A0015702@city.toshima.lg.jp	創作的活動
	雑司谷デイサポートセンター	身高	〒171-0022 南池袋3-7-8	TEL03(5958)1176	創作的活動、入浴サービス http://www.keisinen.or.jp
地域活動支援センターⅢ型	地域活動支援 センターそよかぜ	精	〒171-0052 南長崎5-29-10 コーポ島忠1F	TEL03(6908)1679 center-soyokaze@aozora-toshima.jp	喫茶、各種プログラム（健康、パン、音楽、菓子）
	ハートランド みのり	知精	〒170-0013 東池袋2-18-7 恵安ビル2階	TEL03(5928)1920 FAX03(5928)1925 hl-minori@housinkai.or.jp	グループ活動（創作、演劇、音楽他）、公園清掃
	麦の家	身知精	〒170-0012 上池袋3-16-20 アジュール北池1F	TEL03(3576)6332 muginoie@t.toshima.ne.jp	軽作業、布製品の製作・販売、清掃
	地域活動支援 センターフレンド	精	〒171-0051 長崎1-1-17 百瀬ビル	TEL03(6318)6193 network-houyu@chime.ocn.ne.jp	紙製品等の製作・販売、リサイクルショップ、カフェの運営
	あとりえ ゆうかり	精	〒171-0044 千早2-29-6	TEL03(3554)8284 yu-kari@xd5.so-net.ne.jp	ビーズアクセサリー製作・販売、軽作業 http://www.atelier-yu-kari.com
	サンハウス	精高	〒171-0041 千川2-37-6 山口ビル1F	TEL03(3972)2375 center_sunhouse@ybb.ne.jp	軽作業（紙フィルターの枚数数え等）、レクリエーション
	ハートランド ひだまり	精知	〒170-0004 北大塚3-34-7	TEL03(3949)2963 FAX03(3915)9166 hidamari@housininkai.or.jp	喫茶・弁当（調理、接客、配達、洗濯） http://housinkai.or.jp
	ガーデニング	精	〒171-0052 南長崎5-26-13 熊谷ビル2F	TEL03(6908)0285 FAX03(6908)0686 garden-ing@abeam.ocn.ne.jp	フリースペース、食事会、レクリエーション等

身：身体障害　知：知的障害　精：精神障害　難：難病　高：高次脳機能障害

入所施設（区内）

名称	対象	所在地	連絡先
雑司谷	身	〒171-0022　南池袋3-7-8	TEL03(5958)1176
いけぶくろ茜の里	知	〒171-0014　池袋4-15-10	TEL03(5960)5231　FAX03(3989)2115

身：身体障害　知：知的障害

グループホーム（区内）

名称	対象	所在地	連絡先
すず苑	知	千早2-8-6	TEL080-1363-0428
城北地域生活支援センター はいむ巣鴨	知	巣鴨4-21-16	TEL03(5303)9453
レヂオンス巣鴨	知	巣鴨5-15-8	TEL03(3915)5256
はなみずき	知	池袋3-70-14	TEL03(3971)8132
ユーカリ	知	長崎2-16-18	TEL03(5965)2676
夢みる館	知·身·精	南長崎5-21-7	TEL03(3950)3845
ハニーブンブン１号館	知·身·精	南長崎6-19-5	TEL03(3982)5334
ハニーブンブン２号館	知·身·精	南長崎6-16-8	TEL03(5996)0380
ハニーブンブン３号館	知·身·精	南長崎6-16-9	TEL03(3953)2025
グループホーム長崎いずみの郷	知	長崎4-45-6	TEL03(3958)7772
ちは家	知	千早4-3-10	TEL03(6909)3947
ケアホーム青空	知·精	池袋本町4-6-1	TEL03(6912)7061
ホームさくら空	知·身	南大塚2-25-30	TEL03(6304)1654
グリーンハウス	知	南長崎3-26-10	TEL03(5982)4770
niima	知·身	池袋2-24-17	TEL03(6384)4755
たすはちホーム長崎	知	長崎6-18-12	TEL03(6384)0301
オリーブハウス	知	千早3-30-3	TEL03(5986)8686
アイリスホーム雑司が谷	知	雑司が谷1-2-9	TEL(0120)849153
オレンジホーム第一	精	豊島区内	TEL03(5969)8434
オレンジホーム第二	精	豊島区内	
オレンジホーム第三	精	豊島区内	
ネーブルホーム第一	精	豊島区内	
ネーブルホーム第二	精	豊島区内	
グループホームつくしんぼう	精	豊島区内	TEL03(3915)9051
ふくふく雑司が谷	精	豊島区内	TEL03(6907)2457
ふくふく鬼子母神	精	豊島区内	TEL03(5954)4041
ふくふく南池袋	精	豊島区内	TEL03(5926)3630
ふくふく滞在南池袋	精	豊島区内	
いちじくスルー　千川ユニット	精	豊島区内	TEL03(5926)9644
いちじくスルー　上池ユニット	精	豊島区内	
グループホームあおぞら第一	精	豊島区内	TEL03(6908)1688
グループホームあおぞら第二	精	豊島区内	
グループホームあおぞら第三	精	豊島区内	
グループホームあおぞら第四	精	豊島区内	
すずらんハウス　すずらんユニット	精	豊島区内	TEL03(5926)6679
すずらんハウス　司ユニット	精	豊島区内	
すずらんハウス　レオパレスユニット	精	豊島区内	
すずらんハウス　高弘ユニットA	精	豊島区内	
すずらんハウス　高弘ユニットB	精	豊島区内	
パサニアトレース	精	豊島区内	TEL03(3959)2247
グループホーム　コノヒカラⅠ	精·知	豊島区内	TEL03(5358)9351
グループホーム　コノヒカラⅡ	精·知	豊島区内	
グループホーム　コノヒカラⅦ	精·知	豊島区内	
デイズグループホーム豊島区長崎	精·知	豊島区内	TEL03(5926)9299
陽彩はうす　北池袋1	精	豊島区内	TEL070(4385)9615
ステップ・ハウスⅡ	精	豊島区内	TEL03(5974)5091

身：身体障害　知：知的障害　精：精神障害

心身障害者等福祉団体

団体名	会の概要
豊島区身体障害者福祉協会	・代表者　京谷　宣明 昭和25年発足。会員は約20名で、肢体、視覚、聴覚、内部疾患者などで構成。生活職業の相談、指導者研修会、新春の集い、定例会、地域社会活動の交流、スポーツの親交、自立機能日帰り研修、区・社協の事業に参加、ふれあい文化祭、ユニバーサルデザイン検証、宿泊研修、その他区に協会の要望を行っている。
豊島区肢体不自由児者を育てる会	・代表者　高橋　勝 昭和28年「豊島区肢体不自由児者父母の会」として発足。昭和39年に現在の名称「豊島区肢体不自由児者を育てる会」に改名。内部疾患・言語障害・知的障害を伴う肢体不自由児者を正会員として、障害児者とその保護者（準会員）で会を構成。会員23名。障害者の自立を目指した社会参加の推進、日常生活の向上、地域社会の理解を深める事を目的とし、月例役員会、春の日帰り研修、夏季林間施設研修、新年会、会員親睦会、区・社会福祉協議会の行事に参加。会員の要望を都、区等に行っている。
豊島区手をつなぐ親の会	・代表者　礒﨑　たか子 昭和28年発足、会員は約35名、豊島区に在住する知的障害のある子の保護者（後見人）及び、本会の目的と事業に賛同してくれる方を会員とする。障害者（児）の教育充実、自立の為の社会参加推進、親亡き後の援助の実現、地域社会の理解を深める事を目的とした啓蒙活動を実施する。役員会、福祉講座、社会自立訓練、研修会、会員交流会を実施。NPO法人麦の家（地域活動支援Ⅲ型）のバックアップ他、区・社会福祉協議会の行事に参加。障害者（児）の施策充実のため、都、区等に要請を行っている。
豊島区聴覚障害者協会	・代表者　長谷川　則之 昭和49年発足、会員数約80名、会員相互の協力により、手話言語通訳者等の養成に努めている。定期総会、一日バスハイク、一泊研修旅行、手話スピーチコンテスト、親睦のつどい、クリスマス交流会、手話講習会受講生交流会、三者合同交流会、障害者問題等の講演会、定例会等、高齢聴覚障害者サロンを実施している。毎月１回豊聴協ニュースを発行している。NPO法人豊島区手話通訳者派遣センター運営委員会の運営をしている。豊島区、豊島区民社会福祉協議会の行事に参加している。全日ろ連、関ろ連、東聴連の上部ろうあ団体との連携を密にして聴覚障害者の施策充実のため区に対して要望を行っている。
豊島家族会	・代表者　久野　明美 昭和46年発足。会員は約15名。精神障害者とその家族が、お互い助け合い学びつつ、精神障害者の福祉と医療の向上を目的とした活動を行っている。社会復帰の援助、年金の増額、福祉手当の実現等による、親亡き後の援助の実現を目的とする。医療相談、研修事を開催。区・社会福祉協議会の行事にも参加。
豊島区盲人福祉協会	・代表者　市原　寛一 平成28年発足、会員数約20名。ノーマライゼーションの理念に基づき、区内在住、在勤、在学の盲人の生活安定と福祉増進を図り、物理的にも精神的にもバリアのない社会を目指すことを目的として活動している。社会体験や交通安全教室の開催、スポーツのつどいやふくし健康まつりへの参加を行っている。

福祉のまちづくり

「福祉のまちづくり」事業

「だれもが安心して快適に暮らせるまち」を目指して、「豊島区福祉のまちづくり整備要綱」「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき区有施設はもちろんのこと、民間の方が建てる多数の者が利用する建築物等についても車いすの利用できるトイレやエレベーター、スロープによる段差解消など「整備基準」を定めており、施設所有者・管理者に対して、施設の新設や改修に際して基準への適合を求めています。

届出が必要な施設（特定都市施設に該当する場合に届出が必要です）

区　分	都　市　施　設		特定都市施設
①公共的建築物	学校等施設	幼稚園、小、中、高等学校、大学、専修学校など	すべて
	医療等施設	病院又は診療所(患者の収容施設を有するもの)	すべて
		診療所（患者の収容施設を有しないもの)、助産所、施術所、薬局※	すべて
	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	1,000㎡以上
	集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含む。1の集会室の床面積が200㎡を超えるもの)、公会堂	すべて
		集会場（冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの）	1,000㎡以上
		公民館など	200㎡以上
	展示施設等	展示場、自動車展示場など	1,000㎡以上
	物品販売業を営む店舗	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど※	すべて
		卸売市場	2,000㎡以上
	宿泊施設	ホテル、旅館など	1,000㎡以上
	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
		事務所（他の施設に附属するものを除く）	2,000㎡以上
	共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿など	2,000㎡以上
	福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて
	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場など	1,000㎡以上
	文化施設	博物館、美術館、図書館など	すべて
	公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1,000㎡以上
	飲食店等	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など※	すべて
		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	1,000㎡以上
	サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店など※	すべて
	工業施設	工場など	2,000㎡以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		すべて
	自動車関連施設	自動車車庫	500㎡以上
		自動車修理工場、自動車洗車場	200㎡以上
		ガソリンスタンド※	すべて
		自動車教習所	1,000㎡以上
	公衆便所	公衆便所	すべて
	公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上
	地下街	地下街など	2,000㎡以上
	複合施設	都市施設の複合建築物	2,000㎡以上
②道　路	道路	道路法による道路	すべて
③公　園	公園等	都市公園、児童遊戯園、都立霊園、その他都立及び区市町村立公園など	すべて
④公共交通施設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留所、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて
⑤路外駐車場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの		500㎡以上

・小規模建築物は、※の付いている用途で、用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の建築物です。
・特定施設の欄の面積は、建築物にあっては用途に供する部分の床面積の合計（増築等の場合は、当該増築等に係る部分の床面積の合計)、路外駐車場にあっては駐車の用に供する部分の面積を表します。

窓　口　建築課　紛争調整グループ　☎03(3981)1391　FAX03(3980)5136

索引

あ

IT技術者在宅養成講座（重度身体障害者在宅パソコン講習）… 103
IT教室…… 105
愛の手帳（東京都療育手帳）……50
「あぜりあ歯科診療所」口腔保健センター（区）……72
安心住まい提供事業…… 115

い

池袋保健所・長崎健康相談所（区）……43
移動支援（地域生活支援事業）……83
医療機関（心身障害者（児））……72
医療機関案内……73

え

映画フィルムの貸出（字幕付き16ミリ）……93
映像ライブラリー事業（聴覚障害者向け）……93
NHK受信料の減免 …… 124
NTT無料番号案内（ふれあい案内）…… 128

お

大塚病院（都立）……72
屋内移動設備の給付……77
親子ふれあい助成事業…… 107
音楽教室…… 105

か

介護給付…… 29、82
介護保険課（区）……44
家庭生活訓練…… 105
紙おむつの支給・おむつ購入費の助成……78
関税の免除…… 118

き

基幹相談支援センター…… 129
吃音と上手に付き合うための吃音者講習・ピアカウンセリング… 106
機能回復助成（はり・きゅう・マッサージ）……78
休日診療・平日準夜診療……73
共同生活援助（グループホーム）…… 130
教養講座…… 105
居宅訪問型児童発達支援……99
緊急一時保護（区の制度）（心身障害者（児））……86
緊急通報システム（重度身体障害者等）……79

く

グループホーム（区内）…… 136
車いすの貸出……88
訓練等給付…… 100

け

軽自動車税…… 117
携帯電話割引サービス…… 125
原爆被爆者見舞金……62

こ

公園（都立）駐車場の無料利用…… 125
公園等（都立）入場料の免除…… 125
後期高齢者医療制度……71
航空旅客運賃（国内線に限る）…… 122
高次脳機能障害専用電話相談……45
高次脳機能障害相談…… 129
喉頭摘出者発声訓練…… 106
広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）……90
高齢運転者等専用駐車区間制度…… 123
高齢者医療年金課（区）……44
個人事業税…… 118
子育て支援課（区）……44
子ども家庭支援センター……44
子どもの医療費助成……70
困りごと援助サービス……82
ごみの出前収集…… 127
コミュニケーション機器等の貸出……93
コミュニケーション教室…… 105

さ

災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業……81
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業……83
在宅難病患者一時入院……86
さくらんぼ（福祉ホーム）…… 130

し

JR運賃 …… 120

視覚障害者外出支援事業（音声道案内）……89
視覚障害者ガイドセンター（都）……84
視覚障害者生活サポート……46
視覚障害者の情報・コミュニケーション支援……85
視覚障害に関する DVD 貸出…… 92
歯科診療機関（心身障害者（児））……72
自宅を訪問しての障害福祉サービス（介護給付）…82
失業給付（雇用保険）…… 101
失語症意思疎通支援者の養成…… 112
失語症の人のコミュニケーション支援者の派遣……85
指定難病一覧……65
私鉄運賃…… 120
自転車駐車場（区立）の使用料…… 126
児童育成手当（育成手当）（区の制度）……60
児童育成手当（障害手当）（区の制度）……59
自動車運転教習費の助成……87
自動車改造費の助成（重度身体障害者用）……88
自動車事故被害者に対する支援…… 104
自動車税…… 117
自動車燃料費助成……87
児童相談所（区）……44
児童発達支援……98
児童発達支援事業（豊島区立児童発達支援センター）… 95
児童扶養手当（国の制度）……59
児童福祉法……28
社会教養講座…… 105
社会福祉協議会（区）……48
就学相談……95
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業… 86
重度障害者の大学等修学支援事業……83
重度心身障害者手当（都の制度）……57
重度身体障害者等緊急通報システム……79
重度脳性麻痺者介護……83
住民税の非課税…… 116
就労支援…… 100
宿泊施設利用料…… 107
手話講習会…… 112
手話通訳者の養成…… 112
手話通訳者派遣センター……84
手話で学ぶ文章教室…… 105
障害基礎年金（国民年金）……61
障害（補償）給付（労働者災害補償保険）……62
障害厚生年金・障害手当金……62
障害児福祉手当（国の制度）……57
障害者虐待防止センター…… 130
障害者休養ホーム（都）…… 107
障害者控除（所得税・住民税）…… 116
障害者スポーツセンター（都）…… 108
障害者差別解消法……40
障害者総合支援法……27
障害福祉課（区）……42
障害者福祉会館（ピアカウンセリング）（都）……45
障害者福祉のしおり（デイジー版）……90
障害者リハビリテーションセンター（国）…… 112
障害児入所・通所施設等…… 131
障害手当金（一時金）（厚生年金）……62
障害等級別で申請可能な手当の早見表……54
小児総合医療センターこころの電話相談室……46
小児精神病入院医療費助成……64
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業……77
小児慢性特定疾病の医療費助成……68
傷病（補償）年金……62
証明書発行機・コンビニ交付…… 127
職業リハビリテーションセンター（国立）…… 103
自立支援医療（育成医療）……63
自立支援医療（更生医療）……64
自立支援医療費助成（精神通院医療）……69
寝具類洗濯乾燥サービス……78
人工肛門・人工膀胱造設者への講習会…… 106
心身障害者医療費助成（都）……63
心身障害者口腔保健センター（都立）……72
心身障害者等福祉団体…… 137
心身障害者福祉センター（区立）…… 129
心身障害者福祉センター（都）……45
心身障害者福祉手当（区の制度）……58
心身障害者扶養共済制度（都の制度）……60
心身障害者扶養年金（都の制度）……60
身体障害者障害程度等級表……52
身体障害者相談員（区）……48
身体障害者手帳……50
身体障害者標識（マーク）…… 123

す

水道・下水道料金の免除…… 124
スポーツのつどい…… 109
スマホ・パソコン教室…… 105
住み替え家賃助成…… 114
スモン患者に対するはり等施術費助成……71

せ

生活福祉資金の一覧…… 104
精神障害者保健福祉手帳……51
精神保健福祉センター（都）……47
成年後見制度の利用支援……49
「選挙のお知らせ」に点字シール …… 110

そ

総合施設（国立障害者リハビリテーションセンター）… 130
相続税…… 118
相談支援事業……32
贈与税…… 118
粗大ごみ等の処理手数料…… 126

た

体育館・プール（区立）の使用料…… 108
代理投票制度…… 109
タクシー運賃…… 122
たばこの小売販売業の許可…… 103
短期入所（ショートステイ）……86

ち

地域活動支援センター…… 135
地域生活支援事業……38
知的障害者相談員（区）……48
駐車禁止規制の対象除外…… 123
中等度難聴児発達支援事業……77
中途視覚障害者点字教室…… 105
中途失聴者・難聴者手話講習会…… 105
中途失明者緊急生活訓練…… 105
聴覚障害に関する図書・資料等の貸出・閲覧……94
聴力障害者情報文化センター……46

つ

通所施設（区内）…… 133

て

点字広報・声の広報……90
点字即時情報ネットワーク……91
点字投票制度…… 110
点字図書館……91
点字図書の給付……78
点字版区議会だより・声の区議会だより……90
点字録音刊行物作成配布……92
点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成…… 112

と

問い合わせ窓口一覧……39
東京しごと財団…… 102
東京消防庁緊急ネット通報……79
東京障害者職業センター…… 101
東京障害者職業能力開発校…… 102
東京都手をつなぐあんしん相談（青年期相談）……45
東京聴覚障害者支援事業所……46
東京都医療的ケア児支援センター（区部）……47
東京都難聴児相談支援センター……46
東京都難病相談・支援センター……47
東京都発達障害者支援センター（TOSCA）…… 47
都営交通（無料乗車券）…… 121
都営住宅…… 113
都営住宅使用料の減額…… 113
特定疾病の負担軽減……71
ときめき想造展…… 109
特別支援学級設置校・特別支援教室……96
特別支援学級（固定学級）まとめ展……96
特別支援学校……97
特別支援教育就学奨励費……96
特別児童扶養手当（国の制度）……59
特別障害給付金（国の制度）……61
特別障害者手当（国の制度）……56
読話講習会…… 105
豊島区障害者就労支援センター…… 100
図書・雑誌の製作と貸出・配信（視覚障害者用）…92
図書館の視覚障害者等サービス……91
図書レファレンスサービス（視覚障害者用）……92
都税納税通知書の点字サービス…… 119
都税納税通知書の音声コード対応…… 119
土曜余暇教室…… 107

な

難病患者福祉手当（区の制度）……58
難病の医療費助成（対象疾病一覧）……65

に

日常生活情報点訳等サービス（視覚障害者用）……92
日常生活用具・住宅改修費の給付……74
日曜教室（つばさ CLUB）…… 107
日中一時支援……83
日本視覚障害者職能開発センター…… 101

入所施設（区内）…… 136
入浴サービス……78

は

ハローワーク池袋（池袋公共職業安定所）…… 101
ハンディキャブの運行(リフト付乗用自動車)運転協力者… 111

ひ

B型・C型ウイルス肝炎治療費助成 ……70
美術館（都立）等の観覧料免除…… 125
ひとり親家庭等の医療費助成「㊱医療証」……69
被爆者援護事業に関する申請……70
119番ファクシミリ通報……80

ふ

FAX110 番・110 番アプリシステムによる緊急通報…80
フェリー旅客運賃…… 122
ふくし健康まつり…… 109
福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」…85
福祉住宅（区営・区立）（障害者向け福祉住宅)… 114
福祉タクシー券の交付……87
福祉電話の貸与……79
「福祉のまちづくり」事業 …… 138
福祉ホームさくらんぼ…… 130
福祉有償運送……89
文化教養講座…… 105

ほ

保育事業（障害児）……95
保育所等訪問支援……99
放課後等デイサービス……98
保健所・健康相談所（区）……43
補助犬の給付……88
補装具費の支給……74
ボランティア活動団体への支援協力等…… 111
ボランティアセンター（区）…… 111
盆踊り大会…… 109

ま

「㊱医療証」…… 69

み

民営バス…… 121
民生委員・児童委員……48

も

盲人ホーム…… 131
盲青年等社会生活教室…… 105
盲ろう者支援センター事業（都）……85
盲ろう者通訳・介助者派遣……84
木造住宅への耐震シェルター等設置助成…… 115
もちつき大会…… 109

や

家賃等債務保証制度…… 115

ゆ

UR都市機構の優遇区分及び近居割制度 …… 114
郵便等による不在者投票制度…… 109
郵便はがきの無料配付（青い鳥郵便葉書）…… 125
郵便料金の減免…… 125
有料道路通行料…… 122

よ

要約筆記者の派遣……84
要約筆記者の養成…… 112

り

利子等の非課税…… 119
理美容サービス（心身障害者）……77
リボンサービス（住民参加型在宅福祉サービス）…84
リボンサービス協力会員…… 111
リボンサービス賛助会員…… 111

れ

レファレンスサービス（聴覚・言語障害者）……93

広告のページ

○広告のページのお問い合わせは各社へお願いします。

○次回の障害者福祉のしおり発行までに広告の内容が変更することもあります。

豊島区口腔保健センター

あぜりあ歯科診療所

障害者・在宅歯科診療

やさしく診療します
［障害者歯科］

木曜日：午前 9：30～午後 0：30
土曜日：午後 1：30～午後 4：30

お宅に訪問し診察します
［在宅歯科診療］

月～土曜日：
午前 9：30～午後 4：30

むせ防止の指導をします
［摂食外来指導］

第 3 火曜日：
午前 11：30～午後 2：30

あぜりあ歯科診療所は豊島区歯科医師会が中心となり
障害のある方、寝たきりの方の口腔介護を通し
ご本人およびご家族の健康な笑顔作りを支援しています

〈ご利用方法〉

障害をお持ちの方 来院可能な方	寝たきりで 来院できない方
診療所に お越しください	お宅に 訪問します

お気軽にお問い合わせ・ご予約ください
診療所においでいただくか電話をご利用ください
（FAX でのご予約はご遠慮ください）
［電話番号］

03・3987・2425

［豊島区歯科相談窓口］

03・3987・2370

［受付時間］
月曜日～土曜日（但し祝祭日・年末年始は除く）

午前9時～午後5時

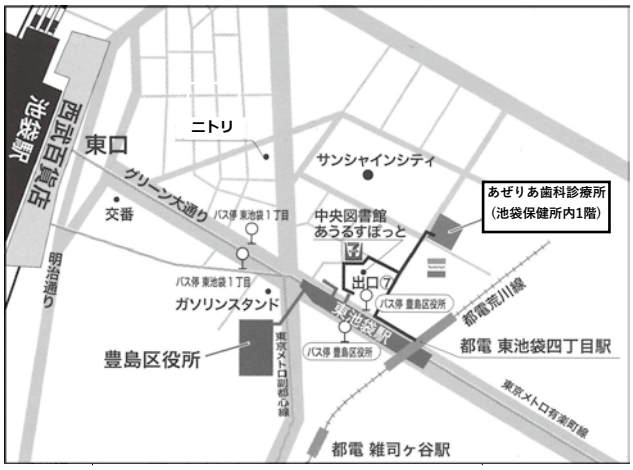

豊島区東池袋4－42－16
池袋保健所内1階

- **東京メトロ有楽町線　東池袋駅**
  7番出口から徒歩5分
- **バス停　豊島区役所下車**
  徒歩5分

この事業は豊島区からの委託を受け（公社）東京都豊島区歯科医師会が行っています

イルカグループ施設紹介

イルカ児童園

こどもの“元気”を育てます！

1.「自立の力」を育てます
身辺自立・日常生活活動・自己活動
食事指導・トイレトレーニング

2.「あそぶ力」を育てます
運動・感覚統合・集団遊び・認知
行動形成

3.「気持ちを伝える力」を育てます
紙芝居・文字・言葉・絵画・数

各種SNS更新中！
毎日の療育の内容はinstagram
施設の詳細はリタリコ発達ナビ
をご覧ください！

イルカ児童園は発達に心配のある0歳から6歳までの小学校入学前のお子様を対象とした施設です。
個別・集団的な指導を行い、全体的な発達を促す支援をしています。

☆どんな小さなことでも
ご相談ください☆

イルカ相談支援事業所は0歳から18歳までのお子様および障害者の方に向け、相談に応じて障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言などを行う事業所です。

☎03-3988-2688
メールでのお問い合わせ
irukasoudansien@yahoo.co.jp

児童発達支援事業所　放課後等デイサービス

（児発・保育型療育）
（放デイ・児童の個性や状況に合わせてサポートします）

ホームページ
https://irukajidouen-seika.com

運営：聖華株式会社
東京都豊島区池袋4-1-7アポロ池袋ビル2階
☎03-5391-3818
ruika888nozaki@yahoo.co.jp

〇施設拡大につき職員募集中〇
必要資格：保育士・各種教諭免許・社会福祉士・介護福祉士・言語聴覚士・作業療法士・看護師
その他詳細はお問い合わせください

マッサージ師が
ご自宅にお伺いし施術します

訪問地域
東京２３区・多摩地区
埼玉県（一部地域）
千葉県（一部地域）

在宅ケア鍼灸・マッサージとは・・・

■医師の同意（同意書は弊社で準備）を得て、国家資格を取得した鍼灸マッサージ師がお伺いします。

■東京都内の方で、障害者受給者証をおもちで、番号が 80137 なら、自己負担額なし。80136 なら 1 割負担です。

■面倒な事務手続きは、すべて当社の担当者がお手伝いいたします。

株式会社　東京在宅サービス
（在宅ケア鍼灸・マッサージ）
お問合せ　0120-137-034
東京都新宿区新宿 1-5-4-201
受付時間 9：00～18：00　日曜休み
https://www.t-zaitaku.e-doctor.info/

パラアートスクール　受講生募集中！

障害者のための PARAART SCHOOL

暮らしを豊かに　才能の発見と成長　社会参加と自立活動

貴方の才能を引き出してくれる素晴らしい講師陣 !!

久保貴寛

スクールについて

対象　障害のあるかた（初心者から経験者まで、年齢・障害種別問わず）
期間　4 月～翌年 3 月　第 1・3 日曜日
受講料　入学金 2,000 円、受講料 33,500 円
会場　東京都障害者福祉会館（三田）港区芝 5 丁目

A マンガイラスト講師 タナカミノル：イラストレーター 公社)日本漫画家協会 参与
A 絵画講師　八木道夫：画家 日本聴覚障碍者芸術協会会長
B 絵画講師 三石玄：画家、壁画
B 造形講師 友永詔三：造形作家、ＮＨＫのプリンプリン物語の人形デザイン
C 書道講師 堀吉光：書家 毎日書道展常任顧問・審査会員、
C 書道講師 石渡鷺遊：書家 書道教室・がゆう倶楽部主宰
D デジタルイラスト講師 タバタサトコ：イラストレーター動画エディター

問い合せ先：公益財団法人日本チャリティ協会 TEL03-3341-0803　FAX03-3359-7964　http://www.charitykyokai.or.jp

特定非営利活動法人

ネットワーク豊友

私どもは、こころの病をお持ちの皆様が、地域社会で自立し社会参加できるようお手伝いをするために、就労支援事業所と日中活動事業所を運営しております。
見学随時受付中です、お気軽にお問い合わせ下さい。

就労継続支援B型事業所 ル・ピュル
〒171-0051 豊島区長崎1-18-9 阿部ビル
TEL 03-6905-8005

作業 箱折り，DM封入，町内清掃など
就労支援 各種情報提供，定着支援など
開所日 平日9:00～17:00 土日祝祭日休

地域活動支援センター フレンド
〒171-0051 豊島区長崎1-1-17 百瀬ビル
TEL 03-6318-6193

LASC カフェスタッフのお仕事
https://www.lasc-toshima.com/
greenpepe リサイクルショップスタッフのお仕事
studiopepe 紙製雑貨品製作工房
開所日 平日9:00～17:00 土日祝祭日休

多様な人が行き交う町で…

誰かの幸せを願い　自分の幸せを求め

同じ時を過ごしませんか？

HOUSHINKAI

前身事業 1978 年設立

社会福祉法人豊芯会

～くらし・ちいき・しごと～ 一人ひとりを多様な事業で支えます！

☆障害者総合支援法による事業
- ○就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業
- ○就労定着支援事業
- ○地域活動支援事業　Ⅰ型・Ⅲ型
- ○共同生活援助（グループホーム）
- ○指定自立生活援助事業
- ○自立訓練（生活訓練）事業
- ○指定特定・指定一般相談支援事業
- ○生活介護事業

☆豊島区委託事業
- ○地域生活支援拠点コーディネート事業
- ○地域生活移行支援事業
- ○グループホーム活用型精神障害者ショートステイ事業
- ○東部障害支援センター・西部障害者支援センター

〒170-0004　東京都豊島区北大塚３-34-7
TEL 03-3915-9051／FAX 03-3915-9166
メールアドレス　ji-housinkai@housinkai.or.jp

知ってください
ヘルプカード

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

豊島区

（ヘルプカード表面デザイン）

ヘルプカードとは

障害のある人には、自ら「困った」と伝えられない人も多くいます。

ヘルプカードは、障害のある人が普段から身につけておくことで、緊急時、災害時、困った時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードです。

また、このヘルプカードの表面は、東京都の指定する共通様式でデザインされており、都内のどこでも活用することができます。

障害のある人が困っていたら

- 「どうしましたか？」と声をかけてください。
- 相手に伝わっているか確かめながらゆっくり話してください。
- ヘルプカードの裏面に手助けしてほしい内容が記載されています。

配付場所：豊島区　障害福祉課、東部障害支援センター、西部障害支援センター
池袋保健所、長崎健康相談所、東部区民事務所、西部区民事務所、
区立図書館、区内障害者通所施設、各都営交通機関

2012 TOSHIMA CITY
A SAFE COMMUNITY
セーフコミュニティ
国際認証都市・豊島区

ヘルプカードに関する問い合わせ先

豊島区　福祉部　障害福祉課
住所：〒１７１−８４２２　豊島区南池袋２−４５−１
電話：０３（３９８１）１７６６　ＦＡＸ：０３（３９８１）４３０３

※ご希望の方に配布しています。詳しくは窓口までお申し付けください。

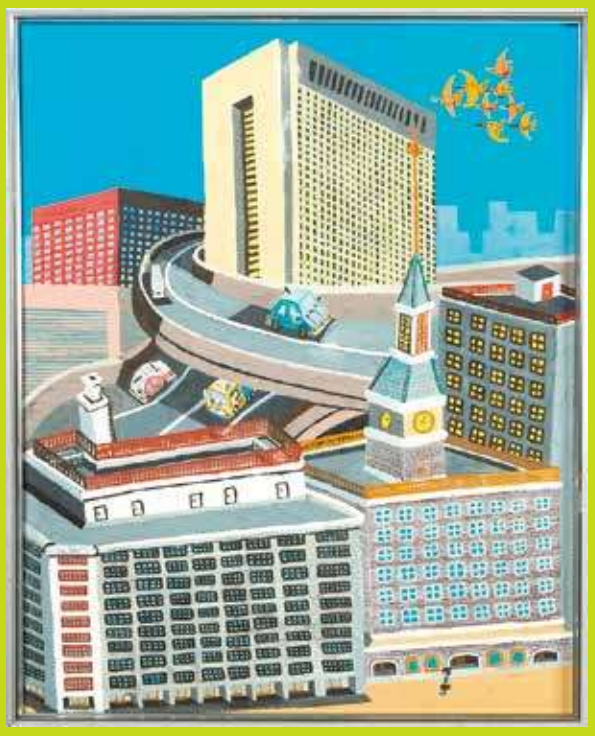

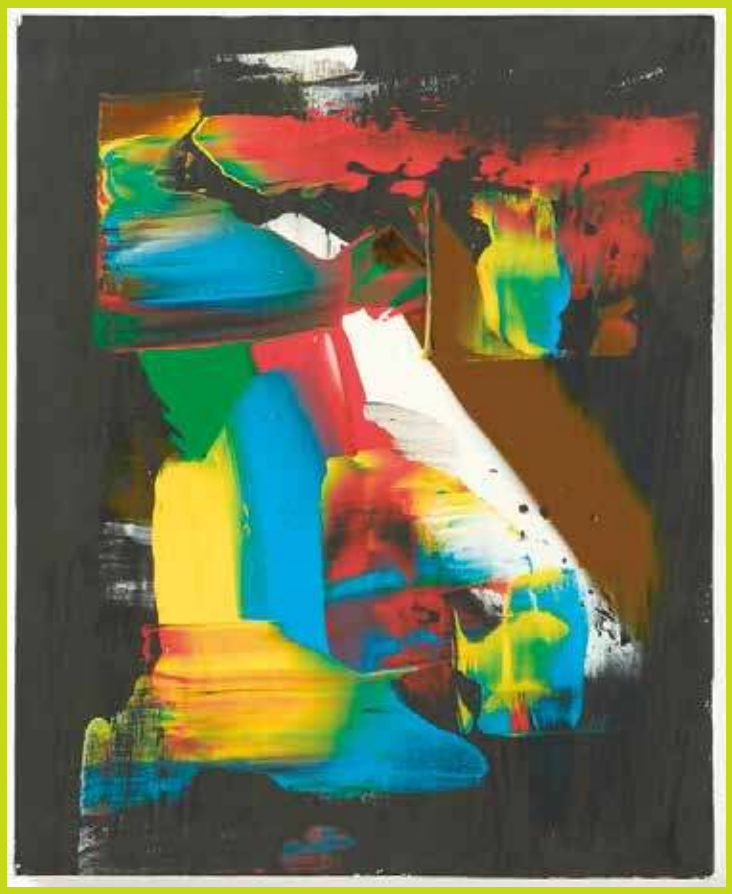

障害者福祉のしおり

発行年月日　令和７年７月
発　　行　豊島区
編　　集　豊島区福祉部障害福祉課
〒171-8422　豊島区南池袋2-45-1
☎ 3981-1766　FAX 3981-4303
印　　刷　東京都大田福祉工場